

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
106	埼玉県	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることの明確化	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できること(「指導大綱・監査要綱」で明確化すること。	県及び管轄の地方厚生局では、指導については、健康保険法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基づいて、監査については健康保険法第78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第72条の規定に基づいて、保険医療機関等に対して診療報酬の請求について共同で指導及び監査を行っている。それらについて、「指導大綱・監査要綱」に沿った業務を行う場合、診療報酬明細書を収集する必要がある。患者の診療報酬明細書は、市町村及び後期高齢者医療広域連合から収集している。その診療報酬明細書には、療養の給付を受けた被保険者の氏名や傷病名、診療内容等の個人情報が記載されているところ、保険医療機関等に対し指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報は厚生労働大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明確化されていない。そのため、市町村及び後期高齢者医療広域連合から診療報酬明細書提出の根拠に関する問い合わせがあるものの明確に回答することができず、対応に時間が割かれ、市町村及び後期高齢者医療広域連合においても提供の判断を下すのに時間を要している。なお、指導をする際は、医療機関が保険者に提出した診療報酬明細書と患者の診療録を突き合わせて指導を行う。そのため、個人が特定ができない場合、指導対象患者を指定することができなくなってしまうことから、匿名化した情報により指導を行うことはできない。	指導・監査業務に必要な診療報酬明細書を速やかに収集できることで事務の効率化につながる。	厚生労働省	茨城県、柏市、神奈川県、長野県、京都府、大阪府、岡山県	○指導等で必要となる診療報酬請求明細書等の提供について、保険者の中には、個人情報である事を理由に断られる事例は増えている。指導等の効果を上げるためにも、診療報酬明細書等の収集が不可欠である。
107	埼玉県	建設業許可申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること	①建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける都道府県知事への建設業の許可申請及び毎事業年度経過後の書類提出について、当該システムの連携機能を用いて都道府県事業税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となる機能を早期に実装する。 ②上記の機能が実装されるまでの当面の措置として、都道府県独自の納税情報に係る情報連携が構築されている場合には、都道府県知事への許可申請に係る事業税の納税証明書の添付を省略可能とする。	【現状】建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通省が開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。申請者の利便性を高めるため、建設業に係る国土交通大臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となっている。一方、都道府県知事許可の場合、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象となっておらず、納税証明書の提出が必要となっている。 【支障事例】当県における納税証明書の提出が必要な建設業許可に係る申請件数(令和4年度中)は1,001件となっており、毎事業年度経過後の書類提出の件数は21,685件となっている。その都度納税証明書の提出が必要となっているため、申請者にとっては、納税証明書の交付を受けた上で別途建設業許可の申請等を行うこととなり、負担となっている。また、当県にとっては、納税証明書を交付する事務が負担となっている。 また、県税納税情報に係る当県独自の情報連携体制の活用を検討しており、許可申請等の際に納税証明書の添付自体を省略し、申請者の同意を得た上で申請後に職員が独自の情報連携システムにより申請者の納税情報を確認及び審査する形を想定しているが、現行規定では添付の省略を可能とする告示等がなく、納税証明書の添付を不要とすることができない。 【参考】当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。	提案の実現により、行政事務の効率化並びに申請者の負担軽減及び利便性向上に繋がる。	国土交通省	茨城県、長野県、兵庫県、高知県	○当府においては、令和5年4月1日以降、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの利用を開始した。他都道府県と同様に、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象になっておらず、また、納税証明書の添付を不要とする規定等も存在しないところである。そのため、申請者及び行政庁側の事務負担があるものの、建設業許可申請において、引き続き交付を受けた納税証明書の提出を義務付けている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘の診療報酬明細書の収集の根拠規定についての明確化については、個人情報保護等の観点から関係省庁と協議等を行いながら検討してまいりたい。</p>	<p>保険医療機関等への指導及び監査は、国民健康保険法等の関係法令上、法定受託事務とされており、国から発出されている「指導大綱・監査要綱」に沿って指導及び監査を行う場合、診療報酬明細書を収集する必要がある。</p> <p>それにもかかわらず、指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報を厚生労働大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明確化されていないことから、根拠に関する問い合わせに対して明確に回答することができず、対応に時間が割かれ、市町村及び後期高齢者医療広域連合においても提供の判断を下すのに時間を要している。</p> <p>指導・監査業務に必要な診療報酬明細書を速やかに収集できることで、事務の効率化につながると考えている。早期の実現を目指し検討を進めていただき、あわせて検討内容及びスケジュールについて具体的にお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>①の実施については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムと埼玉県納税情報に関するシステムの連携が必要となることから、これらのシステムの連携に係る費用及び効果等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。</p> <p>一方で、②の実施については、埼玉県における納税情報の連携体制の準備状況等を踏まえ、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」(令和4年国土交通省告示第1302号)の改正について、前向きに検討してまいりたい。</p>	<p>①について、貴省HP資料「建設業許可等電子申請システムの概要(令和4年10月時点)」によれば、都道府県事業税の連携予定時期が「調整中」となっていることから、調整状況も含め、連携予定時期等の具体的なスケジュールを御教示いただきたい。なお、実現すれば申請者の負担軽減及び利便性向上に大幅に資することができることから、ぜひ前向きに御検討いただきたい。</p> <p>②について、前向きに御検討いただけること、感謝申し上げます。早期の支障解消に向け、検討の内容及びスケジュールについてもお示しいただきたい。なお、本提案は許可申請に係る事業税の納税証明書のほか、毎事業年度後の書類提出に係る事業税の納税証明書についても添付の省略を可能とするよう求めるものであることから、こちらも併せて御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国と都道府県における柔軟な協働・連携を通じて、都道府県税納税情報といった都道府県が保有するリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
108	埼玉県、新潟県、岐阜県、静岡県、茨城県、石川県、浜松市、京都府、兵庫県、奈良県、吉野川市、高知県	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工機機設備共同調査のオンライン化	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工機機設備共同調査において、オンライン調査を導入すること。	調査対象の工種で実際に使用する機械、材料、施工状況の写真及び作業日報等を回答するためには、施工業者への確認が必要であることから、当該調査の一部は、施工業者に回答の作成を依頼(委託)しているところ、国が配布するエクセル様式等に度々修正が発生する場合や追加調査が必要な場合など、その都度メール(データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者に連絡しなければならないため、回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率な事務を強いられている。	行政のオンライン化が促進され、行政事務の効率化及び施工業者の負担軽減につながる。	国土交通省	茨城県、石川県、浜松市、京都府、兵庫県、奈良県、吉野川市、高知県	○調査要領等の周知、調査依頼、回答の収集及び取りまとめ、調査内容の確認等について、国や県(本庁)⇨外部委託先(回答の収集及び取りまとめ)⇨県(出先事務所)⇨受注者(業者)の流れで行い、取り扱うデータ容量も大きいものがあることから非効率な状況である。また、当県では、調査回答の収集及び取りまとめを外委託していることから、行政事務の効率化と経費削減を図るため、オンライン調査の導入を希望する。 ○調査表エクセル様式等の当初配布、また、修正が発生した場合や追加調査が必要な場合など、その都度メール(データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者に連絡しなければならない。非効率な事務を強いられている。 ○調査票の変更が発生した際に、その都度施工業者に連絡し回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率を感じる。また、国土交通省に調査票を提出する際にも、データ容量が大きく分割して提出しなければならない場面もある。オンラインシステムでのやり取りが可能になれば、地方整備局担当者が調査票の提出状況の把握やとりまとめも効率的になると考えられる。
109	埼玉県、福島県、さいたま市、行田市、所沢市、東松山市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、静岡県	文化財関係国庫補助金申請等手続の電子化	文化財関係国庫補助金の手続において、現状の紙媒体での提出方法を急急に見直すこと。 ①見直しに当たっては、手続に係るオンラインシステムを構築し、申請や計画変更承認等の手続を同システム内で完結できるようにすることが望ましい。 ②システムの構築に時間を要する場合、PDF等電子データでの提出を可能とすること。さらに、データ容量が膨大になることが想定されることから、BOX(クラウドストレージ)での提出を可とすること。	【現行制度】 文化財保護法に基づく文化庁への文化財関係国庫補助金申請手続については、文化庁文化財補助金交付規則や文化財保存事業費関係国庫補助金実施要領にて紙媒体での提出が前提と思われる記載(「提出部数1部」)がある。また、申請時期に文化庁から発出される申請案内にて紙での提出が指定されている。 申請に先立つ事業計画照会の回答方法が、提出時期に文化庁から発出される提出案内にて紙での提出が指定されている。 【支障事例】 市町村から提出された書類を県で取りまとめているが、様式誤りや計算ミス等が散見されるため、確認に多大な事務負担が発生している(1件当たり20分×年間100件程度)。例えば市町村職員がシステム入力する形式での申請が可能となれば、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、事務負担が軽減される。 申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。 書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。 修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。 現在の紙媒体による提出方法においても書類の枚数が相当数に上ることから、メール等での提出では、データの送信(データ量)に当たり支障が生じることが想定される。補助金申請ではないが、一部の調査票はBOXでの提出が認められている。	行政のオンライン化が促進され申請者の利便性が向上する。	文部科学省	宮城県、羽後町、福島市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、豊橋市、羽曳野市、兵庫県、広島市、熊本市	○文化財関係国庫補助金申請手続等については、国から紙媒体での提出が指示されているため、書類郵送の手段と到着までの時間的なロスが生じる。オンラインシステムを構築することで、当市としても事務量の削減が期待できる。 ○データ提出となれば、提出期限までに余裕が生まれ、確認作業に時間を費やすことができる。 ○文化財関係国庫補助金申請書や実績報告書等の作成において、大量の紙書類を用意するため、資料の印刷や順番通り整えるのに時間を要している。また、紙提出の場合、修正後の差替えが煩雑になりやすく、文書管理の面でも問題が発生しやすい。 ○地理的な問題から、申請書等の提出や修正文書の差し替えなど、紙媒体でのやりとり期間を取られ、一部の市町村と県の業務時間の圧迫を招いている。 ○具体的な支障事例で指摘されている、「①申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。様式誤りや計算ミス等の確認に多大な事務負担が発生しているため、市町村職員がシステム入力する形式での申請を構築することにより、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、ミスの防止及び事務負担の軽減につながる」と考えられる。「②書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。③全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。④修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。」の4点は全て当市においても該当するものであり、行政のオンライン化が適切であると考えられる。 ○文化財所有者や市町村等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が生じている。システム入力形式での申請になり、自動エラーチェックができるようになれば、事務負担が大きく軽減される。 ○作成者(担当)で書式に違いがあり、積算等を電卓で換算するなど計算ミスに繋がる状況。紙提出も資料が膨大で、順に揃えるだけでも時間を要している。システム申請であれば、計算ミス等を防ぐことができ、また紙提出が不要であれば、かなりの事務処理が削減が期待できる。
110	埼玉県、深谷市、上尾市、越谷市	青色回転灯等装備車等証明書の発行等に関する申請等手続のオンライン化等	①青色回転灯等装備車等証明書の申請手続における申請書及び添付書類について、PDF等電子データでの提出を可能とし、オンライン化を可能とすること。 ②適切なパトロールの継続性を確保するための申請団体に対する講習について、「講習の効果の確認」及び「受講者の確認」の方法を参考事例と併せて明確に示し、オンラインによる実施を可能とすること。 ③上記①、②について、現行規定で可能なのであれば、その旨を明確化すること。	青色回転灯等装備車の証明等については、警察庁から各都道府県に事務処理要領等を示した通達が発出されており、各都道府県においては、同通達に基づく事務処理要領を定め運用している。 証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受理し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等を行うこととなり、申請から証明証の交付まで1か月程度の時間を要している。 また、現行制度では、申請者は書類を各警察署に持参又は郵送する必要があり、負担が生じている。さらに、書類の未送付等があった場合の手続の遅延及び書類の紛失等が懸念され、申請者への不利益が生じるおそれがある。 加えて、適切なパトロールの継続性を確保するために申請団体に対する講習の受講が規定されているが、オンラインによる講習が可能となるための具体的な実施方法や条件が不明であるため、対面で実施せざるを得ず、非効率な講習実施を図る上で支障が生じている。 当県内の市町村が、県内企業から青色防犯パトロールの実施を検討しているとの相談を受けたが、申請手続の煩雑性や対面講習の時間拘束が負担となり、検討を取りやめしてしまうケースが発生してしまっている。	行政のデジタル化が促進され、県民の利便性が向上し、行政の業務が効率化される。また、講習を受ける機会や方法が増えることで、受講者の増加が見込まれ、地域防犯の推進につながる。	警察庁	千葉市、八王子市、川崎市、相模原市、愛知県	○手続きのデジタル化により、申請者の利便性を向上させることは賛成であるが、同時に窓口である警察署、申請を取りまとめ証明書を発行する警察本部の負担の軽減を図る必要がある。申請者の多くは、高齢者であるため、デジタル化に対して、負担を要する高齢者が一定数見込まれ、オンラインによる講習と対面による講習の双方を実施すると窓口である警察署の負担が増える恐れがある。また、将来的には、青色回転灯装備車に関する手続きを含め、防犯ボランティア団体に関連する手続きは、警察が行わずとも、市町村と連携して、都道府県が行うようすれば、申請者の負担が軽減される。 ○講習を受けてから「パトロール実施者証」の交付を受けるまでに、1か月以上時間を要している状況で、人手異動で配属された職員が1か月以上パトロールを実施できないという支障が生じています。 ○市で新規に購入した回転灯付きパトロールカーについて、証明書の発行までに三週間程度を要したため、その間、パトロールに使用する車両を減らす必要が生じた。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご指摘の施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査協力における支障事例について、作業の負担軽減につながるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、引き続き、調査要領等の周知、調査依頼、回答の収集及び取りまとめ事務の改善等に努めて参ります。</p>	<p>第1次回答では、当県が求めている施工合理化調査等のオンライン化についての言及がないが、オンライン化に係る検討を確実に進めていただき、オンライン化が実現する可能性の有無も含めて、事務の改善の内容を具体的にお示しいただきたい。</p> <p>なお、公共事業労務費調査ではオンライン調査の試行が始まっており、オンラインにより書類の提出や確認等が行われているが、施工合理化調査等についても同様にオンライン化が実現すれば、支障となっている「回答用エクセル様式等に修正が発生する場合や追加調査が必要な場合、それらを施工業者に連絡する業務や照会・回答の取りまとめを行う事務」の省力化・効率化が図られると考えている。</p> <p>公共事業労務費調査におけるオンライン調査の試行で得られた知見を活かし、施工合理化調査等においてもオンライン化をぜひ実現していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>文化財補助金に係る書類の提出方法の見直しに当たり、オンラインシステムの構築については、各自治体において導入可能かどうかなどの予備調査やシステム設計検討、予算確保等を行う必要があります。今後、御提案については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)を踏まえ、検討を進めて参ります。</p> <p>また、オンラインシステムが構築されるまでの間においては、PDFファイル等の電子媒体による提出を検討して参ります。検討に当たっては、複雑・大型の設計図面など電子化への対応が直ちには馴染まない書類があることや、補助金関係文書の管理や確認が複雑になり事務量が増大することがないように留意したいと考えます。</p> <p>このため、御提案を踏まえて、補助金事務をより適切かつ効率的に進める観点で可能なものから段階的に電子化対応ができるよう検討して参りたいと考えます。</p>	<p>オンラインシステムの構築について、検討を進めていただけるとの前向きな回答をいただき感謝申し上げます。行政手続のオンライン化促進に資するため、実現に向けて検討を進めていただきたい。</p> <p>オンラインシステム構築までの経過措置としてのPDFファイル等の電子媒体による提出に当たっては、早期の実現を目指し、検討の内容及び実現までのスケジュールについてもお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>オンラインによる青色回転灯等装備車に係る証明等の申請手続や講習の実施の在り方については、都道府県警察の実情等を踏まえて検討を進めてまいりたい。</p>	<p>本提案に対し、検討をするとの前向きな御回答をいただき感謝申し上げます。県民の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。</p> <p>また、検討の内容及スケジュールについても具体的に御教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
111	浜松市	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市町村の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭庁	旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大田市、熊本市、鹿児島市	○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 ○当市でも審査の際に再度の確認が必要となり、負担が生じている。 ○記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所については、事務の簡素化を図った方がよいと考える。
112	浜松市	幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化	幼保連携型認定こども園の設備基準において、園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。	園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、島根県、熊本市、鹿児島市	○当該基準省令第6条第7項は「満三歳以上」等の規定があるところ、基準日が満年齢となると日々必要な園庭面積が変動することとなり、円滑な面積基準の認定の支障となる。
113	浜松市	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除	認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭庁	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大田市、熊本市、鹿児島市	○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 ○管理者の住所が利用者に関連することは通常ではほとんどない。管理者と連絡が取れない場合でも設置者を介して連絡を取ることは可能。 ○管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘のとおり「代表者の生年月日、住所及び職名」に変更が生じた場合、特定教育・保育施設の設置者は市町村長に変更の届出を行うこととされているが、特定教育・保育施設等の定員増加は、単なる届出事項の変更ではなく自治体の作成する子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況や他の施設の認可等にも影響を与えるものであることから、定員増加の際には、市町村長は広域自治体であり認可権者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届けなければならないこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらう必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。</p>	<p>利用定員の増加の審査に当たり、建物の構造概要・図面、従業員の勤務体制などの情報は、利用定員を増加した際に保育室の面積基準や職員の配置基準が満たされるかの確認を行うために必要である。</p> <p>一方で、代表者の生年月日、住所及び職名については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の確認の申請や変更の届出において既に市町村に届出がされた内容と照合を行うのみであり、利用定員の増加の審査に必要な情報ではないと考える。</p> <p>なお、特定教育・保育施設の利用定員の増加に関して、子ども・子育て支援法施行規則第30条の市町村から都道府県知事への届出事項として義務付けられている「代表者の生年月日、住所及び職名」についても、都道府県における届出の受領に当たって不要なものであると史料されることから、こちらも併せて削除することを検討いただきたい。</p>		
<p>保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。</p> <p>いづれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知している。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳以上」が面積基準に算入されることが定められている。</p> <p>児童の年齢基準日については、年度初日の前日とすることが基本となるとのご回答をいただいていることから、年度初日の前日時点で満2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると認識しているものの、ご回答の記載では「基本」となっていることで、それ以外の解釈もありうるのかを含め、各自治体や施設向けの文書等で明確化されたものがない状況の中で確定的な判断ができない事態となっている。</p> <p>本提案は、追加共同提案団体として複数の自治体からも賛同を得られているものであり、また、面積基準は、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項として、全国一律に「従うべき基準」として省令で最低基準が示されているものである。個別の疑義照会に対応いただくのではなく、全国の自治体・施設が基準を遵守し、適切な制度運営を行うためにも、通知等で明確にいただきたい。</p>		
<p>児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則第49条の6の規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化のために設けられたものである。</p> <p>そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態を踏まえる等、慎重な検討が必要である。</p>	<p>一個人である管理者の住所は個人情報であることから保護されるべき情報であり、利用者への対応も保育実施主体である設置者の情報が利用者へ提供されれば事足りるものである。特に、設置法人に雇用されている管理者については、近年の個人情報保護の意識の高まりを社会的背景として、一個人である管理者の住所を記載することについて、事業者側の理解を得ることが難しい実態となっている。</p> <p>また、当市ではこれまでに利用者和管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。他の指定都市においては、現に利用者から管理者宅へ物が送付される等のケースも確認されており、利用者への情報提供の強化の趣旨にそぐわないものとなっている。</p> <p>そのため、認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載は不要と考えており、早期に検討を進めていただきたい。</p>	<p>【札幌市】 設置者の情報は利用者によって提供されていることに加え、設置法人に雇用されている管理者（施設長）が大多数を占める現状と個人情報保護の観点（現に利用者が管理者宅を探し当てるケースもあり）を鑑み、利用者へ個人の住所を提示する必要性は低く、利用者への情報提供強化の要件にはそぐわないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
114	浜松市	一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること	一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考え。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。	提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、長野県、沼津市、大阪市、大村市、熊本市	
115	浜松市 【重点30】	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。	【現行制度】 施設更新事業の実施に当たっては、原則、地域内の受益者の3分の2以上の同意徴集を要するが、一定の要件に該当する場合は要しないものとされている。 土地改良法等において、この同意徴集を不要とする要件として、土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とするものであること、重要な部分(管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの)の変更を要することとならないこと等が定められている。 【支障事例】 当市は、水利施設の施設更新に当たって、国営土地改良事業の申請を予定しているが、当該水利施設は、農業者だけでなく不特定多数の住民が受ける利益に關与し、公共的機能を有するため、当該施設更新事業における市の役割は大きく、事業費負担については、受益者負担は生じないよう市が負担するものとしている。 この施設更新事業には、ポンプ場の統廃合及び調整池の新設等一部施設の再編・増設を含むため、施設の「本来の機能の維持」の範囲を超えたとともに、施設の「種類・管理方法等の」重要な部分の変更を要するものとして、同意徴集を不要とする要件に該当しないものと認識している。当市における同意徴集に当たっては、約1万人が対象となり、準備期間含め約4年を要し、1000万円以上の費用負担が発生する等多大な業務・費用負担を生じる見込みである。 当該施設更新事業は、老朽化対策・耐震化を目的としており、施設の再編・増設を伴うものであっても受益者の権利利益を侵害するおそれのないものである。このような基本的な受益の態様に変動しないものと認められる場合については、土地改良法第85条の3第2項「本来の機能の維持を図ることを目的とする」ものとするよう取扱いを緩和するとともに、「管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの」を「重要な部分の変更」とする土地改良法施行規則第38条の2の2を改正し緩和することで、同意徴集を不要とすることを求めたい。	同意徴集が不要となることにより、土地改良区及び関係地方公共団体の費用・業務負担を大幅に軽減でき、円滑な事業着手が図られる。	農林水産省	千葉市、横浜市、広島市、熊本市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。</p> <p>児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。</p> <p>なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。</p>	<p>子ども・子育て支援法に規定されている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預かるという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半であると認識している。</p> <p>事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者書類を求め意義は乏しく、一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出の義務付けは不要と考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>土地改良事業は、一般的に、土地の環境条件を整備し、又はその利用状況を変更するものであるため、その事業の施行に当たっては、その施行地域における土地改良法(昭和24年法律第195号)第3条に規定する資格を有する者(以下「受益者」という。)の3分の2以上の同意に基づく必要がある。ただし、土地改良区が管理する土地改良施設(これら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するものを含む。)の更新事業(以下「施設更新事業」という。)であって、①当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、②土地改良区の組合員の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。</p> <p>この施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成29年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場(ポンプ場)の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池(用水路のバイパス化に伴う附帯施設)の新設といった一部施設の再編・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとなった。このことから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない場合(土地改良区の管理事業計画の同質性や組合員負担の相当性を担保できる場合)には、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。</p> <p>このため、本提案については、国営土地改良事業として申請を予定している施設更新事業の内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることが、現行制度のままでも受益者からの同意徴集手続を省略することが可能と考えられる。</p>	<p>支障事例と考えていた「調整池の新設」について、同意徴集手続を省略可能との回答をいただいたが、平成29年9月25日付け事務連絡「土地改良法等の改正に基づき同意徴集手続が簡素化される施設更新事業の事例について」(以下、「事務連絡」という。)においては、「2(省略)農業者の水利用に支障を与えない範囲で開水路をバイパスに更新」と例示されているのみであり、規模の大小を含む調整池等、附帯施設の取り扱いが不明瞭で個別の事業に係る該当性が判断できないため、対象の範囲をより明確に示していただきたい。</p> <p>また、事務連絡において「同意徴集手続の簡素化に当たっては、管理事業計画の同質性(告示二及び四に定める重要な部分の変更を伴わない)(省略)が条件」との記載があり、その上で簡素化の対象となる更新事業として揚水機場の統廃合やバイパス化(調整池の新設)が例示されている。一方、調整池(貯水池)の新設や揚水機場の統廃合については、管理事業計画における重要な部分を定めた告示にある「(一)管理すべき施設の種類の貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」に該当するものと解釈してきた。当該事業は管理事業計画の変更を要するものと認識しているが、受益の態様に影響を与えない実態に着目し、管理事業計画と同質性を有するものとして、同意徴集手続は不要と認められるべきと考えるがよろしいか。</p> <p>管理事業計画の規定方法や詳細度を原因として、全国的に取扱に差が生じることのないよう周知徹底をお願いしたい。</p>		<p>【全国町村会】 法改正内容等の周知徹底をするともに、地方農政局への指導・助言等も含め、丁寧な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
117	指定都市市長会	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とするよう見直しを求める。	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とするよう見直しを求める。	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、国庫債務負担行為に係る事業は、認定申請の翌年度内までに事業が完了するものについて、交付の対象とすることとされている。 【支障事例】 財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 学校規模の適正化を図る統合事業や義務教育学校の新築のような、規模が大きく、全額負担金の対象となる工事が増加していることに加え、令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入されることや建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等もあり、2か年の工期で収まらない負担金事業が生じることが明らかな状況。 なお、令和元年に成立した新・担い手三法のうち、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、工期の平準化の取組が地方公共団体の努力義務とされ、その具体的な取組として、債務負担行為の活用が関係省庁から示されているところ。 【支障の解決策】 公立学校施設整備費負担金において、2か年を超える国庫債務負担の設定が可能となれば、地方自治体の負担が減り、学校施設整備を円滑に推進できると考える。	【制度改正の効果】 3か年以上の負担金事業に係る、地方自治体の財政的な負担が軽減されることで、学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化等の学校施設整備事業を計画的に推進することが可能となる。	文部科学省	岩手県、羽後町、茨城県、千葉市、松戸市、東京都、相模原市、海老名市、豊橋市、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、高松市、熊本市、宮崎県	○管内自治体において、当初2か年での事業完了を見込み、負担金の活用を予定していた工事について、実施設計後に3か年の工事となることが判明したため、負担金を活用して整備できなかった事例があった。 ○現行の負担金における国庫債務負担行為(補助対象)期間の上限は2か年であるが、上記のとおり校舎の整備規模が大きくなることに加え、令和6年度からは工事の完全週休2日制も導入されること等から、本市で予定している新設校の工事期間は3か年に及ぶと見込んでおり、現行の2か年という国庫債務負担行為の期間では、負担金の補助対象とならない。 ○令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入される。その結果、新築等大規模工事の場合、工期の長期化により公立学校施設整備費負担金で定められている2か年以内に収まらないことが危惧される。 ○財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。 なお、当市では、令和6年度の事業量調べにおいて、負担金事業の対象となる新築2校(中学校1校、義務教育学校1校)が3か年の工期となっており、事業計上できない見込みである。 ○近年、府内の学校設置者においては、学校施設の老朽化に伴い、校舎等の改築などの長い工期を要する工事が多く行われる傾向にあり、加えて、工事の完全週休2日制が導入されたことや、建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等で、ますます工期が伸びる傾向にある。当府で所管する特別支援学校の建築等工事についても、3か年での工事を予定しているところであるが、国庫負担金の取得期間は現状2か年までしか認められていないことから、補助金申請に関し課題が生じている。 ○当区においても、3か年の工期がかかる区立小学校の増築工事において、負担金が2か年分しか申請できない事例が生じている。 ○義務教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていくことが予想されている。3か年以上の負担金事業が認められれば、発注形態の選択肢も広がり、予算の平準化などの効果も期待できると考える。 ○建設業における週休2日制の導入(令和6年度)に伴い工期が延長することに加え、想定外の地中障害物や土壌汚染の影響により工期が伸びるリスクを想定すると、結果として負担金申請を見送らざるを得ないなどの課題がある。 ○校地が狭く、また、近隣に仮設校舎を設置できる場所も少ない区市町村もある。限られた校地で1棟づつ解体及び建設を繰り返すため、工期が3年以上にわたり、区市町村の単独負担が大きくなっている事例がある。
118	指定都市市長会	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法は、制定時の附則第4条において「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、法施行後4年を経過した現在でも、法律の施行状況の検討に関する情報が発せられていない。 また、住宅宿泊事業法では、人を宿泊させる日数は年間で180日が上限となっている。この日数の算定に関する考え方について、予約当初の宿泊予定日数よりも実際の宿泊日数が短かったにもかかわらず短縮分の返金がなされなかったケースにおいて、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)では、「人が実際に宿泊した日数」と「宿泊料を受けた日数」とのどちらを基準として宿泊日数としてみよすの不明確である。この点に限らず、ガイドライン等の更新が令和3年9月を最後に行われていないため、不明点が生じる度に国に確認する必要があり、業務が煩雑となっている。	住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営の確保による健全な民泊サービスの普及、行政事務の効率化等	厚生労働省、国土交通省	札幌市、茨城県、相模原市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、岡山県、高知県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘の「公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針」においては、従来、小中学校等の新增築事業を完了するための期間が2カ年必要であることが実態上多く存在することを踏まえ、2カ年の国庫債務負担行為を認めてきたところであるが、御指摘の支障事例を踏まえ、国庫負担事業の適正な執行の確保に留意しつつ、2年を超える国庫債務負担行為の適否について必要な検討を行ってまいりたい。</p>	<p>小中学校等の新增築事業は、現時点においても、事業完了するまでの期間が3カ年以上必要である事例が存在し、令和6年度からは建設業における週休2日の推進等により、今後さらに増加すること明らかである。</p> <p>現在の制度では、3カ年以上の負担金事業については、地方公共団体の単独の負担により実施せざるを得ず、地方公共団体において大きな支障が出ている。</p> <p>義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に規定する目的に照らし、負担金を着実に受けながら必要な施設整備の促進と教育の円滑な実施を確保できるよう、早急に制度の是正を行い、令和6年度の負担金事業から認定を受けられるよう措置をお願いしたい。</p>	<p>【岡山県】 県内の自治体において、小学校統合に伴う校舎新築に合わせて、既存校舎を同時に解体・撤去することを検討したいが、2カ年で新築引越・解体・撤去を完了させることは困難であるため、解体・撤去を検討の途上に乗せづらいという問題が生じているため、2カ年を超える国庫債務負担を設定可能とする見直しを早急に行っていただきたい。</p> <p>【東京都】 既に新增築事業の工期が3年以上にわたり、区市町村の単独負担が大きくなっている事例もあることから、検討スケジュールをお示しいただきたい。</p>	
<p>住宅宿泊事業法附則の検討事項は、制定当時、訪日外国人旅行者の急増や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などに伴い、安全面・衛生面での諸課題等が想定されたことから、法施行後3年が経過した場合に検討を加え、必要と認められるときには必要な措置を講じる旨、規定されたものである。</p> <p>しかしながら、コロナによる感染拡大の影響等により、法施行時に想定していた状況とは大きく異なる状況となったことから、まずは、インバウンドの回復状況や、コロナ後における諸課題について実態把握に努めることとしており、今後、地方自治体に対しても、こうした情報提供に努めていく。</p> <p>また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)については、関係省庁等との協議の上、宿泊日数の算定方式を含め、改正の必要が認められる箇所について検討を行う。</p>	<p>地方自治体側で条例制定、改廃等を行う場合には、法改正等のスケジュールに大きく左右されるため、検討に着手する時期も含め、スケジュールや検討状況について地方自治体に随時情報提供を行っていただきたい。</p> <p>関係自治体連絡会議時に、多くの地方自治体から法解釈について質問があったように、多くの地方自治体で同様の悩みを抱えていることが推察されることから、早期に住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正に取り組み、法解釈の曖昧な点を明確にしていきたい。また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正内容について検討いただく際には、社会情勢の変化に起因する支障事例や関係省庁からの意見のみでなく、地方自治体から法施行時より問合せがある部分についても、地方自治体側の意見を踏まえて、検討いただきたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
119	指定都市市長会	「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し(再エネ電力の調達契約の適用除外)の適用	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(再エネ電力の調達契約の適用除外)の適用 ※なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」においては、中核市の経営する電力事業に係る調達契約のみWTO特定調達の適用除外とされている。 第五次環境基本計画(平成30年4月17日策定)の「重点戦略設定の考え方」においては、持続可能な地域づくりとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとされており、例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用を生み出すとされている。 また、同計画において、環境保全に係る各種施策の基盤となる施策としても、持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進に向け、自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めるとされている。 第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会(第3回:令和5年2月13日)においても、第五次環境基本計画の中で謳われていた「地域循環共生圏」の考え方を引き継ぎ、エネルギーの地産地消やレジリエンスの強化などの検討を行っているところと聞いている。 「地方公共団体における分散型エネルギーインフラ事業の実現に向けたハンドブック(令和2年11月)」においても、分散型の地域エネルギーシステムを構築することで、持続可能な地域社会を目指すこととしている。 都道府県財政課長・市町村担当課長会議(令和5年1月23日開催)で総務省自治財政局長が、「自治体のエネルギー、今、エネルギーが高くなっているため、自分たちでつくり、省エネ、なるべく自分たちで地産地消で賄うという方向にかじを切ってもらいたいというのがわれわれの意図だ。」とも発言されている。	再エネ電力の地産地消を促進し、自立・分散型エネルギーシステムの構築に寄与することによる、持続可能な地域づくりへの貢献(再生可能エネルギーの普及拡大、脱炭素社会の実現、地域雇用の創出、災害時レジリエンスの強化等)	総務省、外務省	札幌市、盛岡市、相模原市、山梨県、浜松市、熊本市	—	
120	指定都市市長会	国民健康保険法に基づく指導・監査及び厚生労働省通知に基づく適時調査に係る経済上の措置事務の電子化	保険医療機関等への国または都道府県の指導、監査及び適時調査に係る経済上の措置事務を紙資料ではなく、電子システムで行えるよう改善を求める。	【現行制度について】 国民健康保険法第41条に基づく指導、同法第45条の2に基づく監査及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和4年3月4日保医発0304第3号)」第3の2に記載される適時調査の結果、保険医療機関の診療報酬について不正・不当請求が判明した場合は、国が保険医療機関等から返還同意書等を提出させ、それらの内容を国および都道府県にてそれぞれ確認し、最終的に国民健康保険の保険者である市町村が確認し、保険医療機関等に返還請求等を行っている。 【支障事例】 現状、国が保険医療機関等に返還同意書等を紙資料で提出するよう求めており、保険医療機関等は、膨大な量の資料を手作業にて作成しているため、記載事項の誤りが多く発生している。 さらに、保険者においてはこれらの紙資料とシステム上のレセプトデータについて全件確認・修正作業を行っている。 また、保険者と同様に確認作業の必要な国・都道府県でも大きな事務負担となっているため、返還同意書等を国で受け付けてから保険者が受領するまでに1年以上の期間がかかる場合もある。そのため、事務が長期化することで保険者から保険医療機関等への返還請求時にはすでに廃院しているなど徴収困難となるケースがある。なお当社における令和4年度の事務量は紙枚数で約5,900枚、レセプトに概算すると約50,000件におよんでいる。 【改善の必要性】 電子システムを活用することで、紙資料を削減し事務を効率化することは自治体DXを推進する観点からも必要と考える。 【支障の解決策】 保険医療機関等からの診療報酬請求は、国が仕様を決定している「レセプトコンピューター」を使用して電子システムで行っている。レセプト情報も電子システムで管理されているため、経済上の措置事務をシステム上で行えるようにすることで課題解決につながる。	保険医療機関等での記載誤りの防止、事務負担が軽減される。 各機関での確認・修正・集計作業等が効率化され、事務負担が軽減される。 保険医療機関等、国、都道府県、保険者及び国保連合会間で行っている郵送(持参)でのやりとりが不要になる。 各機関での関係書類の保管スペースが削減され、紛失等のリスクも軽減される。 保険者から保険医療機関等への返還請求がスムーズになり、収納率の向上につながる。	厚生労働省	北海道、札幌市、旭川市、盛岡市、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、神奈川県、海老名市、長野県、大坂市、兵庫県、岡山県、広島市、徳島県	○当県においては、返還書類を当県管轄の厚生局(指導監査課)より、国保・後期・公費分を紙で受領し、内容を確認した後、各保険者、公費実施担当課に紙で送付している。返還対象者の負担割合等の確認、各保険者への送付文書の作成(返還文書のコピー等)をしなければならず、そのために時間外が発生するなど多くの業務時間が割かれている状況である。また、保険者へ送付した後も、保険者から修正の問い合わせ等が入るなど、事務作業に追われている。電子化されれば、このような時間外の削減、返還書類のコピー代及び郵送料が削減できると考えられる。 ○当市においても同様の支障事例を抱えており、提案が実現すれば、当該事務の効率化と負担軽減に繋がることから、実効性の高い提案であると考えられる。なお、提案団体が指摘されているように、保険者の保有するレセプト情報と保健医療機関等が提出した資料の突合チェック等の事務負担が大きいことから、この点を御留意いただき、システム上で事務が完結されるよう要望する。 ○現在の返還同意書では、返還額や保険者等の基本的な記載誤りが散見され、国、都道府県及び保険者による確認事務が膨大なものとなっている。レセプトコンピューターで返還同意書を作成できるようになると、これらの誤りの大幅な軽減が見込まれる。 ○各地方厚生局において作成された返還同意書等作成支援ツールにおいて作成(手入力)された返還同意書等を医療機関から提出いただいているが、入外区分、給付割合、高額療養費・公費・福祉金額等(特に高額療養費)の誤りが散見されるため、苦慮している。全国統一で、システム上で行えるようになれば、改善が見込まれる。 ○返還同意書の送付や確認・修正作業は、多くの紙資料が必要となり、保管場所の確保等や資料保管時の安全性等について問題が生じている。 ○当市においては、平成30年に医療監査により、数千万円規模の不正・不当請求が判明し事例があった。その際には、紙ベースでの返還同意書及びレセプトが提出され、また、提出後に再度差し替えがあった事から、大変大きな事務負担となり、また、返還請求までにかかりの時間を要した。紙ベースでは、一度に行える作業に限られ、目視による確認では相当な負担となる事から、システム上で行う事ができれば、かなりの事務負担が軽減される。また、システム上で処理を行う事で処理方法が確立され、再度同様の事例が発生した際にスムーズに対応できる。 ○当自治体では、年間1,200件程度の返還金を処理している。そのため、医療機関との調整や、保険者や国保連への連絡等膨大な作業時間を要している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>WTO政府調達協定を含む我が国が締結済みの国際約束は、他の締約国との間で合意したものであり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある(98条2項)。我が国が締結した国際約束を国内的に実施するため、特定調達契約に関し、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を定めることができないことについては、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の特例として規定しており、また、産地の特定の禁止については、自治省行政局行政課長通知(平成7年自治行第84号)において地方公共団体に対し技術的な助言を行っているところである。御提案の趣旨は、WTO政府調達協定等の対象となる特定調達契約の範囲から、「再生電力」を除外することを求めるものであるが、当該調達契約の範囲については、我が国が締結済みの国際約束に基づいて定められたものであるため、我が国の一存で変更することができるものではない。</p>	<p>第6次エネルギー基本計画において地産地消型の再生可能エネルギーの普及が謳われているとともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点からも重要である。自治体で利用するエネルギーは地元産の再生可能エネルギーで賄う方向にかじを切るというのが国の施策と捉えているが、電力の調達において産地の特定ができないことは、その施策との整合が図られていない。第1次回答では、この点に言及されていないため、国の施策としての地産地消型の再生可能エネルギーの推進という観点を踏まえ、改めて御検討いただきたい。国際的な脱炭素化の流れも受け、再生電力も含めた電力調達に関しては、WTO政府調達協定等自体の変更の提案又は解釈の見直しを検討すべきと考える。国際約束に基づくものでも協定内で変更の提案が認められているところ、変更の提案ができないと判断されるのであれば、その理由を御教示いただきたい。</p> <p>また、協定等の変更が難しいのであれば、解釈の見直しによる対応の可否も御検討いただきたい。例えば、平成7年制定時から平成31年改正前までの地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令第3条では「特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約」が、現在の第3条では「中核市の経営する電気事業に係る調達契約」が適用除外とされているが、これらを適用除外とすることが可能だった根拠・検討経過を御教示いただきたい。もし限定的な条件を付すことで適用除外とすることが可能であれば、条件付けの工夫で再生電力を適用除外とすることも検討できるのではないかと考える。</p>		
<p>御指摘の電子システムによる返還同意書の提出について、レセプトコンピューターを用いて実施するためには、保険医療機関等のレセプトコンピューターの改修や自治体側のシステムの改修が必要となり、医療機関や自治体の費用負担等が過大となる恐れがあるため慎重な検討が必要である。</p> <p>一方、返還申出書等の作成を支援するツールである「返還金同意書等作成支援ツール」を各地方厚生局のHP等で公開しており、また、保険医療機関等が地方厚生局に提出する返還金関係書類は、環境が整備されていない等やむを得ない場合を除き、原則、エクセルファイルの提出を求めているところ。</p> <p>自治体における返還金点検事務の負担軽減に向けて、「返還金同意書等作成支援ツール」の活用方法やその他の負担軽減の方法については、医療DXでの議論も踏まえつつ、引き続き検討してまいりたい。</p>	<p>求める措置の実現には、医療機関や自治体の費用負担等が過大となる恐れがあるとのことだが、本提案内容に係る事務は法定受託事務として全国的に行われていることからすれば、自治体本位ではなく、厚生労働省にてシステム改修を支援するなどの対応を行うべきではないか。そもそも、レセプト情報については保険医療機関等のレセプトコンピューターや自治体の国保総合システムで請求事務や管理を行っているにもかかわらず、返還請求のみ返還金同意書等作成支援ツールを用いなければならないことは大変非効率である。</p> <p>具体的には、保険医療機関等は、レセプトコンピューターの情報を同ツールに一元から入力しなければならず、入力に伴う多大な負担だけでなく入力誤りも多数発生している。</p> <p>なお、第1次回答では返還金関係書類について、原則エクセルファイルでの提出を求めているとのことだが、各地方厚生局のホームページや同ツール操作説明書では、エクセルファイル紙媒体双方の提出を求めている。実際、紙媒体での提出が行われている。また、自治体においては、同ツールで作成された返還金関係書類と国保総合システムとの照合作業を手作業で行わなければならない、非効率である。そのため、同ツールの活用では支障の解消には至らないことから、既存システムの改修による事務のオンライン化を強く求める。なお、本内容に関しては、他の地方公共団体でも同様の支障を抱えており、多くの地方公共団体がその解消を強く望んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、レセプトコンピューターや国保総合システムの改修費用の支援、必要に応じて事務手順等の見直しも含め、提案内容の実現に向けた具体的な検討方法や検討時期の明示を求める。</p>	<p>【柏市】 返還同意書等作成支援ツールによる作成とエクセルファイルによる提出を求めているとのことであるが、現状において入外区分、給付割合、高額療養費・公費・福祉金額等(特に高額療養費)の誤りが散見されており、医療機関側から提出される資料のチェック作業が事務負担となっている。本件は事務全体の電子化による大幅な効率改善が見込まれることから、更なる事務負担が生じないように医療機関側及び保険者側の双方のシステム対応を前提としつつ、保険者側のシステム化については、新システムの立ち上げ等ではなく国保総合システム更改や国民健康保険システム等標準化に含めて検討していただきたい。</p> <p>なお、当市は現在紙ベースで同意書等の送達を受けているが、保険者側のシステム化が達成されていない段階で電子的媒体のみの送達に変更された場合は、更なる事務負担の増加が生じる点に留意いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
121	指定都市市長会 【重点35】	地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含むこと	学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに関する歳入歳出外現金の対象範囲の拡大	学校給食費(以下、給食費)については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。そのような状況の中、本市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず(地方自治体の口座へ入金できない)、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。	給食費と学校徴収金について、地方自治体があわせて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を進められるようになり、学校・教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。	総務省、文部科学省	札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山市、熊本市	○本市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座振替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。 ○給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。
123	指定都市市長会	災害救助法に基づく障害物の除去における期間延長の運用の見直し	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」における期間延長の運用について、災害救助法施行令第1条第1項第4号が適用される等大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に時間を要することが明らかで、障害物の除去に要する期間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めるなど、被災状況に即した運用とすること。	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、災害救助法の救助の期間の延長については、一定期間以上の延長が必要であることが明らかとなった場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に周知するとされたところ、災害救助事務取扱要領を補完する資料である「災害救助法の制度概要」において、その延長理由については、「被災地域、被災世帯数、実施業者との契約終了日(業務完了日)」等を含めた具体的な説明を求められており、「多数の世帯に土砂が堆積しているが、業者・人手不足により障害物の除去に長期間を要すると見込まれる」等の理由は認められないとされている。また、その申請は、基準告示に定める救助の期間内に行うことが原則とされている。しかし、令和4年台風第15号では、被災地域が市域の広範囲に渡り、住居だけでなく、道路、河川等にも多くの被害が出たため、市内の被害(道路、河川)の状況把握に10日を要し、市民から受けた土砂等撤去に関する相談約580件の被災状況調査だけでも1ヶ月以上の時間を要した。また、道路啓開等の対応は障害物の除去と同種の業者が実施することとなったが、救出・救助にも関わる道路啓開等を優先せざるを得ず、土木業者が障害物の除去に直ちに対応することは困難であった。このため、具体的な被災場所及び全数を正確に把握し、対応業者と完了の日程について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況であった。また、発災直後に宅地内の土砂等撤去に関する申請ができる状況ではなかった被災者(一人暮らしの高齢者等)も多く、申請自体も発災から2ヶ月程度続いた。(除去完了までに3ヶ月程度の日数を要した。)	期間延長に係る事務の煩雑さが解消され、多忙な災害時の事務負担が軽減されることにより、効率的な災害対応が可能となる。	内閣府	札幌市、旭川市、ひたちなか市、相模原市、兵庫県、岡山市、吉野川市、熊本市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。</p> <p>なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。</p>	<p>学校給食費以外の学校徴収金の公会計化は、全国的にほとんど進んでおらず、既に公会計化した自治体でもその対象は教材費など一部にとどまっているのが現状である。教材費などを公会計化している先行事例はあるものの、システム開発などの自治体の負担に加え、保護者から個別に承諾を得る手続や、学校側には計画書を提出させる手続が必要となるなど、それぞれに負担が生じているとみられる。また、学校徴収金の多くは、保護者が直接購入すべき物品等を学校が代行して購入しているものであるという特性(自治体の所有に属するものというよりは、保護者からの預かり金に近い)がある。加えて、学校徴収金の中には、修学旅行積立金のような保護者の納付年度と実際の支払年度が異なることで公会計化する扱いの妥当性に疑義が生じるものもある。</p> <p>このような状況の中で、本提案により学校徴収金の保管の法的な位置づけの明確化や、より迅速に教職員の負担軽減や保護者の利便性向上などが実現できると考えられるため、検討を強く願いたい。また、銀行と自治体が連携して保護者口座から自治体口座と学校長口座に振替えている事例は承知しているが、対応可能な銀行は多くないと聞いており、指定金融機関が対応できない場合、指摘の方法では一括徴収ができない。金融機関以外にも収納代行業者により、一括で徴収する方法もあるが、委託料等のコストが高く、全国で広く導入することは困難と考える。いずれの手法にせよコスト面で自治体負担が多く生じる一方、本提案が実現した場合、一括徴収にかかる自治体負担がかなり抑えられると考える。</p> <p>加えて、上記を踏まえ、地方自治法を所管する総務省としてどのような対応を検討していただけるのか具体的にお示しいただきたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>法による障害物の除去は、住居内の障害物を除去すれば完了とはならず、その後の応急修理を可能とし、被災者が引き続き自宅での生活を可能とするための制度であることから、一定期間での迅速な対応が必要である。</p> <p>そこで、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(いわゆる「障害物の除去」)については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)において、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないと規定されている。</p> <p>一方で、災害の規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なることから、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することを可能としており、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応しているものである。</p> <p>具体的には、対応業者と完了の日程について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況の場合には、まずは、災害救助事務取扱要領(令和5年6月)に定めるとおり、延長する期間を予測できない場合として、障害物の除去を延長する期間を10日以内に定めていただき、その間に施工業者等との打合せにより、契約を締結し、完了させる期間を定め、契約完了期間が決まった段階で、再度延長を行うことが可能である。</p> <p>また、契約締結後にさらなる延長が必要な場合には、変更契約に定める工事完了期日に基づき、再々延長をしていただく方法が考えられる。</p>	<p>障害物の除去について、迅速な対応が必要であることは理解する。一方で、お示しいただいた期間の延長方法によると、発災直後に具体的な被災場所及び全数を正確に把握し、対応業者と完了の日程について調整できない状態で長期間の対応が見込まれる場合は、複数回の延長作業が必要となる。</p> <p>令和4年台風第15号では、発災から約1ヶ月の間に3回、静岡県から静岡県災害救助法の取りまとめ課を介し、事務担当課に対して期間延長に関する照会があり、都度回答の手続きを行った。</p> <p>通常(平時)の業務を実施しながら災害の業務への対応が求められる多忙な状況の中で、その回答手続きを短時間で複数回行うことは、他の緊急の業務を進める中で支障となったことを踏まえ、期間延長に係る事務の煩雑さを解消し、多忙な災害時の事務負担を軽減することにより、効率的な災害対応を可能にさせていただくためにも、協議手続の簡素化について改めてご検討いただきたい。</p> <p>また、「具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況の場合」として方法が示されているが、災害救助事務取扱要領の補完資料である「災害救助法の制度概要(令和5年6月版)」144ページに記載される延長協議の具体例では、期間について具体的な根拠がない場合は延長が認められないとされている。延長協議を迅速に行うことができるよう、延長理由を示すことが困難な場合の具体例を示していただくことも併せてご検討いただきたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
124	指定都市 市長会	災害救助法 に基づく障 害物の除去 における対 象物の明確 化	災害救助法施行令第2 条第2号の規定に基づく 「災害によって住居又は その周辺に運ばれた土 石、竹木等で、日常生活 に著しい支障を及ぼして いるもの(障害物)の除 去」における対象物の明 確化	災害救助法施行令第2条第2号では、その対象物を「災害 によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日 常生活に著しい支障を及ぼしているもの」と規定しており、 対象が明確化されていない。 例えば、水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石 等には、他者の家財が混入している場合が多い。そのよう な家財の混入している土石等を搬出する場合、災害救助法 による救助の対象外となり得るものを被災場所にて分別 し、その搬出及び処分は別途対応となるが、救助の対象が 明確でなかったため、分別の判断に時間を要するなど、事 務及び現場での対応が煩雑となり、救助が遅れる支障が 生じた。	事務及び除去に係る現場対応の煩雑さが解消され、多忙な災害時の負担が軽減されることにより、 効率的な災害対応が可能となる。	内閣府	札幌市、旭 川市、相模 原市、兵庫 県、岡山 県、吉野川 市、熊本市	—
125	指定都市 市長会	特定教育・ 保育施設及 び特定地域 型保育事業 者の利用定 員の増加申 請における 代表者の生 年月日等の 記載事項の 削除	特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業者 の利用定員を増加しよう とする際の申請に係る記 載事項から「代表者の生 年月日、住所及び職名」 を削除すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定 員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年 月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、こ れらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目 に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出が なされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、 記載が定められていることから市町村において再度の 確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市 町村の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭 庁	札幌市、旭 川市、千葉 市、横浜 市、相模原 市、新潟 市、長野 県、大阪 市、熊本市	○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 ○記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所につい ては、事務の簡素化が図った方がよいと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>流入した他者の家財についても、住家内や住家の出入口等で日常生活に支障が生じている範囲において、災害救助法による「障害物の除去」として除去の対象とすることは可能であると考えているが、まずは、「他者の家財が混入している」除去の事例について示していただき、具体的にどのような家財が救助の対象なのか等、確認を行いたい。また、お示しいただけなかった場合には、監査の場を借りて確認を行い、具体的にどのような家財が救助の対象なり得るのかなど、確認を行うとともに、必要に応じて災害救助事務取扱要領に追記することは可能である。</p> <p>なお、他者の家財(財産)を同意なく勝手に廃棄した場合に発生した損害賠償については、救助法の対象外である。</p>	<p>前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。</p> <p>『「他者の家財が混入している」除去の事例』については、台風等に伴う河川氾濫等により土砂と共に上流の家屋や倉庫、庭や畑に置いてあったもの等が流れ込み、残存してしまうケースが多くあった。</p> <p>令和4年台風第15号の被害においても、山間部の中小河川において土砂流出が発生し、上流側の他者の自動車が土砂と共に流れ着き、土砂等の排除作業中に土砂の中に埋まった自動車が発見された事例がある。当該自動車については所有者を確認し、所有者へ返却されたが、大規模な土砂災害の場合には、所有者が不明のものが数多く流入する可能性は高いと考える。</p> <p>また、流入した他者の家財は、災害救助法による「障害物の除去」の対象物として明確化を検討していただきたいものの一例として挙げたものであり、同台風の際の事例として、「床下の土砂」「建具」「植物」「フェンス」「道路構造物」「農地造成物(上流にある茶畑の段差造成用廃タイヤ)」等についてご検討をお願いしたい。災害救助事務取扱要領では「放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない」とあるが、特に「床下の土砂」については、これをそのまま残すことは、時間の経過とともに悪臭の発生及びカビ等の増殖に伴う居住者等の健康被害が懸念され、自宅での生活を早期に再開し、かつ、衛生的な環境を確保するため、床下の土砂も共に撤去することが妥当であると考えている。</p> <p>なお、「他者の家財(財産)を同意なく廃棄すること」については、自力救済にあたり禁止されていることは承知している。</p>		
<p>御指摘のとおり「代表者の生年月日、住所及び職名」に変更が生じた場合、特定教育・保育施設の設置者は市町村長に変更の届出を行うこととされているが、特定教育・保育施設等の定員増加は、単なる届出事項の変更ではなく自治体の作成する子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況や他の施設の認可等にも影響を与えるものであることから、定員増加の際には、市町村長は広域自治体であり認可権者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならぬこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらう必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。</p>	<p>利用定員の増加の審査に当たり、建物の構造概要・図面、従業者の勤務体制などの情報は、利用定員を増加した際に保育室の面積基準や職員の配置基準が満たされるかの確認を行うために必要である。</p> <p>一方で、代表者の生年月日、住所及び職名については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の確認の申請や変更の届出において既に市町村に届出がされた内容と照合を行うのみであり、利用定員の増加の審査に必要な情報ではないと考える。</p> <p>なお、特定教育・保育施設の利用定員の増加に関して、子ども・子育て支援法施行規則第30条の市町村から都道府県知事への届出事項として義務付けられている「代表者の生年月日、住所及び職名」についても、都道府県における届出の受領に当たって不要なものであると思量されることから、こちらも併せて削除することを検討いただきたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
126	指定都市 市長会	幼保連携型 認定こども 園における 園庭の面積 基準に係る 園児の年齢 基準日の明 確化	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。	園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭 庁、文部科 学省	札幌市、旭 川市、千葉 市、横浜 市、相模原 市、新潟 市、長野 県、熊本市	
127	指定都市 市長会	認可外保育 施設が利用 者へ交付す る書面にお ける管理者 の住所の記 載の削除	認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭 庁	札幌市、千 葉市、横浜 市、相模原 市、新潟 市、長野 県、大阪 市、熊本市	○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 ○管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。
128	指定都市 市長会	一時預かり 事業の開始 に係る提出 書類のうち 収支予算書 等の提出を 不要とする こと	一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。	提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	こども家庭 庁、文部科 学省	札幌市、千 葉市、横浜 市、相模原 市、新潟 市、長野 県、大阪 市、熊本市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知している。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳以上」が面積基準に算入されることが定められている。児童の年齢基準日については、年度当初の前日とすることが基本となることのご回答をいただいていることから、年度当初の前日時点で満2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると認識しているものの、ご回答の記載では「基本」となっていることで、それ以外の解釈もありうるのかを含め、各自治体や施設向けの文書等で明確化されたものがない状況の中で確定的な判断ができない事態となっている。本提案は、追加共同提案団体として複数の自治体からも賛同を得られているものであり、また、面積基準は、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項として、全国一律に「従うべき基準」として省令で最低基準が示されているものである。個別の疑義照会に対応いただくのではなく、全国の自治体・施設が基準を遵守し、適切な制度運営を行うためにも、通知等で明確にさせていただきたい。</p>		
<p>児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則第49条の6の規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化のために設けられたものである。そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態を踏まえる等、慎重な検討が必要である。</p>	<p>一個人である管理者の住所は個人情報であることから保護されるべき情報であり、利用者への対応も保育実施主体である設置者の情報が利用者へ提供されていれば事足りるものである。特に、設置法人に雇用されている管理者については、近年の個人情報保護の意識の高まりを社会的背景として、一個人である管理者の住所を記載することについて、事業者側の理解を得ることが難しい実態となっている。また、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。他の指定都市においては、現に利用者から管理者宅へ物が送付される等のケースも確認されており、利用者への情報提供の強化の趣旨にそぐわないものとなっている。そのため、認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載は不要と考えており、早期に検討を進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。</p>	<p>子ども・子育て支援法に規定されている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預かるという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半であると認識している。事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者に書類を求める意義は乏しく、一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出の義務付けは不要と考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
129	指定都市市長会	介護保険制度に係る申請に添付する被保険者証等について電子での提出を可能とすること	介護保険制度の申請における被保険者証等の添付に関して電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続きのオンライン化の促進を求める。	介護保険制度において、主に下記の申請に被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の原本提出が求められるため、手続きをオンライン化しても郵送または来庁が必要となり、オンライン申請の促進を阻害する要因となっている。 【例1】 要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更・サービス種類変更)において、被保険者証の添付が義務付け(介護保険法第27条第1項、第32条第1項、第37条第3項、介護保険法施行規則第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項、第59条第1項) 【例2】 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の代理受領の手続きにおいて、被保険者証の添付が義務付け(介護保険法施行規則第77条第1項、第95条の2第1項) 【例3】 被保険者の氏名変更、住所変更、世帯変更、資格喪失の届出等において、被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の添付が義務付け(介護保険法施行規則第33条第2項、第83条の6) 当市では令和5年3月15日より例2の手続きについてオンライン申請の受付を開始したが、3月15日～31日の実績は2件(全体の0.1%)に留まり、今後もオンライン申請の増加は期待できない。 窓口職員においては対面手続きの業務フローと並行してわずかな件数のオンライン申請のための業務フローにも万全の対応をしなければならず、オンライン化の目的である申請者の利便性の向上や行政機関の効率化につながらない状況にある。	オンライン申請が完了することで、閉庁日・閉庁時間での申請が可能となる利便性の向上や、認定申請等を代行するケアマネジャー等の郵送や移動に係るコスト・労力が節減でき、生産性の向上にも資する。 また行政機関においても、オンライン申請の比率が上がることにより、事務の効率化が期待できる。	厚生労働省	札幌市、旭川市、盛岡市、茨城県、ひたちなか市、足利市、千葉市、東久留米市、相模原市、浜松市、広島市、高知県、熊本市	○オンライン申請において、被保険者証等の原本の提出はその利便性を大きく阻害するものである。被保険者証等を電子で提出でき、オンライン上で申請が完了できればオンライン申請は促進されたと考えられる。代理申請を担う事業所等の負担軽減にもつながるものである。
131	指定都市市長会、大治町 【重点20】	育児休業給付金の支給延長に係る支給資格確認手続きの見直し	「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る支給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。 (例) ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等	現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。 保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。 また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。 さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。	市町村の事務負担が軽減されるほか、真に保育所への入所を希望する者に対する不合理な内定保留の減少や制度の利便性の向上が期待できる。	こども家庭庁、厚生労働省	札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟県、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市	○現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。 当区では、こういった育児休業の延長等のために入所を希望しないにも関わらず、入所申込みを行う事例が年々増加しており、令和5年4月入所においては、申込件数の1割を超えている状況である。 保護者にとって入所が前提ではない申込みを行うことは負担であり、区としても入所が前提でない申込みについて、入園相談・窓口対応・審査に係る事務を行うことが大きな事務負担となっている。 ○当市においても、育児休業延長(保留狙い)のための保育所申込みは一定数あり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があるなど、同様の支障事例が生じている。 ○入所申込みを行っていない(忘れていた)者から、育児休業延長のために保留通知の交付を求められることがある。しかし、入所申込みが当たっていないため、入所保留通知は交付できない旨を伝えると逆ギレされる等の不要なトラブルに巻き込まれ、対応に時間を割かれるケースがある。 ○当市では育児休業の延長等を目的に、施設等を利用しないことが前提の利用申し込みは受け付けないこととしているが、トラブル回避のため、申請書に「育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に先行優先順位を自分より低い人に譲っても構わない」といったチェック項目により、実質的に育児延長希望者を把握し、積極的に入所調整を行わないこととしている。結果、育児休業延長等を目的とした申請も受け付けざるを得ない状況である。入所不可の決定については審査基準に則り慎重に決定されるべきものであるため、受理から決定、通知に至るまで多くの事務行程を含む。入所意思のない申請についても同様の事務作業を要するため、本来必要のない事務負担が生じている。また、保護者の理解不足により、入所申請をせず、不可決定が無いため給付が受けられない等のクレームを受けることもあり、対応に苦慮している。 ○当市(人口約30万人)においても、育児休業延長希望者への対応に非常に苦慮している。保留通知に加えて、「保育施設に入所できていない状況の証明」を毎月のように求める保護者が多数おり、年間800件以上の証明書を発行している。 育児休業を取得することを保護者に後ろめたさを感じさせるなど、少子化対策・子育て支援の足かせとなっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>介護保険被保険者証については、①被保険者が各種申請時に被保険者証を添付した後、②市町村が被保険者証に被保険者に係る情報を記載した上で、③介護サービス事業所がサービス提供時に被保険者証の記載事項を確認することとなり、これらが一連の業務フローを形成している。</p> <p>このため、各種申請時(上記①)に被保険者証の電子的な添付等を可能とする場合、その後の被保険者証の利用場面(上記②及び③)において、被保険者に係る情報をどのように提供・取得するかについても併せて検討を行う必要がある。</p> <p>現在、厚生労働省で進めている介護保険被保険者証のペーパーレス化の検討(※)と併せて、被保険者証等に係る一連の業務フローの見直しを検討してまいりたい。</p> <p>※1 第106回 社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日) ※2 介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究</p>	<p>「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究」は令和5年度末までの履行期間となっており、また社会保障審議会介護保険部会によれば、調査研究および令和7年度末までのシステム標準化の動きもスケジュールを検討するとされている。したがってペーパーレス化を導入し、幅広く浸透するまでには相当の期間を要すると考えられるが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を控え、ケアマネジャー等の負担軽減等は喫緊の課題である。</p> <p>当市では、申請者から提出された被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証に情報を記載しておらず、新たに被保険者証等を発行している。画像データ等の電子的添付をもって原本の提出を省略した場合であっても、申請に応じて情報を反映した新たな被保険者証等を郵送等により交付するため、②、③について支障はないものと考えられる。なお、この場合、旧被保険者証等の原本が本人やケアマネジャーの手元に残るが、旧被保険者証等の処分を促しつつ、仮に複数の被保険者証等が存在したとしても、認定年月日等を見比べて最新の情報を確認できる。そのため、被保険者に係る情報の提供・取得について支障となる事例は限られ、電子的添付をもって原本の提出を省略することのメリットが上回る。</p> <p>このため、一律ではなく、当市のように、現行の業務フローのまま原本省略可能としても支障がない自治体については、ペーパーレス化の実現までの間においても、電子的な添付をもって原本の提出を省略可能という柔軟な取扱いとしていただきたい。</p>		
<p>育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たった留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。</p>	<p>第1次回答で示された「平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡」に沿って事務を進めてきたものの、平成30年度と現在では社会情勢が大きく変わってきており、現場レベルでは大きな支障が出ていることから、今回改めて提案したところである。</p> <p>先日閣議決定された「こども未来戦略方針」では、3つの基本理念「(2)社会全体の構造・意識を変える」において、「職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある」「育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する(中略)必要がある」と示されている。</p> <p>一方で、育児休業終了後に復職する意思を持ちながら、1歳以降も「しばらく子育てに専念したい」と考える保護者が多数存在している現状があり、その場合でも、勤務先に就労証明書の発行を依頼する必要があることは、こども未来戦略方針の「気兼ねなく育児休業制度を使える」とは相違している。</p> <p>育児休業延長希望者による入所申込は近年増加傾向にあり、育児休業延長希望者に対しても、入所希望者と同様又はそれ以上の説明や事務処理が必要となるため、育児休業延長希望者の増加に伴い、自治体の負担が大きくなっている。</p> <p>厚生労働省におかれては、単に平成31年の事務連絡をもって解決済とするのではなく、社会情勢の変化や現場の実情、「こども未来戦略方針」の趣旨を踏まえ、再度検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいとあるが、育児休業をめぐる環境やニーズの変化など現場から様々な課題等が寄せられているため、具体的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
132	指定都市市長会	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」とを要し、市町村が見直しの可否を判断できることを明らかにすること。	市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども・子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考えられる。ところで、本市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにできているところである。このような状況の下で、第1期計画(平成27年度～平成31年度)については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。法の施行から8年が経過し、施設整備に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている本市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画(令和2年度～令和6年度)の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考える。	計画の見直しに伴う市町村の負担が軽減されることで、子ども・子育て支援のより一層の推進に注力できる。	子ども家庭庁	札幌市、旭川市、茨城県、千葉市、横浜市、相模原市、海老名市、長野県、浜松市、草津市、熊本市	○自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。また、計画見直しの要否や範囲についても、各自自治体の自主判断に委ねていただきたい。
133	特別区長会 【重点12】	民生委員・児童委員の選任要件の緩和等	民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけでなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。	【現行制度】 民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。 【支障事例】 当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。 【支障の解決策】 民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局(主に地方公共団体)の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。	企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者もいることなどから、選任要件を緩和し、在勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解消の一助となることが期待できる。また、欠員が解消することで民生委員・児童委員や地方公共団体の負担の軽減につながることも、区民サービスの向上につながることを期待できる。	子ども家庭庁、厚生労働省	高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪府、篠原市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本県、沖縄県	○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象に推薦依頼を行うことにより、欠員を解消する可能性が高まることを期待される。 ○欠員地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。 ○本市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の欠員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。 ○本市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。については、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であると考え。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府事務連絡)において、</p> <p>・「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「重の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、」としているが、</p> <p>・その上で、「形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」</p> <p>子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、それぞれの事情を考慮し検討した結果、見直しが不要と判断される場合は、見直しは不要としていただいてもかまいません。</p>	<p>当該事務連絡は、新型コロナウイルスの感染拡大による平時とは異なる特殊な状況を鑑み、中間年の見直しについて、「必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要に応じて実施」とされ、柔軟な対応を可能とすることが示されたものであると解釈している。</p> <p>一方で、見直しの方法で示されている「既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」という記載では、中間年以前に見直しを行っている場合には中間年の見直しを行う必要はないこと、また、見直しの基準に該当しない場合でも潜在的な要因を踏まえて、中間年以降に見直す前提で検討することという解釈しかできず、例示としての説明とはいえず、計画期間内の見直しを基本にしていると受け止めざるを得ない。</p> <p>このため、教育・保育等の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合であっても、計画を見直さないことについて、国の基準に沿ったものとして審議会の理解を得ることは困難である。</p> <p>以上のことから、第三期計画以降の中間見直しについて、提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにするよう求めたものであり、そのことが明確になるよう、改めて事務連絡等でお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。</p> <p>これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。</p> <p>なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。</p>	<p>都市部では、他人との関わりを忌避する傾向が強く、また、日中は区外に勤務している住民も多いため、地域のコミュニティに積極的に参加できる人は限られている。その地域に長く居住していることが、地域住民の生活の実情を把握することにつながるとは言えない状況である。</p> <p>一方で、昼間人口と夜間人口の差が大きく、日中は多くの人が区内に勤務している。その中で、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など、在住者ではなくても、地域住民の実情を把握している人材は存在する。また、再開発が激進に進む中、大規模マンションなど民生委員・児童委員の確保が困難な地域では、居住者の実情を把握している管理人やコンシェルジュなど、在勤者であっても民生委員・児童委員の候補者になり得ると考える。これらの中で例えば区外への転出を理由に民生委員・児童委員を退任した者で言えば、前任期中において6名おり、要件を見直した場合にはこうした者の活用も可能となる(この場合には、地域住民の生活の実情に通じていることは明らかである。)</p> <p>民生委員制度は、創設から100年を超える長い歴史があるが、この間、社会情勢は大きく変化しており、昨年度の民生委員の改選結果によれば、欠員数が戦後最多となるなど、当区だけでなく、他の多くの自治体においても同様の課題が生じているものと考えられる。こうした現状を踏まえると、地域の実情や今の時代に即した選択肢のある制度として柔軟に対応していくことこそが、民生委員・児童委員制度の持続可能性につながるものであると考える。については、民生委員の候補者を在勤者にも拡大するなど担い手確保の早急な検討を求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。</p> <p>地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
134	特別区長会、郡山市、高知県	署名用電子証明書の失効要件の緩和等	現行制度では、住所異動に伴い住民票の内容に変更があった場合、署名用電子証明書が失効するが、署名用電子証明書に住民票変更内容を自動的に反映すること等により、当該証明書に最新の住所等の情報が書き込まれている状態を担保しつつ、失効せずに引き続き利用することができるよう、失効要件の緩和及び住民票と署名用電子証明書を連動させるためのシステム改修等必要な措置を講じていただきたい。なお、昨年度において、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイポータル等で手続きが可能となるよう、他団体より提案があったところだが、当該議論に本件も併せて検討していただき、必要な措置を講じていただきたい。	マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加しており、今後も増加していくことが想定される。この内、住所異動等に伴い、住民票の内容に変更があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条及び第15条の規定により、署名用電子証明書が失効することとなっている。署名用電子証明書が失効となった対象者については、再度窓口にて手続を行わなければならない、手続に係る負担が大きい。※当区では、住民票の内容変更に係る令和4年度窓口受付件数(署名用電子証明書失効対象)は、約48,000件である。	住所異動等があっても署名用電子証明書が失効せず引き続き利用できることとなることで、再設定手続の必要がなくなるため、住民の利便性の向上、地方公共団体の事務負担軽減につながると思われる。	デジタル庁、総務省	札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、仙台市、羽後町、いわき市、小山市、前橋市、三郷市、千葉市、小平市、浜松市、豊橋市、半田市、高槻市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、井原市、東温市、八女市、熊本市、宮崎市	<p>○署名用電子証明書を失効及び発行することにより、手続きの時間が長くなっている。暗証番号がわからない場合は暗証番号の再設定手続きをすることになるのでさらに事務手続きが増えている。</p> <p>○住民異動等について、マイナンバーカードを所持している方が待ち時間や手続きの負担が多く、またマイナンバーカードの取得率が上がるほど自治体の事務負担も増えている。</p> <p>○当市では、住民異動により自動で署名用電子証明書が失効するところ、その認識を持たない住民が一定数存在しており、電子サービスを利用した際に初めて失効していることに気付くケースが散見される。そのため、署名用電子証明書が自動失効する理由及びマイナンバーカード関連手続の煩雑さ等に関するクレーンが多発しており、対応に苦慮している。</p> <p>○住所異動を代理人が行った場合、電子証明書の更新は、本人あるいは本人宛に送付した回答書がないと行うことができず、お客様の負担となっている。電子証明書と住民票を連動し、失効することがないような措置を講じていただくことで、窓口及びお客様双方の負担軽減に繋がる。</p> <p>○併せて電子証明書一時停止解除時における署名用電子証明書失効の必要性についても、個人番号カードの一時停止時に署名用電子証明書の不正利用の可能性が回避され、安全性が担保されるため、当該失効要件の緩和について検討していただきたい。</p> <p>○世帯員が複数の世帯が住民異動届出する際は、専らその世帯の代表者1人が来庁して手続きを行う。異動した世帯員全員がマイナンバーカード(以下「カード」という。)を持っている場合、住民異動届に伴い失効した署名用電子証明書の発行申請は来庁した代表者が行うことはできないことから、保有者が手続きすることとなるが、来庁していない場合は後日来庁を求め、代理人が手続きする場合は照会集回答書の持参により再来庁を求めなければならない。カードの利便性への期待が上昇している昨今、カードを持っているが故、世帯員全員の来庁が必要になることへの理解や、カードを持っていない場合は1回の来庁手続きで済んでいたところが、カード持っていることで再来庁が必要なケースが発生している等、手続き負担が増加している状況では住民理解が得にくい。</p> <p>○署名用電子証明書の再設定自体は、スムーズにいけば1件5～10分ほどでできる作業ではあるが、手続きする市民が、署名用電子証明書の暗証番号を失念しているケースも少なくなく、その場合、暗証番号の再設定を行う必要があり、さらに10分程度の時間を要している。本提案が採用されれば、特に住民異動の繁忙期などに、相当の事務負担の軽減と混雑緩和が期待できる。</p> <p>○マイナンバーカードの所有者が増加しており、住民異動等に係る署名用電子証明書の失効に伴う、新規発行の手続き件数が増加している。今後も人口の約8割りが所有するようになり、署名用電子証明書を利用するシーンが拡大すれば、一層の負担増となる。</p> <p>○住所異動等に合わせ、署名用電子証明書が失効することによる事務負担は、市民、地方公共団体双方に大きいと考えられ、当市においても繁忙期における住民窓口の混雑の一因となっている。転入、転居の手続きの効率化やオンライン化の大きな足掛となっていると考える。</p> <p>○具体例を挙げると、同一世帯の妻が夫のマイナンバーカードを持参し、券面記載事項変更を行ったが、署名用電子証明書については手続きができないということがある。この場合、市民へ「券面上の更新は終わっているが、署名用電子証明書は失効していること」を説明する必要があるが、また、市民からもなぜ一緒にできないのかとご意見をいただくことも多い。行政での負担減・市民の利便性増のためにも、失効要件の緩和及びシステム改修等の措置を講じていただきたい。</p> <p>○せめて転居については失効しないように緩和していただきたい。また、オンライン化についても是非検討していただきたい。</p> <p>○当市でも、マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加している。手続数の増加により、職員の事務負担の増加や来庁者の待ち時間の長期化といった影響がある。</p> <p>○住所異動により署名用電子証明書が失効し、再発行に一定の事務負担が生じている。</p>
137	広島県、中国地方知事会	課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できるようにすること	地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。	当県では、令和元年度から、子どもの育ちに関する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子どもたちを守り、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築する「子どもの予防的支援構築事業」を県内のモデル市町と進めてきたところである。令和4年度については、デジタル庁の「子どもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択も受け、潜在的に支援が必要な子どもや家庭の早期発見、予防的な支援につなげる際の課題等の検証にも参加している。本事業に係る課題として、税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。	児童の福祉のために課税情報が使用可能となることで、児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能となり、生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握につながると思われる。	子ども家庭庁、デジタル庁、総務省	盛岡市、茨城県、長野県、京都府、笠岡市、高知県	<p>○令和6年度から施行される改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化など、市町村における取組が拡充されたところである。第一義的な児童家庭相談窓口となっている市町村においては、児童虐待のみならず、ヤングケアラーや子育てに困難を抱える世帯の早期発見・把握は重要であることからデータ連携は有用であると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>署名用電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の記録事項について、改ざんされないような措置が採られているため、住所異動があった場合も含めて、自動で住所を書き換えることができません。</p> <p>したがって、住所異動等があった場合には、古い住所等が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい住所等が記録された署名用電子証明書を新たに発行する必要があるため、ご提案の「失効要件の緩和」については実現が困難です。</p> <p>なお、ご提案の「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能」については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において「更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する」としているところです。</p>	<p>住民票の内容が変更されるたびに署名用電子証明書の新規発行手続きが必要となり、それに伴う暗証番号の初期化作業が必要となるケースが多数生じているが、当該作業などによる窓口での事務負担は国のマイナンバーカード取得促進に伴い年々増加しているところ、住民票の情報が変更された場合も署名用電子証明書を失効せず、当該情報のみ変更するなどの措置を講じることが事務負担軽減策として現実的であると考えます。また、変更の際の窓口での本人確認は引き続き実施され、改ざん防止の措置はとられていることから、本提案の実現が困難であるとの回答は合理性がないと考えます。</p> <p>なお、マイナンバー交付率が上昇し、今後もマイナンバー関連の窓口件数は増え続けることが予想されることから、今回の回答にて実現困難とされた要因が技術的なものであるならば、システム改修等を含めた積極的な検討を改めて強く要望する。</p> <p>また、「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能」とすることについては、今後のマイナンバー更新時期を迎えることに伴う、市区町村窓口の負担増及び住民の利便性向上を十分に考慮の上、至急積極的な検討を要望する。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能とすることについては、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえて、早急な対策を要望するとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。</p>
<p>地方税に関する情報に対し、地方税法により課せられている守秘義務は、税務行政に対する信頼性を担保するにあたり極めて重要なものであり、当該情報の提供・利用について法令で規定されていることが必要であり、当該情報の利用が真に必要であると認められる場合を除き、解除することが許されない。</p> <p>本提案で求められているように、児童虐待のリスクの有無が定かでない者やリスクが低い者を含むあらゆる子どもや家庭を対象として、児童虐待リスクを判定するための材料の一つとして地方税に関する情報を利用することは、上記のような守秘義務を解除する要件を十分に満たしているとは認めがたいと考えます。</p>	<p>地方税法により課せられている守秘義務と同様に、福祉、母子保健、教育など他の行政事務に課せられている守秘義務も極めて重要であると認識しているが、目的外利用の整理の上、本件データ分析に活用できている現状がある。</p> <p>なお、当県の事業で把握したいのは、児童虐待のリスクだけではなく、児童虐待や不登校など様々なリスクの要因となる子供の貧困も含むリスクである。そのような子供や家庭を早期に把握し、予防的に支援を行うことは、心身ともに健やかに成長する子供を増やすことに繋がり、社会的意義が大きいと考えている。</p> <p>また、子供の貧困は、福祉の支援を受けていない家庭においても生じる問題であり、家庭からの申請を待ってでは支援が遅れる恐れがあるため、福祉のデータだけでなく、課税情報のように連続的なデータからスクリーニングなどを行うことが早期の支援には効果的と考えている。</p> <p>このような事例が「当該情報の利用が真に必要であると認められる場合」ではないとすると、具体的にどのような事例ならば解除されるのかお示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の実施する事業の意義等を考慮した上、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 課税情報によって児童虐待につながるものが必ず判明する訳ではないため、地方税法第22条の守秘義務を解除する根拠としても理解が得られるとは考えにくいとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
139	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会 【重点23】	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができないように法令上の対応をし、又は運用を見直す。 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。	【現行制度について】 離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の高上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。 【支障事例・制度改正の必要性】 当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。 当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。	既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。 計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	島根県、高知県	○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。
140	広島県、宮城県、中国地方知事会 【重点7】	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し	地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となれるように要件の見直しを求める。 地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合に、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。	【事務主体について】 地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑になり、実務上活用が困難となっている。 例えば、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうちDMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは実務上困難である。 【更新手続きについて】 地域再生法における地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされてきたが、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。	地域の実情に即した制度運用が可能となり、広域の観光施策の展開が促進され、観光サービスの充実等につながる。	内閣府、国土交通省	岡山県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>離島振興法(以下「法」という。)は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあること(鑑み、法の目的(離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等)を達成するため、公共事業の補助率の高上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。</p> <p>離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、離島振興対策実施地域(以下「離島地域」という。)について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。</p> <p>提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要があり、単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。</p> <p>なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること(法第4条第1項)、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め(法第4条第5項)、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること(法第4条第8項)とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。</p>	<p>離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針(計画)づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。</p>
<p>【事務主体について】 ＜現行制度の考え方＞ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(以下「本制度」という。)は、事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度である点を踏まえ、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動より受ける見込まれる利益の範囲内でのみ負担金を徴収できる旨規定していることから、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、受益事業者の利害関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、①自然的経済的社会的に一体であって②事業者が集積している地域を導入対象としており、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。</p> <p>また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、民間主体でまちづくり等を積極的に行う取組であり、活動地域の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。</p> <p>さらに、市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。</p> <p>なお、複数市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行い本制度を活用することも可能である。</p> <p>＜回答＞ ご提示の支障事例は上記①・②の要件の充足が困難であると考えられ、その他の趣旨の要望も確認されず、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。</p> <p>他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。</p> <p>【更新手続きについて】 ＜現行制度の考え方＞ 本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、団体のガバナンス確保や、負担金負担者の権利保護の観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、国内の類似した他制度も参考にし、計画期間の上限を設けている。</p> <p>＜回答＞ 計画期間について、何ら制限なく設定可能とすることは適当ではなく、ご提案の内容については対応が困難であると考ええる。(別紙あり)</p>	<p>【事業主体について】 せとうちDMOは、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県の7県内でせとうちブランドの確立に向けた情報発信や魅力発信事業等を行い、来訪者・滞在者の利便性を高める活動に取り組んでいる団体である。同団体の活動のうち、来訪者・宿泊者の増加につながり、ホテル・旅館等がその利益を受ける情報発信系事業に対して、地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用することを想定している。</p> <p>しかしながら、現行制度では、複数の市町村域を越えたエリアで制度を導入する場合、情報発信事業の対象となる市町村ごとに、計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付を行わなければならない、制度を活用するための手続きが煩雑である。</p> <p>都道府県が主体となる制度事例として、宿泊税は都道府県単位での導入が可能であるほか、米国カリフォルニア州では、州全域でTID負担金として徴収された資金が州全体の観光振興財源として使用できるよう法が整備されている。</p> <p>これらを踏まえ、改めて、都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となり手続き窓口を減らすことで、市町村域を越えて活動するエリアマネジメント団体が制度を活用しやすくなるよう、制度の見直しを検討いただきたい。</p> <p>【更新の手続きについて】 一定期間ごとの活動の効果を検証することは必要であると認識しているが、その期間が必ずしも5年を上限とする必要はないのではないか。地域の実情に応じた期間を設定することについて、改めてご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 広域連携DMO(市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMO)には、安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがなく、安定的・継続的な運用を行うことが困難な状況を踏まえ、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
141	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 【重点14】	小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し	小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。	現行制度では、小学校の教科担任制加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。	各自自治体においてより柔軟な定数配置が可能となることで、地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。	文部科学省	岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大坂市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県	<p>○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、加配教員の配置が困難であるため校内で授業担当を工夫することにより、教科担任制を実施している。加配教員が受け持つ授業時間数の下限の緩和により柔軟な定数配置が可能になることで地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。</p> <p>○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限により教科担任制加配が、配置できない学校もある。複数校を兼務することも困難なことから、各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配への改善を望む。</p> <p>○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。</p> <p>○当県においても6学級以下の小規模校が多く、また、その配置のための持ち授業時間数の下限を満たすことが困難な場合がある。その下限を緩和することにより地域の実情に応じた配置ができ、指導・教育体制の充実を図ることができる。</p> <p>○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくい。加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。</p>
142	愛知県、福島県	補助金申請等に係る都道府県への事務委任の廃止	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)に限る)及び文化資源活用事業費補助金(文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る)の補助金交付に係る事務の都道府県知事、都道府県教育委員会への委任を廃止し、文化庁が設置した事務局等により事務を行う。	上記補助金の申請については、文部科学大臣から交付に係る事務(交付申請の受理、交付決定の通知、実績報告の受理、額の確定及び通知など)の事務委任を受けている。当県では、交付件数が年間70件を超えていることに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出までの期間も短いため、県における書類確認業務及び書類作成業務は短期間で膨大となっている。また、県での書類確認期間を少しでも確保するために書類を取りまとめる市町村への提出期限を短くせざるを得ず、市町村及び補助事業者の負担となっており、さらに誤りが増える悪循環となっている。	補助事業者、市町村及び都道府県の書類確認、書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。	文部科学省	兵庫県	<p>○当県としては、補助金事務に係る市町村等からの書類について、都道府県を経由することの意義は理解している。(当県では、市町村によって作成書類の正確さに大きな差があるため、当該確認し、修正等の指導を行うことが必要。)しかし、補助金関係は特に年度末や年度始めの短期間に大量の事務が生じ、負担が大きくなる。さらに、人事異動の時期であり、特に新任担当者においては経験不足や認識不足等により、書類の誤りや漏れが起こりやすい。そうした事情を考慮した上で、補助金事務を適切に行うためには、文化庁への提出期限を延ばしてもらうことの方が効果的である。</p> <p>○補助金の申請事務に関しては非常に短期間での処理が求められており、特に1次交付申請については、文化庁の依頼から郵送での文化庁必着期限まで2週間ほどしかなく、70件以上ある事業の申請書作成から内容確認・修正・郵送までを数日で行わなければならない、大きな負担となっている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>教科担任制推進に係る加配定数については令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。</p> <p>このため、当該加配定数によって措置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。</p> <p>ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。</p> <p>「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、 ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること 等は可能とする。」</p> <p>文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。</p>	<p>一定の弾力的運用を可能としていることについては、都道府県教育委員会等として承知しているところであり、市町村教育委員会と連携しながら、その活用を図ってまいりたい。</p> <p>また、「小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること」とあるが、1人の教員が複数の教科を持つことにより、教材研究や授業準備など教員の負担が増えてしまうことで、地域によっては専門性を活かしたきめ細やかな授業の実施が困難なこともありうる。</p> <p>以上のことも踏まえ、地域や学校の事情によっては、例示以外の弾力的運用が必要な場合もあり得るので、加配の趣旨・目的等を逸脱しない範囲内で、自治体の個別の相談等に引き続き前向きに応じていただきたい。</p>	<p>【八幡市】 小規模校では、高学年と低学年を合わせても、教科によっては、コマ数の要件に対応しない場合がある。例えば、理科であれば、小学校3年生以上のすべての学年を専科にしても、12時間以内で、それに5、6年の算数を合わせて、やっと22時間である。それよりも、近隣の中学校から必要な教科の教員が専科指導ができ、中学校の指導充実にもつながらるような加配の対応が必要である。</p>	<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>文化財補助金等に関する事務の一部については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条各項に基づき、財務大臣協議及び都道府県知事の同意を経て、都道府県の知事又は教育委員会に委任し、これまで適切かつ円滑な事務処理を行ってきています。</p> <p>本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大するものであり、現状の国の人員・体制に鑑みれば、補助金に関する事務の適切な執行に支障を来すことが想定されます。</p> <p>これまで各都道府県の御協力を得て適切かつ円滑に行っている業務について、国の事務として一括することになれば、事務処理に長期間を要し円滑な事業実施に影響が及ぶことや、交付期限を踏まえた処理のために書類提出を大幅に前倒しより短期間で求めなければならぬ事態が生じること、事務処理能力から補助金の交付回数が大きく制限され効率的な予算執行ができなくなるなど、大きな支障が生じることが想定されます。</p> <p>また、現在の補助金の執行においては、やむを得ない事由により都道府県内の事業予算に過不足等が生じた場合、都道府県が域内市区町村と予算執行状況を調整し、限りある予算の効率的な執行を行っています。こうした都道府県内での調整による効率的な補助金執行にも懸念が生じることにもなります。</p> <p>これらのことから、本提案については、補助金に関する事務の適切かつ効率的な執行に支障を来すことから対応は困難であると考えます。</p>	<p>現状、著しく短い期限の中で、膨大な量の書類確認を行って国に提出しており、都道府県職員の大長時間勤務といった大きな負担になっていることに加え、十分な確認や修正を行えない事例も生じている。また、現在の補助金の執行で都道府県内の事業予算に過不足等が生じた場合、個々の文化財について都道府県が国に執行相談を行い、国が予算執行状況を勘案して変更の判断をしているため、本提案どおり国が事務を行うとしても実務上の取扱いに変更はない。加えて、実務的には各市町村に国より示された交付率どおりに対応せざるを得ず、当県の裁量はないに等しい。</p> <p>1次回答にて、「本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大し、「補助金に関する事務の適切な執行に支障を来す」とあるが、本提案は、文化庁において外部の事務局等を設置し、交付申請書等の書類確認や交付決定通知書作成といった形式的な事務を委託すること等を提案したものである。それにより、補助事業者の書類作成期間の確保につながる。また、書類の二重確認を防ぎ、国、県ともに補助金事務の負担軽減が期待できるため、積極的に検討いただきたい。委任事務の廃止が不可能であれば、事務委任の在り方を再考し委任事項の精査の上、告示で示された委任事項の縮減、若しくは書類の提出期限の延長、様式の簡素化、手引きの一元化等、負担軽減策を取っていただきたい。</p> <p>なお、財務大臣協議及び都道府県知事の同意を経て、都道府県の知事又は教育委員会に委任を行い、事務処理を行っていることは承知しているが、令和4年1月27日付け文部科学省告示第四号において「事務を行う都道府県」として示されているのは11県のみだが、11県以外の都道府県でも当県と同様の事務を行っていることを確認しており、補助金申請等の事務委任に係る根拠としては不十分のように思われる。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
143	愛知県、福島県、静岡県、長崎県	補助金及び支援事業の申請等に係る都道府県経由事務の廃止	文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)及び伝統文化親子教室事業(教室実施型)の補助金等の交付要望、交付申請及び応募等における都道府県経由事務を廃止し、文化庁が事務委託により設置する事務局等により事務を行う。	各種補助金等の交付要望、交付申請及び応募等の手続きについては、文化庁の依頼により、県内事業者(市町村または市町村を事務局とする実行委員会等)の要望書及び申請書その他応募書類等を県でとりまとめて文化庁(事業によっては文化庁が事務委託をしている事務局)へ提出することとなっているが、件数が多い(令和4年度は約240件)ことに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出期限も短いため、県の書類確認業務が短期間で膨大なものとなっている。さらに、県における書類確認期間を少しでも確保するため、市町村を始めとする県内事業者に対する書類提出期限を文化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業者にとっても、十分な書類作成時間が確保できず、さらに誤りが増える悪循環となっている。都道府県における確認作業は、文化庁が作成する募集案内や記入例等を参照し、記載漏れや誤りがないかを確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は全て、国において全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っていることから、必ずしも都道府県が確認する必要はない。また、文化財は国指定(登録)文化財、県指定(登録)文化財、市町村指定文化財、未指定文化財に大別され、県として特に把握すべき事項は国・県指定(登録)文化財の修理・新調及び補助事業に伴う所在地の移動等に関するものであるが、こうした事項については補助金の有無に関わらず市町村を通じて県が報告等を受けることとなり、経由事務がなくても県は状況を把握することができる。その他の文化財の状況についても、必要に応じて市町村を通じ状況を確認することができる。なお、当該補助金の交付決定は国から事業者へ直接行われ(通知文のみ都道府県経由)、事業者が行う変更交付申請、実績報告(伝統文化親子教室事業については2次審査以降)等に関しては、県を介さず直接文化庁等に書類が提出されている。	補助事業者、市町村及び県の書類確認、書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。	文部科学省	茨城県、兵庫県	○文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)及び伝統文化親子教室事業補助金にかかる交付要望、交付申請等の手続きについて、県内事業者からの応募書類等を県で取りまとめているが、件数が非常に多い(令和4年度兵庫県は約370件)ことに加え、文化庁への提出期限も短いため、県の書類確認業務が短期間で膨大な時間を要しているのが現状である。当県においても提出書類確認期間を確保するため、県内事業者及び市町村からの提出期限を短くせざるを得ず、その結果提出書類の誤りや不備が増える悪循環となっている。については、都道府県における書類確認業務は、市町村から提出された応募書類の不備や不足の再チェックであり、業務改善のためにも重複する業務を精査し、実行委員会等から各市町を經由、文化庁が事務委託により設置する事務局へ直接提出することで、提出期限にも余裕ができて、提出書類の誤りや不備が減る。
144	愛知県、美浜町、知多市、秋田県、高知県	地域公共交通確保維持事業費補助金における補助系統の地域公共交通計画への位置付けを不要とする場合の明確化	地域公共交通確保維持事業費補助金の補助要件である補助系統と地域公共交通計画との運動化に関して、補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合であっても、補助対象として認められる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化することを求める。	【現行制度について】 地域公共交通確保維持事業費補助金については、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化(計画制度と補助制度の運動化)がなされた。 複数市町村に跨る運行系統について、原則都道府県又は当該系統が跨る全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付ける必要があるが、例外として一部沿線市町村の地域公共交通計画に位置付けない合理的理由がある場合には位置付けることを要しない。 この例外について、解説パンフレットにおいて、「当該市町村の区間が補助対象外となっている場合、当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合、当該市町村の住民の利用実態がない場合」等の例示があるが、その適用について都道府県や市町村が明確に判断できるものではない。 【支障事例】 「合理的理由」としてどのようなものが認められるかが事前に都道府県や市町村が明確に判断できないため、自らが多額の経費と労力を費やして地域公共交通計画に位置付けたとしても他の沿線市町村が計画に位置付けていない場合、最終的に補助事業として認められるか見通しが立たず、地域公共交通計画への位置付けを躊躇し、補助対象から外れた路線が廃止されるといった事態を招くおそれがある。 当県において多いケースとしては、幹線系統であるコミュニティバスに係るもので、「一部沿線市町村において費用負担がなく、当該市町村住民の利用が少ないために計画未策定である場合」や、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現行の費用負担を超えるために計画未策定である場合」、計画未策定市町村の区域分も含む全区間が補助対象となるが不明確である。両方のケースが補助対象と認められることを都道府県や市町村が事前に判断できるよう、例外となる要件の明確化を求めたい。	一部沿線市町村が地域公共交通計画に補助系統を位置付けなくても補助事業として認められることが明らかになり、計画への位置付けを進めることができることから、必要な路線が確実に確保、維持されることに資する。	国土交通省	能勢町、兵庫県、高松市、福岡県、久留米市、熊本市	○複数市町村にまたがる路線において沿線市町村の補助金負担がないため計画に位置づけていない路線がある。市町村の補助の有無にかかわらず計画に位置づける路線の基準と位置づける方法について提示が必要。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>文化芸術基本法の基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働することが求められている。地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等)・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)は地域の伝統行事や民俗芸能等の文化遺産の取組に対して支援を行っているが、地域の文化遺産の保存及び活用を推進するためには、各都道府県が域内市町村の取組を認識し、今後の施策に反映させることも必要であると考え。そのための地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等)・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)における交付申請及び応募等における都道府県經由事務は不可欠であり、今後も継続する必要がある。</p> <p>また、伝統文化親子教室事業には3つの類型(教室実施型・統括実施型・地域展開型)があり、うち教室実施型は市町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。教室実施型を内包できる仕組みともなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としているため、地方公共団体を中心に様々な教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの機会を提供していくことが期待されている。近年、部活動の地域移行においても、伝統文化親子教室が地域で果たせる役割は大きく、地域展開型と教室実施型の連携や学校との連携には政策的意義が大きい。そのため、教育委員会等における実施教室の把握は重要であり、今後も継続する必要がある。</p>	<p>文化芸術基本法で「国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働することが求められている」ことは承知しているが、その手段は補助金及び支援事業の事務を都道府県が行うことに限らない。都道府県内における事業実施状況の把握に関しては、地域文化財総合活用推進事業、先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業及び伝統文化親子教室いずれも、国もしくは事務を受託している事務局のホームページにて対象事業及び事業者一覧が公表されており、本經由事務がなくても、必要に応じて市町村と連携をとることで、事業実施状況を把握することは可能と考える。</p> <p>また、現状都道府県が行っている事務は、国からの依頼により、国が策定した要綱等に基づく形式的な書類の内容確認及び修正対応のみであり、都道府県の主体性が求められるものではない。</p> <p>それでも、都道府県における事業実施状況の把握のため書類のとりまとめが必要ということであるならば、申請書等の理由により事業概要を一読でき、不明点等があれば必要に応じて市町村等に問い合わせることに対応できることから、書類のとりまとめにあたっては内容確認及び修正対応は不要であり、国もしくは事務局への送付のみで足りる旨、明記いただきたい。</p> <p>著しく短い期間での内容確認及び修正対応は、職員の長時間勤務を助長することに加え、都道府県が市町村等に対して期限を設けることに伴う時間的制約による書類の不備を招くことになる。書類の内容確認及び修正対応は事務局が十分に担っていることから、本提案により、市町村及び補助事業者に対する提出期限を長くすることが可能となり、負担軽減に寄与するとともに、国がすべての補助事業について、委託等により事務局を設置し、統一した解釈や基準で迅速に対応することで、より円滑に事業を進めることができると考える。積極的な御検討をお願いしたい。</p> <p>なお、第1次回答においては、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)の都道府県經由事務の廃止に関して言及がなかったため、第2次回答においては御回答いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業においては、真に公的負担による確保・維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施する観点から、補助対象系統を地域公共交通計画に位置付けることを補助の要件としている。</p> <p>補助対象系統が複数の市町村に跨る場合、原則として全ての沿線市町村において当該補助対象系統を地域公共交通計画に位置付けなければ補助対象系統として認められないが、一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない「合理的な理由」があれば例外的に補助対象系統として認める場合があるとして、「合理的な理由」の具体的な例を「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化」に関する解説パンフレットにおいて3つ示しているところである。</p> <p>①当該市町村の区間が補助対象外となっている場合 ②当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合 ③当該市町村の住民の利用実態がない場合等 上記①～③のいずれか1つに該当すれば、一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合でも、例外として補助対象系統として認めることとしている。</p> <p>例えば、支障事例として挙げられている「一部沿線市町村において費用負担がなく、当該市町村住民の利用が少ないため」計画未策定である場合については、上記②に当たるため「合理的な理由」として認められるが、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現在の費用負担を超えるために計画未策定である場合」については、上記①～③いずれにも当たらず、また「計画策定に要する経費が現在の費用負担を超えるために計画未策定である場合」においては、「合理的な理由」として認められないが、このような場合においては都道府県が主体となり各市町村と連携して計画を作成することにより対応可能と考えられる。</p> <p>なお、地域公共交通計画は、地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体を中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするものであり、令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正により、法律上、地域公共交通計画の作成は地方公共団体の努力義務とされたところである。</p> <p>その他「合理的な理由」として判断に困る場合は各運輸局までご相談されたい。</p>	<p>まず、「解説パンフレット」において示された3つの例のいずれかに該当すればよいのであれば、その旨、補助要綱に明記していただきたい。</p> <p>次に、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現在の費用負担を超えるために計画未策定である場合」についても同様の事例があることから、「合理的な理由」としてお認め頂きたい。</p> <p>対象系統がコミュニティバスであり、主にコミュニティバスを運行する市町村の住民が利用しており、沿線市町村については住民の利用実態はあるものの比較的少なく、一定の費用負担はあるものの必要な額を満たしておらず、コミュニティバスを運行する市町村が当該沿線市町村分も含めて費用負担している場合、当該沿線市町村の計画に位置付ける必要性が低いと、合理的な理由であると考えられる。</p> <p>なお、コミュニティバスは市町村の施策であることから、住民ニーズにきめ細かく対応できる立場にあり、施策の実施主体である市町村の計画に位置付け、地域の実情に応じ機動的に対応できるようにすることが望ましいと考える。</p> <p>加えて、実際に例外の適用及び適用外となった事例を紹介いただくと自治体において明確な判断ができる。市町村の事情を鑑みて、適用について事前に判断できるような措置を取っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「効果的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、地域公共交通確保維持事業費補助金の申請にあたって策定が求められている地域公共交通計画について、内容の明確化、必要最小限の手続きとすること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
145	愛知県、福島県、新潟県	地方スポーツ推進計画の策定及び同計画の進捗管理における負担軽減	地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。	地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条において「スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっているものの、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を促すことを求めるなど、地方公共団体に対して積極的な対応を求めているところ。 あくまでも本計画は地方が主体的に作成し、進捗管理を行う計画であることが前提は理解している一方で、計画の作成・進捗管理に当たっては、地域の実態を把握するための調査について、国と都道府県で内容が重複した調査を行っているような状況が生じており、非効率な状態にある。こういった、支障を踏まえ、国・地方において、よりいっそうのスポーツ施策の推進を図るためにも、文科省と都道府県が情報共有・連携を図り、計画作成・進捗管理が効率的に行えるような仕組みを講じていただきたい。 【具体の支障】 計画の作成にあたっては、法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して作成していることから、本県においては「週1回のスポーツ実施率」(成人・障害者)をスポーツ基本計画と同様の数値目標として位置づけている。 こうした数値目標の設定や進捗管理に当たり、国は全国を対象としたアンケート調査を毎年実施し、数値目標等の状況を確認しているが、その結果を都道府県ごとに公表していないため、同内容のアンケート調査を団体ごとに実施している。計画策定・進捗管理における各地域の実態把握の必要性は承知しているものの、調査実施に係る負担が大きいため、国調査において、例えば都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル割付とするなどにより、都道府県ごとの数値を参照できるようにしていただく等、国と地方公共団体とが連携し、地方の計画策定・進捗管理における負担軽減及び肝心な施策の実施に注力できるような方策を検討いただきたい。	都道府県の事務負担の軽減や財政的な負担の軽減につながることも、地方スポーツ推進計画の進捗管理が容易となり、各自治体のスポーツ施策の改善にもつながる。	文部科学省	盛岡市、宮城県、羽後町、茨城県、高崎市、所沢市、岡山市、福岡県	○当市のスポーツ推進計画においても「週1回のスポーツ実施率」を指標としているが、市民へのアンケート調査は計画策定時にしか行っておらず、施策の成果を細かく分析できていない。 提案のとおり、国における調査結果を都道府県(可能であれば市町村単位)ごとに公表することで、各団体の負担軽減につながり、計画の進捗管理に資することになる。 ○当県においても、国のスポーツ基本計画を参酌して地方スポーツ推進計画(第2期スポーツ推進計画)を策定しており、その目標数値には基本計画と重複する「週1回のスポーツ実施率」を設定していることから、国が行う調査はその結果を都道府県毎に参照数値として活用できる方策で実施いただきたい。
146	愛知県	補助金における仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化	地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)における、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化を図ること。	地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)については、補助事業完了後に間接補助事業者から消費税及び地方消費税仕入控除税額を都道府県に報告・返還すること及び都道府県はその報告を受けて厚生労働省に報告・返還することが交付要綱上規定されている。 しかし、当該事務の実施は、事業翌年度以降とならざるを得ず、その上、事業自体は前年度に終了していることから、事業に対して地方自治体が事務費を支出することに積極的な理由がない。さらに、計算及び会計事務が複雑であり、補助額に対して少額を返還するために、都道府県さらには間接補助事業者が行う事務作業の負担が非常に大きくなる。また、標記の事業については、返還額が0円の場合であっても報告を求めていることから、民間事業者への補助金交付を行っていない市町村など、消費税の課税対象ではないため交付申請時点で返還が発生し得ないことがわかっている間接補助事業者などに対しても報告を求める必要があり、明らかに不要な事務が求められている。 一方で、他府省補助金においては、間接補助事業者の仕入控除税額報告・返還を省略できる取扱いで実施している事業もあり、当該事業においても、事務負担の軽減を図っていただきたい。	事務負担の軽減により、当年度実施が必要となる事務事業に対し十分なリソースを当てることができ、都道府県における事務事業効率化につながる。	厚生労働省	神奈川県、京都府、徳島県、高知県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>スポーツ庁の第2期スポーツ基本計画では、「地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す」としており、これに基づき、地方自治体にスポーツ実施率に関する数値目標の設定等を促したところです。</p> <p>現在、独自に調査を実施の上、推進計画等を策定されている現状は承知しておりますが、スポーツ施策に係る目標や指標等の設定については、地域実情等に応じて柔軟に御対応頂くべきためにも、都道府県・市町村が主体的に実情を把握されていることが望ましいと考えております。</p> <p>他方、スポーツ庁としても、令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、調査サンプル数を従来から2万人増やすなど、都道府県でのデータ活用の拡大に取り組んでいるところ。また、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」では、各都道府県を通して対象者へ広く調査協力を依頼するなど、都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル数の確保に努めてまいりますので、各都道府県においても御協力をお願いいたします。</p> <p>令和4年度からの第3期スポーツ基本計画においても、スポーツ実施率は達成目標の一つとして設定しており、施策の実効性を高めるための目標・指標設定を行うことが最も重要であると考えており、引き続き、国による調査がより有効に活用される視点を含めて検討を進めてまいります。</p>	<p>推進計画等の策定の際に、都道府県・市町村が主体的に地域の実情を把握する必要があることは理解しており、都道府県・市町村独自の調査は、今後も実施する必要があると考えている。</p> <p>一方で、スポーツ実施率など、国と地方公共団体で内容が重複した調査項目があり、それぞれが、同じ調査を実施することは非効率であるといえる。国の実施する調査は、令和4年度に調査サンプル数を従来から2万人増やされており、各都道府県の人口比に準拠したサンプル数が確保されていることから、地方公共団体の推進計画策定及び進捗管理に活用できれば、国の調査がより価値の高いものになると考える。</p> <p>また、毎年実施される国の調査の都道府県毎の集計結果が公表、若しくは各都道府県に提供されれば、様々な事情により、スポーツ実施率等の調査を毎年実施できない地方公共団体の進捗管理の向上や、同規模県や近隣県との比較検証が可能となるなど推進計画の策定の向上に繋がりが、より地域の実情に応じた効果的な施策立案が可能になる。</p> <p>以上のことから、地方公共団体の負担軽減及びスポーツ施策の推進のため、国が実施する調査の都道府県毎の集計結果の公表、若しくは提供について、積極的な検討をお願いする。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>補助金等に係る仕入控除税額の取扱いについては、これまでも会計検査院における決算検査報告の中で各府省庁所管の補助金等の執行に当たっての不適正事案について言及がなされているものと承知している。</p> <p>厚生労働省においては、決算検査報告を踏まえ、平成28年に厚生労働省所管の補助金等に係る交付要綱のうち、消費税及び地方消費税の報告及び返還にかかる補助金等の交付の条件の記載内容について、仕入控除税額の確実な把握を実現するための記載に改めるとともに、直接・間接補助事業者に対して、仕入控除条件の趣旨を正しく理解いただき、適正な事務処理を行うよう補助金等の交付要綱に明記しているところである。</p> <p>今回提案のあった地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱においても、同様の取扱いとしている。</p> <p>このように、国庫補助金の返還の要否を確実に確認できるようにする趣旨から、たとえ仕入控除税額が0円の場合であっても、報告を求めるものであり、簡素化については慎重な検討が必要であると考えている。</p>	<p>今回の提案は、今後の不適正事案を未然に防止しつつ、仕入控除税額報告・返還事務を簡素化する方法を御検討いただきたいという趣旨である。</p> <p>特に当該事業については、県による間接補助金の大部分を地方公共団体一般会計に交付している。地方公共団体の一般会計については、市町村が間接補助事業をしない限り、消費税法第60条第7項の規定により消費税申告義務がないことを踏まえ、かねてより補助事業に係る消費税等相当分について返還等を考慮に入れておらず、補助金に係る仕入控除税額相当分の返還はそもそも発生しないことが明らかである。それにも関わらず不要な報告を求めることは、県及び市町村双方にとって負担である。そこで、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が間接補助事業者である場合など、交付申請時点で返還が発生し得ないことが明らかの場合に仕入控除税額の報告を不要とする ・厚生労働省の他の事例（働き方改革推進支援助成金（団体推進コース））にあるように、もとより仕入控除税額を減額した額で交付決定を行うことを補助事業者が選択できるようにする <p>などの方法により報告義務を緩和することで、報告及びとりまとめ事務が省略されることから、十分事務簡略化につながると考えている。地方自治体の負担軽減のために、積極的な検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
147	神奈川県	砂利採取業務主任者試験に係る公告方法の例示化	都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等の公告については、砂利採取業者の登録等に関する規則第8条の規定により、都道府県の公報で公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、砂利採取業者の登録等に関する規則の改正により措置することを求める。また、公告の方法を例示化する場合、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【支障事例】都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公表媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の面で、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。また、公報掲載に当たっては、編集、印刷、配付などの事務及びこれらの事務処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用が生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。なお、紙の印刷物ではなく、電磁的方法により公報を発行する場合においても、公報発行には相応の時間、事務作業及び費用を要し、レイアウト上の制約も受けることから、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。当県では、これらの状況を踏まえ、県のホームページ上に当該試験実施案内のページを設けて周知を行っているが、砂利採取業者の登録等に関する規則(以下「省令」という。)第8条の規定により公報掲載も行っており、事務の二重負担が生じている。【制度改正の必要性】公報は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるという公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言えない。また、自治事務である砂利採取法の規定に基づく都道府県の事務に関し、公告の方法を公報と義務付けている省令第8条の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。【支障の解決策】公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正を行うことで、支障が解決される。公告の方法を例示化する場合、近年のインターネットの普及を踏まえ、他法令を参考とし、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。条例等に係る適用除外を可能とする場合は、省令第17条において列挙する規定に省令第8条を追加することが適当と考える。	【住民の利便性の向上】都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験について、住民等に対し、当該試験の受験に必要な情報を、より速やかに、見やすく、効果的に周知することができる。【行政の効率化】公報掲載に伴う事務負担や費用負担が減り、都道府県のホームページによる周知と公報による公告の両方を行っている場合には、事務の二重負担が解消される。	経済産業省	宮城県、茨城県、岡山県	○当県においても、提案県同様、法令上必須の公報手段としての県報掲載と同時に、任意の公報手段として課ホームページを使用した周知を行っているところ。提案のとおり、自治体の実態に応じて公報手段を取捨選択できるように、規則の改正による措置を求めたい。
148	神奈川県、高知県	義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略	義務教育費国庫負担金に係る交付決定の際における実支出額と最高限度額算出の一部省略	義務教育費国庫負担金については、対象経費の実支出額又は最高限度額のいずれか低い額が交付されるため、交付を受ける自治体では実支出額と最高限度額の2つの金額を算定しています。しかし、例年当県では実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的です。こうした状況においても、実支出額と最高限度額の比較のため、実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定作業を行っていますが、年3回の年間見込み額は最高限度額を上回っていることの確認にしか過ぎず、これは算定するまでもなく予想ができる結果です。1度目の実支出額見込みの算定には意味合いを見出せるものの、2度目、3度目に算定する見込み額については、その事務負担に見合った意味を見出すのは困難です。こうしたことから、実支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることを提案します。なお、現在の当県とは逆に、実支出額が最高限度額を下回ることが予想される場合には、最高限度額の算定を省略することができるようにすることも併せて提案します。	年3回の年間見込み額調査のうち2回を省略することで、業務の効率化に寄与し、浮いたコストで他の業務に注力することが可能となる。	文部科学省	千葉市、川崎市、名古屋市、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市	○当県では、実支出額が最高限度額を下回る年が続いている。3回目の調査については、給与改定等の見直しによっては逆転の可能性があるため調査が必要である。なお、2回目の調査については、省略できると事務負担軽減につながると考える。○当市においても、実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的である。支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることで事務負担軽減につながると考える。○当県においても実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定となっている。実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定を行っているが、調査ごとに実績額が大きく変わることはない。1回の算定業務に40時間程度要することから、業務の効率化が進まず、支障をきたしている。○当市においても例年実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的であるため、調査の省略により業務の効率化を図りたい。○繰上負担金については、提案県と同様、当自治体においても例年実支出額が最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っていないことの確認のためと考えられ、本算出を割愛しても適正な交付申請は行うことは可能である。また、事務負担軽減の観点から、見込み額調査の回数が減ることには望ましい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>インターネット環境が整備されつつある現状下、県下の砂利採取事業者が公報による公告を必要としない状況であると判断可能な都道府県もあると考えられる一方、インターネット環境が十分に整っていないなどの事情から、都道府県の公報による公告が実施されなくなった場合、砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等を確認することが困難になり、不利益を被る事業者が一定数存在する都道府県がある可能性もあり、制度見直しにあたっては、公報による公告の利用状況や、仮にそれを実施しなくなった場合に生じる影響を確認する必要がある。</p> <p>このため、都道府県や砂利採取事業者など関係者の意見や状況を確認しながら、砂利採取業者の登録に関する規則第8条の改正について検討してまいりたい。</p>	<p>本提案において求める措置の内容は、「都道府県の公報による公告を義務付けている省令の規定について、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正により公告方法を例示化するなどして措置すること」である。</p> <p>このため、求める措置が実現した場合においては、一律にインターネットの利用による公表に切り替わるわけではなく、各都道府県が各地域におけるインターネット環境の整備状況などを踏まえ、最適な公告方法を選択することになるので、インターネット環境が十分に整っていないなどの事情があるときは、従前どおり公報による公告を継続するなどの選択をすることもできる。</p> <p>よって、国において公報による公告の利用状況やそれを実施しなくなった場合に生じる影響の確認を実施する必要性は乏しく、公告を実施する都道府県が地域の実情に応じて公告方法を選択すれば足りるものと考えられる。</p> <p>なお、採石業務管理者試験については、採石法施行規則第8条の7の規定により公報による公告が義務付けられている一方で、同条の規定は条例等に別段の定めがあるときは適用しないこととされており、都道府県が公告方法を選択することが許容されている。</p> <p>また、都道府県の公報は、紙媒体で閲覧できる場所が少なく、情報へのアクセスのしやすさや検索性はインターネットに劣ることから、公報による公告を義務付けている省令の規定は、現在の社会環境に合致しているとは言い難い。</p> <p>以上のことから、全国的にインターネットが普及している状況を踏まえ、各都道府県が公告方法を地域の実情に応じて主体的に決定するとともに、二重事務を解消することができるよう、積極的な検討を求めるとする。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>まず、国庫負担額の算定方法は義務教育費国庫負担法等の法令に基づき定められている。具体的には、各都道府県等ごとに実支出額と最高限度額とを比較した上で、少ない方の額の3分の1を負担するものであり、この算定に必要な数値を把握するために所要の事務手続きを行っている。その上で、実支出額を1年に3回照会する理由は、以下のとおりである。</p> <p>①1月の照会 次年度の4月に概算での当初交付決定を行うために、例年1月頃に照会している。本負担金は予算額が1.5兆円にも及び、各都道府県等の資金繰りにも影響が大きいことから、毎月概算払を行っているが、その前提として年度当初に交付決定を行う必要があるため、この時期に実支出見込額を照会している。</p> <p>②7月の照会 義務教育費国庫負担金は法律補助であり、必要額を確実に負担する必要があることから、例年、その年の執行規模の見通しを踏まえた予算規模の調整を行っている。国庫負担対象となる教職員の給与費については、退職・採用、産休・育休、昇給・昇格等によって年間を通じて変動するため、必要額を確実に把握する必要があるため、1月の照会の後、例年7月頃に改めて実支出額の見込みを照会している。</p> <p>③11月の照会 例年夏頃に国家公務員の給与について人事院勧告（給与勧告）がなされ、これを踏まえた各都道府県等の人事委員会勧告が秋ごろになされる。これによって、各教職員の給与費に増減が発生することになる。このため、会計年度独立の原則の趣旨等も踏まえ、当該増減額を把握し、年度内に適正な額を執行する必要があることから、改めて11月頃に実支出額の見込みを照会している。その後は、この実支出見込み額を踏まえて、改めて国庫負担額の精査を行い、年度末の3月頃に変更交付決定を行っている。</p> <p>上記のとおり、各照会は、義務教育費国庫負担金の適正執行のために必要な手続きであることから、御提案の算定回数を省略することは困難である。</p> <p>一方、文部科学省としては、実支出額の見込み方法までは定めていないため、各都道府県等における適切な方法により見込んでいただくことは可能であると考えられる。</p> <p>なお、最高限度額の算定は、法令に基づき、5月現在の教職員配置状況等をもとに算定することとされていることを踏まえ、年度当初に照会しているところであり、最小限の手続きであると考えられる。</p>	<p>実支出額が最高限度額を上回ることが明らかな自治体においては、実支出見込額の照会及び見積作業を第1次回答に従って複数の時期に分けて頻回に行い、どれだけ精緻に見積もったところで交付決定額にはなんら影響することはない。そのため自治体の事務的負担に見合った効果はなく、義務教育費国庫負担金の適正執行にも特段の影響はない。このことから、算定回数を省略することは可能と考える。</p>	<p>【川崎市】 基本的に実支出額が最高限度額を上回っている状況にある限りにおいて、実支出額の動向は国の交付決定額に影響を与えない。各自治体において、交付決定額に変動が見込まれる場合のみ提出するなど、一定の簡略化の余地はあるのではないかと思われる。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
149	神戸市 【重点13】	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止	民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。 また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。	法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関わることであるため、証明できないことで民生委員がトラブルに巻き込まれるケースもあり、民生委員の心理的な負担が増している。また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。 民生委員は証明事務以外にも、高齢者の増加に伴う高齢者のひきこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社会的孤立の防止、行政や専門機関へのつなぎ役としての民生委員への期待と役割は増大している。こういった福祉課題への対応に民生委員の活動は増加しており、事務負担が大きくなっていく。 こうした中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、なり手確保が喫緊の課題である中、これら証明事務については早急に見直すべきである。	民生委員の証明事務を廃止することで、民生委員の心理的負担のみならず事務負担も軽減し、ひいては民生委員のなり手確保にも資すると考える。	こども家庭庁、厚生労働省	旭川市、盛岡市、仙台市、白河市、ひたちなか市、藤岡市、春日部市、ふじ野市、船橋市、横浜市、川崎市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、京都市、大阪府、堺市、寝屋川市、羽曳野市、豊岡市、笠岡市、高松市、大村市、熊本市、宮崎県、沖縄県	○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。 ○当市においても、面識のない家庭に対する証明や、家庭の状況が多様化・複雑化している中で、民生委員が確認できることに限界があることについては日々の業務の中で多々実感している。また、民生委員からも心理的負担や民生委員が証明を行うことに対する疑問の声もあがっている。一方で、公簿上では確認できない本人の申立てにより認定の可否を判断する事例では、第三者の目が入ることで不正受給が一定数防げるという面、また孤立化している家庭への見守りという面で民生委員の協力が重要となるケースも存在する。もし民生委員からの証明を廃止するとすれば、本人からの申立てによる申請要件がある以上、それに代わる確認方法が必要であると考えられる。 ○児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務においては、依頼の際に、面識のない住民の事情説明などに時間を要したり、事実確認が難航したりと、実務上、当該の事務処理がスムーズに行っていないこともある。また、当該手続きの廃止を実施することで、民生委員の負担も住民の負担も軽減することに繋がる。 ○民生委員から、他住民の利益に関する証明をすることは精神的負担が大きいとの意見があり、証明事務の負担が軽くなることで民生委員のなり手不足解消にも繋がる。 ○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。証明事務が廃止されれば、民生委員の負担軽減となる。 ○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。 ○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。 ○提案に条件を付せば実現してよい。生活福祉資金貸付は、民生委員が始めた「世帯更生運動」を機に、都道府県社会福祉協議会を事業実施主体とし、市町村社協及び民生委員の協力体制のもと創設された制度。民生委員意見書の取扱いについては、関係機関との慎重な検討を行うべきである。
150	神戸市 【重点15】	地方公務員の休暇制度の地域社会に貢献する活動(自治会、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないこととする若しくは明確化することを求める。	地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないこととする若しくは明確化することを求める。	当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域活動に参画していく制度的基盤を構築することは有用と考えているが、地方公務員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう」に適当な考慮が払われなければならない。」と規定されているところ、各地方公共団体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇の創設を行いたい場合も、当該規定との関係で問題がないのかは必ずしも明確ではない。 国家公務員の休暇制度における、いわゆる社会貢献活動休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第4号)は、被災地支援や介護施設等における活動への参加を要件としている。一方、(自治的・自主的な動機による活動であるとはいえ)地域社会への貢献として日常的に幅広い参画を期待される活動である自治会町内会活動が対象範囲となっていない。	働き盛り世代の地域活動参加を促すことで、自治会、町内会役員のなり手不足解消につながる。	総務省	札幌市、名古屋、広島市、熊本市	○町内会・自治会などの地域活動の担い手不足は非常に深刻であり、仕事をしながら活動に参加できることは重要である。地域活動が特別休暇の対象となることで、地域活動への参加促進が促されるとともに、公務員がこうした取り組みの先行事例となることで、民間企業の取り組み促進にもつながることから、制度の改正が必要である。
151	大治町	特別児童扶養手当関係書類における公印の廃止	特別児童扶養手当関係書類のうち、特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号(第一条関係))、特別児童扶養手当所得状況届(様式第六号(第四条関係))について公印廃止を求める。	特に現況届において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 左記で挙げた関係書類の年間件数は、 ・特別児童扶養手当認定請求書20件(申請がある度、随時進達) ・特別児童扶養手当所得状況届80件(年1回全受給者から一斉に提出されたものを取りまとめて提出するため、時期が非常に集中する) 進達先の県福祉相談センターより「公印の押印が必要」と通知があるほか、県福祉相談センターにて毎年行われる事務担当者会議でも毎年注意点として挙げられる。	事務負担の軽減となり、事務の効率化及び住民サービスの向上につながる。	厚生労働省	旭川市、所沢市、越谷市、柏市、八王子市、福城市、横浜、長野県、半田市、京都府、和泉市、奈良県、鳥根県、笠岡市、吉野川市、高知県、大村市	○当市も同様に、認定申請(45件)及び所得状況届(290件)において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 ○当市における令和4年度実績では、特別児童扶養手当所得状況届が89件、特別児童扶養手当認定請求書が14件となっている。 全受給者からの提出時期が1ヶ月間に集中する所得状況届への公印押印は、事務処理上、特に負担となっている。 ○当市も同様の状況であり、件数としては例年認定請求が40～50件程度、所得状況届が380～390件程度で推移している。ここ数年、受給者数も増加しており、認定請求書及び所得状況届への公印の押印に要する時間も比例して増加している。 ○大治町と同様に、特に現況届において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 関係書類の年間件数は、 ・特別児童扶養手当認定請求書約130件(申請がある度、随時進達) ・特別児童扶養手当所得状況届約630件(年1回全受給者から一斉に提出されたものを取りまとめて提出するため、時期が非常に集中する) 進達先の県健康福祉センターより「公印の押印が必要」と指摘があり、文書の返却が行われるなど、事務量増加の原因となっている。 ○当市においては、年間600件以上の現況届が提出され、公印を押し印している。省略されれば事務負担が軽減され、事務の効率化及び住民サービスの向上につながるため。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>(求める措置の具体的内容の上段について) 民生委員法(昭和23年法律第198号)第14条においては、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が民生委員の職務として規定されており、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給しようとする者について、その生活実態を把握することは法令上に定められた民生委員の職務の範囲内のものであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たって民生委員の証明書を求めることは妥当な運用であると考えている。</p> <p>その上で、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。</p> <p>(求める措置の具体的内容の下段について) 生活福祉資金貸付制度は、戦後の民生委員による、防貧と低所得世帯の自立更生を促進する世帯更生運動が基となりできた制度である。このため、当制度においては、民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとなっている(生活福祉資金貸付制度要綱)。また、本制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を合わせて行なうことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待をしている。このような背景、理念及び目的から、本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要。</p>	<p>ご指摘の通り、民生委員は住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことと法令上規定されているが、現代においては、価値観の多様化、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の施行など、立法当時の社会情勢から大きく変化しており、適切な把握という概念は、住民個々人の正確な現状把握まで求めているものではないと考えている。そのため、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことが職務である、ということをもって、証明事務を民生委員に求めることが妥当な運用であるとは言えないのではないかと。</p> <p>「証明事務の基本的な取扱いについてのガイドライン(平成14年全国民生委員児童委員連合会)」でも、民生委員による「証明」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することが原則であるとされており、当市においても、住民から申し出があったことを確認したこと等の証明としており、実態として証明するに足りる正確な現状把握を行うことは難しいと考えている。</p> <p>民生委員制度の持続可能性を保持するためにも、民生委員の負担を明確に軽減すべきであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たり民生委員、児童委員等の証明を求めることは廃止すべきである。</p> <p>生活福祉資金貸付制度については、制度ができた背景はあるものの、当時から社会情勢は大きく変化している。意見書を必須とせずとも、民生委員の活動によって、本制度の利用の促進に貢献できると考えている。また、意見書のあるなしにかかわらず、その後の民生委員による相談支援等において、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図ることは可能であるため、民生委員の意見書は廃止すべきである。</p> <p>なお、当市の民生委員からも、証明事務・意見書作成事務は負担になっており見直すべきだと意見をいただいているところである。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、事実確認が困難なため、民生委員にとっても負担感や心理的な抵抗が強いとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。</p>
<p>地方公務員の休暇を含む勤務条件は、地方公務員法第24条第4項及び第5項に基づき、「均衡の原則」に反しない範囲で、各地方公共団体が条例で定めることとされている。</p> <p>また、特別休暇については、職員は公務を優先することが原則である以上、真にやむを得ない公的な要請または社会通念上妥当とされる個人的事情がある場合に限って認めることとすべきであることにも留意の上で、各地方公共団体の実情に応じて適切にご判断いただくべきものであると考える。</p>	<p>地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を創設する場合においても、ご提示の諸原則に基づき地方公共団体の実情に応じて判断できるものと理解した。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、今後、所要の改正を行う。</p>	<p>地方公共団体の事務負担軽減の観点から、第1次回答のとおり、改正をお願いしたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
152	大治町	児童扶養手当関係書類における公印の廃止	児童扶養手当関係書類のうち、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届について公印廃止を求める。	特に現況届においては、件数が多いため公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 左記で挙げた関係書類の年間件数は、 ・児童扶養手当認定請求書は約60件 ・児童扶養手当所得状況届は約10件 ・児童扶養手当現況届は約300件 特に、現況届については時期が集中しており負担となっている。提出期間は8月に1か月間であり、8月に提出された現況届を9月10日前後に県に提出しなければならず、全て公印押印が必要とされるほか、記載ミスは全て公印での訂正印も求められている。 県福祉センターにも問い合わせたものの「児童扶養手当施行規則で様式に『印』があるということは、規則で決まっているということなので、公印は押してもらわなければならない。現況届は様式に『印』がないので省略可能であり、公印がなくても違反ではないが、当県では押印を全市町村にお願いしているため、大治町にも押印をして提出してもらいたい」と回答があった。	事務負担の軽減となり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。	こども家庭庁	越谷市、柏市、横浜市、長野県、京都府、奈良県、高知県、熊本市	—
157	高知県、宮城県、広島県、香川県、須崎市、土佐清水市、大豊町、土佐町、大川村、日高村、大月町	地域子育て支援拠点事業の実施施設及び実施方法の要件緩和	地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく「連携型」の地域子育て支援拠点事業に関して、実施場所については、比較的子育て家庭が多く集まる図書館や公民館、当県が独自に設置している小規模多機能支援拠点等、市町村の裁量により、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所を選択することも可能とすることを求める。また、実施方法については、近隣の児童福祉施設等や市町村の担当課の職員など、連携施設以外の施設に勤務する職員による幅広いバックアップ体制を可能とすることを求める。	連携型の地域子育て支援拠点事業に関しては、地域子育て支援拠点実施要綱において、実施場所については、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設であること、実施方法については、連携施設に勤務する職員によるバックアップ体制があることが、それぞれ要件として定められている。 しかしながら、当県は年間の出生数が20人未満の小規模自治体が4割以上もあり、平均の延べ利用者数が5人未満の市町村が7市町村あるなど利用者が少ない拠点も多く、また、小規模自治体の中には、そもそも児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設を持たないところもある。このため、特に小規模自治体においては、地域子育て支援拠点事業の実施を断念せざるを得ない現状がある。 また、バックアップ体制については、近隣の児童福祉施設等の職員や市町村の担当課の職員からのバックアップが可能か、実施要綱から読み取ることが困難であると感じている。	現状、事業実施を断念している市町村においても、地域子ども・子育て支援拠点の設置・活用が可能となり、子育て支援の充実に資することができる。	こども家庭庁	旭川市、茨城県、新潟市、長野県、兵庫県、広島市	○連携施設の選択肢が広がることで、多様な形でのサービス提供が可能となるため、必要な改正だと考える。
159	川崎市、仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市	住宅宿泊事業法における届出等の運用の見直し	住宅宿泊事業法における届出等の運用を見直すこと	住宅宿泊事業法第3条に基づく届出について、現行規定では「事業者が届出を行った日」を届出日とするが、「欠格事由に該当しないことが判明し、届出が適式であることが確認された日」を届出日とするか不明確である。この点、次長通知において、行政手続法上の届出と同視していると解されているところであるが、届出を受けてから届出番号を通知するまでに暴力団に該当していないかの警察への確認等に時間を要するため、事業者等から、届出をしたにもかかわらず、すぐに営業が開始できないといったクレームが生じ得る。	住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営の確保による健全な民泊サービスの普及、行政事務の効率化等	厚生労働省、国土交通省	相模原市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、岡山県、高知県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届については、令和5年度中に児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)を改正し、公印の押印を不要とする。</p> <p>なお、児童扶養手当現況届については、公印の押印を求めているが、その旨周知する等の対応を検討してまいりたい。</p>	<p>地方公共団体の事務負担軽減に対し前向きな回答をいただきありがたい。第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。特に児童扶養手当現況届の公印不要の周知は早めの対応をお願いしたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業の連携型については、効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設(連携施設)において、当該施設に勤務している職員等のバックアップを受けることで、一般型で求めている、子育ての知識と経験を有する専任の者「2名以上」との配置要件を「1名以上」に緩和しているものであり、事業の適正な実施の観点から更なる要件緩和は困難である。</p> <p>一方で、今般の提案は、図書館や公民館など児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所での事業の実施や、連携施設以外の施設に勤務する職員が携わること求めるものであるところ、地域子育て支援拠点事業の一般型においては、公共施設や公民館、小児科医院等の医療施設などにおける実施が可能となっており、また、職員についても「子育ての知識と経験を有する専任の者」であることを満たしていれば足りることから、一般型として事業を実施していただくことも検討いただきたい。</p>	<p>○一般型としての事業実施について 県内の市町村(34)で令和4年の出生数が10名以下の町村は11町村となっており、そのうち町村内に地域子育て支援拠点が設置されていない町村が8町村ある(休止中、広域連合での設置町村含む)。また、現在、保育所併設で連携型を実施している県内3施設の令和4年度平均利用組数は0.8~1.3組という現状。 利用対象者である未就園児がいる家庭が少なくなる中、各町村は2名の専任職員を配置する予算と人材確保に苦慮している状況(財政上事業化できない)。よって、一般型の実施は難しいものと考えている。 (そもそも、要綱の内容が小規模自治体の実態を考慮されていないことが支障となり、連携型すら実施困難となっており、一般型の実施となればなおさらである。)</p> <p>○連携型における実施場所の緩和について 設置場所が「児童福祉施設等」と限定されているため、対象施設がない(使用できない)小規模自治体の事業実施が難しくなっている。事業目的は地域の子育て支援や支援機能の充実であることを鑑みれば、事業実施場所の限定を廃止(緩和)することで支援拠点の増加を図るべきではないか。 バックアップに入る職員は保育士等専門職員である必要がないことは要綱からも読みとれるが、図書館のように市町村の職員が勤務している施設など、同施設内に勤務している職員のバックアップ体制がとれる施設については連携型と同等の対応ができるものと考えており、連携型の施設として認めていただきたい。 なお、一般型では、公共施設や公民館、小児科医院等の医療施設などにおいて実施を可能としているのであるから、連携施設にこれらの施設が追加されてもバックアップ体制が確保されていれば、事業の適正な実施は可能だと考えるが、バックアップ体制を確保した上でこれらの施設を連携施設に追加することで、事業の適正な実施の観点からどのような問題があるのかご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>行政手続法第37条において、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されており、住宅宿泊事業法第3条の届出については、形式上の要件に適合している届出がなされた場合、届出として効果を持つこととなる。</p> <p>このような解釈については、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)に改めて記載することを検討する。</p>	<p>支障解決に向けて、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正に早期に取り組んでいただくとともに、「届出」に対する解釈を当該要領(ガイドライン)に明記いただくに当たっては、以下の3点について、解釈も含めて明確にしていただきたい。</p> <p>なお、書類の提出をした日をもって営業可能となることを考える届出者が多い一方、書類の提出を受けた地方自治体は届出事項について確認しなければならないため、届出者との認識に齟齬が生じた際に対外的に納得感をもった説明が可能となるよう、①にて届出の解釈について明確にしていただき、②及び③にてその考えを整理する過程で懸念となる部分についても明確にしていただきたいという趣旨である。</p> <p>①平成30年7月13日通知「住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について」において、届出を受け付けて受理するまでの間に、地方自治体側で届出書類について確認の時間を要することを想定していると思受けられる記載があるが、第1次回答における「届出として効果を持つ」日とは、当該通知における「届出受付時」であるのか、「受理」の日であるのか。</p> <p>②住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項における届出番号の通知は、行政手続法における処分にあたるのか。</p> <p>③第1次回答における、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合」とは、暴力団排除条項に係る警察への確認を終えた時点を示しているのか。仮に、確認を終えていない時点での届出番号の通知となると、暴力団排除条項に該当する者が一時的に住宅宿泊事業を営む可能性も危惧される。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
160	川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監査は、認可基準の観点から行う施設監査は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確保に係る指導監査は市区町村が監査を行うこととなっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行園には市区町村から施設型給付が行われ、新制度未移行園には都道府県から私学助成が行われているが、新制度未移行の園も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化のしつと子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。幼稚園に係る各権限が一元化されていないことで、役割分担が曖昧となっており、都道府県と必要以上の事務調整等が発生している。 【事務調整等の具体例】 ・国の宿舍借り上げ支援事業は市から認定こども園全てに補助が行われる一方で、ICT化推進等事業は県から幼稚園型認定こども園に補助が行われるなど、補助金の性質や国の所管省庁の違いによって、県と市のどちらが補助の実施主体となるか異なっていることから、県と市が独自の補助事業を創設する際に、それぞれの施設を補助の対象とするかなど、その都度調整する必要が生じている。 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、支給対象範囲など各自自治体の裁量で決めることが可能であるが、原油価格・物価高騰分の対応において、県と市で重複を避けるために双方で検討・調整を行い、迅速性が求められる中、多大な労力を要した。 ・園が実施する各施設を対象とした調査等においても、その調査の性質等により、その都度、県と市のどちらがどの施設に対して調査を実施するか調整が必要となっている。 ・厚生労働省・文部科学省・内閣府連名依頼の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について(令和4年9月9日付事務連絡)」においては、各園に対する書面の調査は、「県は幼稚園・市は認定こども園(全類型)」と対象が明記されていたが、書面の調査に基づく実地調査の対象施設は「管内市町村において実施するなど柔軟に対応して差し支えない」との表現となっており、調査の期限が短く、県と市、双方の検討・調整に労力を要した。	不要な調整事務等の負担が軽減され、行政の効率化等が図られるとともに、指定都市において幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となり、住民サービスの利便性も向上する。	こども家庭庁、文部科学省	千葉市、横浜市、相模原市、兵庫県	—
163	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し	特定外来生物防除事業交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応するため、年度当初から事業を実施することができるような事業スケジュールに見直していただきたい。	「特定外来生物防除等対策事業手続きの手引き」に記載のスケジュールにおいては、4月前半に環境省からの採択内示通知を受けて地方公共団体から交付申請を行う流れとなっている。また、「交付申請書が到達してから、当該申請に係る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内(特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条)となっており、年度当初より事業を実施できない現状となっている。 例外的に緊急的な対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定外来生物が春季に活動が活発になることから交付決定に至るまでのスケジュール自体を前倒ししていただきたい。 なお、以下に示すとおり、手引きに記載のスケジュールより例年遅れたスケジュールとなっている。内示が遅れており、4月から5月の時期は、交付決定前着手によっても対応できない状況にある。これにより事業の効率的・効果的な実施が妨げられている。 【春季に活動が活発になる特定外来生物の例】 クビアカツヤカミキリ: 幼虫が3月から活動開始。サクラの咲く3月下旬からは県民からの防除問合せも増えるが交付決定まで対応できない。 アルゼンチンアリ: 年中活動しており、3月以降活動が活発になる。個体群の小さい春先の防除が効果的だが実施できない。 【過去のスケジュール】 令和4年度 内示日: 令和4年6月16日 交付決定前着手届提出日: 令和4年6月17日 事業開始日: 令和4年6月17日 交付決定日: 令和4年7月29日 令和3年度 内示日: 令和3年6月10日 交付決定前着手届提出日: 令和3年6月10日 事業開始日: 令和3年6月11日 交付決定日: 令和3年7月27日	年度当初に交付決定がなされるように事業スケジュールを早めることで、外来生物対策事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができる。	環境省	盛岡市、山形県、栃木県、足利市、栃木市、千葉市、神奈川県、川崎県、山梨県、浜松市、豊橋市、大飯市、岡山市、吉野川市、福岡県、鹿児島県	○当市においては、特定外来生物クビアカツヤカミキリ防除のために国の生物多様性保全推進支援事業を令和4年度まで活用していたが、本事業の交付金の交付決定(着手可能日)が成虫飛散期(6月～8月)を過ぎてしまうため、被害拡大防止に肝心である成虫駆除を効果的に実施できない現状があった。そのため、事業着手前届を出して事業実施をしたが、その着手決定日もまた成虫飛散期中であり、そこから資材調達が始まったため、効果的な防除に大きく遅延をきたした。これでは、本事業交付金の本来の機能として、不十分なのではないかと。 ○当市においても、今年度より特定外来生物防除等対策事業の応募を行っているが、この応募の内容は、今年度より新規で実施するスーリア、アライグマ及びアカミガメ(アメリカザリガニ)に限っており、例年実施しているアルゼンチンアリに関しては応募していない。理由は、アルゼンチンアリの防除を活動が開始する3月から実施しているが、交付決定後にしか事業着手ができず、4月当初より事業着手を行う必要があったためである。以上より、年度当初から事業を実施することができるような事業スケジュールに見直していただくことには、大いに賛成である。 ○令和4年度において、4月にアルゼンチンアリの生息が初めて確認された市町村があることから、年度当初から特定外来生物防除事業交付金事業により防除が実施できるような事業スケジュールに見直していただきたい。 ○当市においては、クビアカツヤカミキリ防除事業に特定外来生物防除事業交付金を利用している。クビアカツヤカミキリについても、活動が活発となる秋季から春季にかけての捕獲が有効であるが、現状では、交付決定後から年度末までの期間しか活用できていない。 クビアカツヤカミキリ: 幼虫が3月から活動開始。サクラの咲く3月下旬からは県民からの防除問合せも増えるが交付決定まで対応できない。 ○当県では特定外来生物の防除の実施に向けて、年度当初からの事業実施を想定していた。しかし、交付金事務の説明と交付が2月末に開始され、内示は4月末であった。当県の事業は交付金の交付を前提とした事業であり、交付額次第で事業内容の見直しが必要であることから、内示を受けた4月末以降から各種事務手続きを始めることになり、当初の想定スケジュールに間に合わせるために各種事務を急ピッチで行うこととなった。前年度までに交付金の内示が完了しないと大きな負担が生じる。 ○提案のとおり、多くの特定外来生物の活動が活発になる4月当初から防除等の対策を行うことで、より効果的な事業を実施できる。年度当初に交付決定されるよう事業スケジュールを早めるか、4月当初から実施した事業を対象とするよう見直していただきたい。 ○アルゼンチンアリについては、3月以降が活動が活発になり、個体群が小さい春先に防除が効果的であるが実施できない。 ○特定外来種の事業を効率的かつ効果的に実施するために、春季に実施する事業も対象とすることが必要と考える。また、本交付金を利用している区市町村から、同内容(4～5月に着手できない。着手した場合は対象外となる)について相談事例あり。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>私立学校行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府県に一元化されているところです。仮に、制度として私立学校へのこれらの権限を一律に市町村に移譲した場合には、人員体制やノウハウの蓄積が十分でない市町村が、私立幼稚園に対する設置審査、指導監督、財政措置を実施する必要が生じ、行政事務の非効率化を招く恐れがあります。したがって、私立幼稚園に対するこれらの権限を市町村に一律に移譲することは適切ではないと考えています。ただし、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条例で定めることにより、これらの権限を市町村長に移譲することは可能です。</p>	<p>市町村における人員体制やノウハウの蓄積が不十分なため、一律に移譲することは適切ではないとの回答であるが、規模の小さい町や村も含めて一律に移譲をした場合は、指摘のとおり人員体制やノウハウの蓄積の観点から、行政事務の非効率化に繋がる可能性は否定できないものの、本提案は、指定都市への移譲を求めているものである。</p> <p>既に指定都市においては様々な事務・権限が移譲されており、さらには、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の業務を行っている現状に鑑みれば、私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置等の権限の移譲に向けて、円滑に事務が執行できるよう余裕を持ったスケジュールを組むことにより、これらの課題は解決できるものと考ええる。なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例はあくまで例外的な制度であることから、指定都市における幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て施策を推進するためには、例外的な対応によらず法律上に明記の上、実施すべきものと考ええる。特に近年、必ずしも法令に根拠を要しない単発での補助事業や調査事業が増えている中で、その実施主体をより明確にするためにも、自治体間での例外的な対応によらず、法律上で権限を明確化しておくことが適切と考ええる。</p> <p>また、事務処理特例により対応したとしても、私立学校法第9条に基づき都道府県に置かれる私立学校審議会による審議が引き続き必要とされる場合は、指定都市による一元的な対応は図れず、根本的な解決には至らないことから、事務処理特例による対応ではなく、法律上で整理を図るべきものと考ええる。</p>		
<p>特定外来生物に係る交付金については、令和4年度まで生物多様性保全推進支援事業の事業メニューの一部となっていたが、令和4年5月の外来生物法の改正を踏まえ、令和5年度に「特定外来生物防除等対策事業」として生物多様性保全推進支援事業から独立したところ。</p> <p>「特定外来生物防除等対策事業」では、可能な限り、対策が必要な時期での支援となるよう、令和5年度には4月末に内示を行った。これは、生物多様性保全推進支援事業に比べて2ヶ月ほど早い時期での内示となる。</p> <p>令和5年度は独立後の事業としては1年目であり、現時点でスケジュールの見直しについて判断することは困難だが、今後、より効果的な事業となるよう、事業の実施状況等を勘案し、運用方法の見直しを検討してまいりたい。</p>	<p>前身事業より内示が早くなっても、依然として4月早々より防除が必要な特定外来種には対処できない。</p> <p>4月末に内示があったとしても、交付決定に係る事務手続を経て実際に事業に着手できるのは早くも5月中下旬である。交付決定前の着手も可能とされているが、交付決定前着手届の提出時点で、応募申請書に記載した事業開始予定日に到達していないことが要件とされている。当県としては、防除が有効な4月早々に事業を開始したいが、4月上旬を事業開始予定日として応募申請書に記載すると事前着手もできない仕組みとなっていることも早期・有効な防除の妨げとなっている（意見交換をした複数の地方自治体も同様の意見であった）。</p> <p>特定外来生物防除推進のため、早期の交付決定のほか、年度当初からの防除が可能となるよう、「前年度12月頃から応募申請の募集を開始、3月中に内示、4月早々に交付決定する」など、事業の仕組みを見直しいただきたい。</p>	<p>【福岡県】 運用方法の見直しにあたっては、他府省庁の手法を参考として改善されたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
164	奈良県、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	特定された抗体陰性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対する追加接種を認めること。	【現行制度】 豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種は、国の防疫指針に沿って、農家毎の免疫付与状況の確認を行いつつ、接種適期を調整している状況である。 指針では、農場の抗体陽性率が80%以上である場合には、抗体陽性率が80%未満の豚舎又は接種群(以下「豚舎群」という。)が確認された場合のみ、国と協議の上、当該豚舎群への追加接種を行うこととされており、抗体陽性率が80%以上の豚舎群については繁殖豚等の一部を除き追加接種の必要がないとされている。 【支障事例】 農場の抗体陽性率が80%以上かつ豚舎群の抗体陽性率が80%以上であった場合、当該豚舎群の中で抗体陰性豚が特定されていたとしても、当該豚には追加接種をすることができない。農場内で1頭でも感染が判明すれば、ワクチン接種豚も含む全ての豚の殺処分が必要とされている一方で、抗体価が低く感染可能性の高い豚が特定されている場合でも追加接種が認められず、有効な対策を行うことができない。	豚熱防疫において、飼養衛生管理基準の遵守とともに、ワクチン接種は極めて有効な手段である。十分な量のワクチンの供給体制が整ってきたことを踏まえ、野生いのししからの感染により豚熱がまん延している状況下で、なおかつ抗体陰性豚が特定されている場合には当該豚に追加接種を行い、農場全体の抗体陽性率を少しでも上げることが、防疫上有効であり、農家のリスク軽減に資すると思われる。	農林水産省	岡山県	—
166	千葉市、横浜市、静岡市、熊本市	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針等の位置付けの明確化	一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することを要請するものではないことを明確にするよう求める。	【現行制度】 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(以下「指針」という。)」において、概ね以下の内容が規定されている。 「公共施設等を管理する人口10万人以上の地方公共団体は、指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、次に掲げる公共施設整備事業の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行うに当たっては、優先的検討規程に従って、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型方式に優先して検討することが行われるべきである」 ・事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。) ・単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。) 【指針の位置付け】 「よくあるお問い合わせと回答」では、指針の位置付けについて、優先検討を求める通知(平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号)は、地方公共団体に対して検討を要請するものとの回答であるが、現行指針では、優先的検討規程を定める場合によるべき準則となっている。 また、国は、地方公共団体等における優先的検討の状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとしていることから、当該指針は、実態上、地方公共団体が従うべき基準であるかのような位置付けとなっていると思料する。 【支障事例】 上記の事業費基準が定められた平成27年以降、建設費等の高騰により、施設整備等における事業費が上昇し、従来は対象外であったと想定される事業が基準額に達する事例が増加傾向にある。 特にそのような事例において、PPP/PFI手法導入の検討を行うための事務手続きが必要となり、地方自治体の負担が増加している。	地域の実情や事業の特性などに応じて、より一層柔軟に、PPP/PFI手法を検討することが可能となる。	内閣府	高崎市、我孫子市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>豚熱ワクチンについては、群として80%の免疫付与率を維持することで十分な感染防御効果を期待できると専門家からも提言されているところである。</p> <p>また、 ①ワクチンというものの性質上、接種した全ての豚に免疫を付与できるものではないこと、 ②過去の発生事例においてワクチン接種済みの肥育豚で感染が確認されていることから、ワクチンの接種のみで豚熱の感染を完全に防ぐことは困難である。このため、抗体陰性豚全てに追加接種を行うことは防疫上有効とはいえないことから、本病の対策についてはワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理の徹底が最も重要である。 以上のことから、現在、国としては、農場の全ての豚の免疫付与を目指す追加接種については防疫対策上必要とは考えていない。</p>	<p>当県の提案の趣旨としては、農場内で1頭でも豚熱感染が認められた場合、ワクチン接種豚を含め全頭殺処分する必要がある体制の中で、特定の豚に明らかに抗体が付与されておらず、かつ飼養者が追加接種を希望する場合にあっては、当該抗体陰性豚への追加接種を認めてもらいたいというものである。</p> <p>「ワクチンというものの性質上、接種した全ての豚に免疫を付与できるものではないこと」及び「過去の発生事例においてワクチン接種済みの肥育豚で感染が確認されていること」については承知しているが、接種後の抗体確認検査の結果として抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、当該豚を限定して追加接種をすることへの希望を妨げるものではないと考える。</p> <p>飼養衛生管理の徹底については各農場で可能な限り実施しているが、農場へのウイルスの侵入を完璧に防ぐ飼養管理手法が確立されていない中、農家からの明らかに抗体を所有していないことがわかっている豚への接種希望について、飼養管理の遵守の徹底を理由に認めないというのは、当該豚が万が一感染した場合の経済的損失を考えると農家の理解が得られるものではないと考える。</p> <p>そのため、群として80%の免疫付与率を維持することで十分な感染防御効果があったとしても、抗体陰性豚が特定でき、かつ飼養者が追加接種を希望する場合にあっては、飼養衛生管理を徹底しつつ、農場内の陰性豚を1頭でも少なくすることは、農場内の防疫強化を実施するにあたっては有用であると考えている。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>内閣府としては、御指摘の「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改定版)」や「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月21日付府政経第401号、総行地第92号)」等に基づき、優先的検討規程(以下「規程」という。)の策定及び運用について助言を行ってきた中で、これまでも、例えば通知に関しては、地方自治法に基づく技術的助言である旨を示してきたところである。御提案を踏まえ、通知等について、今後も技術的助言に留まる旨を適切に明記してまいりたい。</p>	<p>今後の通知等において、当該通知等が地方自治法に基づく技術的助言である旨の文言を表記するだけでなく、内容においても実質的に義務付けと誤解されないよう、明確にしていきたいと考えます。</p>		

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
169	長野県 【重点16】	特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記載された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。	農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。	総務省、厚生労働省	埼玉県、島根県、山口県、高知県、宮崎県	○当県の中山間地域においても冬期に派遣可能な仕事が少ないため、組合の設立に至らない市町村がある。 こうした地域では、植栽業務や建設業において人材が不足しており、冬期の派遣先として需要が高い。 ○当県では、今年1月に2つの特定地域づくり事業協同組合が設立されたところであり、深刻な人材不足に直面している当該地域の建設事業者からも制度活用の要望があったが、組合への加入を断ったところである。 ○組合の区域内において、林業(地こしらえ、植栽業務)も人手不足であるが、派遣が禁止されているため、派遣ができない。
170	長野県 【重点16】	特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外の派遣が可能な利用量割合の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記載された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。	農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。	総務省、経済産業省	埼玉県、兵庫県、島根県、山口県	○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建設業務については、雇用関係の不明確化や労働者に対する不当な支配が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている(建設業務労働者就業機会確保事業)。そのため、建設業務における労働者派遣事業を認めることは慎重な検討が必要である。</p>	<p>建設業務について、様々な観点から労働者の派遣が禁止されていることは理解する。その一方で、建設業は、産業構造に偏りがある小規模農山村においても、普及度が高い業種であり、特定地域づくり事業協同組合における安定した通年雇用の確保という面で、当該規制緩和によるメリットは大きいと考えられる。</p> <p>例えば、派遣可能な時期を閑散期に限るなど、一定の制限を設けた上で緩和することで、デメリットを最小限にするといった手法も考えられるため、改めて特定地域づくり事業協同組合の制度下において労働者派遣を可能とするようご検討いただきたい。</p> <p>なお、建設業務に限らず、労働者の派遣が禁止されている他の業務についても、通年で派遣労働の需要が見込まれるものもあるため、規制の緩和をご検討いただきたい。</p>	<p>【高知県】 派遣法全体での建設業派遣の緩和を求めものではなく、特に人口減少により担い手の確保が非常に困難となっている地域の現状及びこの組合制度の主旨を考慮し、制度改善をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材の確保に向けて、本制度をより実効性が高いものとするため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>特定地域づくり事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定される事業協同組合のうち、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項による都道府県知事の認定を受けた事業協同組合である。</p> <p>中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、事業協同組合はその組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であり、その利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則の例外として定められている。当該趣旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合に対する要望をもって事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合制度に認められている各種特例等を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、特定地域づくり事業を行っていない他の約3万の事業協同組合にも影響が生じる問題であり対応は困難と考える。</p> <p>また、組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることから、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、ご提案の員外派遣の緩和については、慎重な判断が必要と考える。</p>	<p>事業協同組合が行う事業の利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則は理解する。その一方で、小規模農山村においては、産業構造が主要産業たる農業に偏り、地域内では事業者の繁忙期・閑散期が重複しているため、閑散期である冬期は組合員含め地域の事業者には仕事がなく、役場など員外への派遣に頼らざるを得ない。この場合も、組合の総利用分量の100分の20以内という制限があるため、約3か月間の冬期を通じた派遣先とすることができない。</p> <p>こうした点を踏まえ、冬期など本来利用すべき組合員が地域内に一定期間存在しない場合において、例えば、閑散期に限り派遣可能な割合を拡大するなど一定の制限を設けた上で、特定地域づくり事業協同組合制度下において員外派遣に係る規制を緩和することを検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
171	長野県 【重点16】	特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記載された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することになっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。	農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。	総務省	埼玉県、兵庫県、鳥取県	○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期・繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。
172	長野県	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))の早期の内示時期の内示時期の早期化	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))について、年度当初から実施される事業もあることから都道府県への交付金の内示時期を早くし、年度当初の早期に配分額を示すこと。交付金は、「①1 病床機能分化・連携推進事業」、「②2 病床機能再編支援事業」、「③在宅医療推進事業」、「④医療従事者確保事業」、「⑤勤務医労働時間短縮事業」の5つの事業区分ごとに配分されているが、都道府県が必要な事業を実施できるよう、特に「②在宅医療推進事業」、「③医療従事者確保事業」の配分方針については県予算編成作業に関わることから、これを早期に示すこと。	都道府県への交付金の内示時期が遅く(R4.8月5日)、事業の円滑な執行に支障があるほか、要望額全額が交付される保証がない状態で事業を実施する必要があることから事業者にも多大な負担をかける状況が続いており、事務負担が大きい。	基金を活用する事業を実施する事業者の負担が減り、より円滑な事務の執行が可能となる。	厚生労働省	岩手県、茨城県、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県	○特に地域医療情報連携ネットワークについては、内示後に事業を開始するため、年度内に事業が完了せず、繰越が生じている。 ○切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、国庫補助事業や地域医療再生基金からの振替事業なども含め、各種事業を継続して実施する必要があること、加えて事業の執行に支障を来すような減額調整が年度途中にあると、安定的な事業執行が困難となることから、早期の内示が必要。 ○現状、「地域医療介護総合確保基金」は、都道府県が設置主体であり、当該内容は当市が主体とはなり得ないが、内示時期が遅いことは、市町村においても当該事業の円滑な実施に支障がある(予算要求等)ことから、早期化されることが望ましい。 ○過去3年の内示時期は、事業実施予定年度の8月から11月となっており、事業の実施に必要な期間が確保できていない。事業効果が十分得られるよう早期の内示が求められる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>本制度の目的は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」第1条に規定されているとおり、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持・地域経済の活性化に資することである。すなわち、当該地域社会の維持・当該地域経済の活性化に資することを目的としている。</p> <p>また、同法第10条において特定地域づくり事業の範囲を、①その地区において地域づくり人材がその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業、②その地区で活躍する地域づくり人材を確保する等の事業、と規定されていることから、当該地区の地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは明らかである。</p> <p>これらを踏まえ、組合が位置する市町村の区域外に職員を派遣することを求める本提案については、制度の趣旨に沿わないため、慎重な判断が必要と考える。</p>	<p>本制度が、組合が位置する地域における地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは理解する。その一方で、産業構造に偏りがあり、当該地域のみで安定した通年雇用を確保することができない小規模農山村では、特定地域づくり事業協同組合を設立することさえできないことがある。当該地域の範囲外に閑散期の仕事があり、そこに労働者を派遣することが可能となれば、安定した通年雇用を確保することで、組合を設立して地域づくり人材の呼び込みにつながるため、制度の目的である地域社会の維持・地域経済の活性化という面で効果が大いと考ええる。</p> <p>また、閑散期に区域外へ派遣されていたとしても、繁忙期を含め1年の多くを当該区域内の産業に従事し、年間を通じて当該区域内で社会的活動に参加しているのであれば、地域づくり人材がいない場合に比して地域の活性化に寄与していると考えられる。そのため、例えば、同一県内など一定の範囲内に限り、一定割合の域外派遣を認めるなど、制度の趣旨を逸脱しない範囲で規制を緩和することを検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>地域医療介護総合確保基金の内示にあたっては、国において都道府県計画の精査や計画内容の聴取等を行う必要があることや、都道府県における決算終了後の基金残高を確認した上で配分の調整を行う必要があることから、内示までに一定の時間を要しているところであるが、地方厚生局とも連携して聴取に当たるなど業務の効率化を図り、遅くとも7月中には内示ができるように手続きを進めていく。</p> <p>【参考】国における執行事務のスケジュール(標準的な事例) 3月31日：都道府県要望の提出締切 4月1日～：都道府県要望の内容精査、都道府県ヒアリングの実施 5月31日：都道府県における決算事務の終了 6月上旬以降：都道府県における基金残高の確認及び配分調整</p> <p>※なお、基金の配分に当たっては、全都道府県の要望額や基金残高が揃わなければ調整を行えないため、それぞれの期限を守って国へ提出いただくよう都道府県にお願いしているが、都道府県によっては期限を超過する場合もあり、国と都道府県の両者の協力が必要となっている。</p>	<p>遅くとも7月中として内示時期が定められることで、事業者が計画的に契約準備行為に着手可能となり、円滑な事業執行に繋がるものと見られる。</p> <p>また、早期の内示に当たっては、都道府県の協力が不可欠であることについては理解しており、引き続き、当県としても期限を守った対応をしていく。</p> <p>今後、当該基金制度の見直し等を行う際には、年度当初から実施する必要がある事業の予算確保の観点から、内示が年度当初に行える仕組みになるよう検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
173	長野県	国土利用計画法第24条の規定による勧告を行う場合の土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要ない土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止を求める。	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告は、土地利用審査会の意見を聴取した上で、原則3週間以内(最長6週間以内)にしなければならないこととなっている。しかし、当県では勧告しない場合に行う不勧告通知の発出までにほぼ3週間を要しており、その上で勧告する場合に必要な審査期間の延長、現地調査、審査会への意見聴取、勧告の判断等の事務に一定の時間を要することから、実態として期限までに勧告を行うことが困難である。このため、勧告は全国的にも実績がほとんどない。当県では、国土利用計画法第27条の2の規定による助言では、従わない場合の担保が国土利用計画法上ないため実効性が不足する場合があると考えており、従わない場合には公表という担保を残している勧告を積極的に利用していきたいと考えているが、土地利用審査会への意見聴取を含めて原則3週間以内(最長6週間以内)という期間の短さから、実質的に勧告制度が利用できず、やむなく助言にとどまっている。当県において、勧告により対応すべきと考えたが助言にとどまった事例としては、以下がある。 【具体事例】 届出に係る土地は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律第8条)において農用地区域に含まれている土地であったが、当該届出に係る土地利用目的(太陽光パネルの設置)は当該計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められた。一方、まだ契約段階で事業の初期段階であったことから、市町村においては当該土地について、その時点では農振除外するか不明とのことであり、当県としては勧告も含めて検討したが、時間的な制約等により助言にとどまった。勧告は、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合に限られているため、勧告要件に該当するかの判断は土地利用審査会の意見を聴くまでもなく都道府県自ら判断が可能であり、かつ当該都道府県による判断で足りると考えている。したがって、国土利用計画法第24条第1項の規定により勧告前に必須とされている土地利用審査会の意見聴取の義務付けを廃止すべきである。	土地売買の契約段階という早い段階で、勧告(行政指導)を行うことで、公表されている土地利用に関する計画に適合する土地利用の実現に資する。勧告に従わない場合には、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の個別規制法による許可制度と国土利用計画法の勧告後の公表を連携して実施することが可能となり、土地の適正利用に資する。	国土交通省		
174	長野県	国土利用計画法の規定による事後届出の状況把握に係る土地取引規制実態統計処理システムの入力簡素化	国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況についての国土交通省への報告に当たって利用する土地取引規制実態統計処理システムについて、データを入力したEXCELファイルをシステムに取り込めるようにするなど、入力を容易にする機能の追加を求める。	国土交通省は、国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況を把握するために、毎月都道府県に対して、土地取引規制実態統計処理システムにより出力したデータの提出による報告を求めている。当該システムは、国土利用計画法の事後届出1件毎に入力することを求めている。当県では1件当たり15分程度の時間を要していることから、年間400件のデータ入力に100時間もの時間を要している。当県の認識では、当該システムが稼働してから、入力の労力を軽減するためのシステム改良はなされておらず、データの入力に長年苦慮してきた。現状はシステムに直接手入力しているが、特に項目名「受理台帳コード」について、入力誤りを誘発するエリア配置により、入力したデータを一から入力しなおすこともしばしば起こるなど、業務の効率化を図ることができない状況となっている。国は事後届出の状況を把握する必要があり、都道府県が毎月の報告を行うこと自体は必要なものと理解しているが、システムの仕様のために都道府県に必要以上の事務負担を生じさせることのないよう、都道府県の業務効率化のためのシステム改修を推進すべきであると考えている。	システムへの入力時間の短縮により、職員業務の効率化を図ることができる。	国土交通省	千葉県、横浜市	○当県では近年土地取引が増加傾向にあり、この直近2年については800件超の届出があることから、年間200時間ほどの事務処理時間を要している。提案にもあるように、届出されたデータをそのままシステムに取り込むことができれば、事務処理にかかる時間が大幅に削減されることを見込まれる。また、当県では空港の機能強化に係る用地取得における関係で一団の土地としての届出が多数ある。そのため、「コピー入力」を多用しているが、コピー先を選ぶ画面では地番が大字からしか表示されないなど検索性に問題があるため、こちらの改良等も併せて検討していただきたいと考える。 ○届出の内容を国土交通省へ報告するために使用する土地取引規制実態統計処理システムについては、当府でも手入力をしており、非常に手間と時間がかかっている。また、届出情報を、受理年が変わるとコピーできないシステムのため、不便である。また、文字数制限もあり届出の内容を正確に提出できない。エクセルファイルでの提出にする等、簡素化をしていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>土地取引事後届出・勧告制度は、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制し、必要に応じ土地の利用目的を変更すべきことを勧告で求め、国民の財産権を制約するものであることからこれらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関(土地利用審査会)の関与の義務付けが必要と考える。</p> <p>なお、届出から勧告までの期間については、不適切な土地利用がなされようとしている場合には、できるだけ速やかに利用目的の変更を勧告する必要があり、行政側の判断が早期に示されることは届出者の立場からも必要であるため、最長でも6週間以内とされている。</p> <p>国土交通省では、土地利用審査会の効率的な運用の参考となるよう、令和5年3月22日付け事務連絡により、類似の審議会等と統合した運用や書面やオンラインによる開催が可能であることについて、取組事例と併せて、都道府県及び指定都市に周知しているところであり、手続の円滑化と実効性の確保の観点からこれらの措置の活用を検討いただきたい。</p>	<p>以下の理由により、意見聴取の義務付け廃止を求める。</p> <p>①事後届出に係る勧告は行政指導であり、特定の人や事業者の権利や義務に直接具体的な影響を及ぼすことがないから、土地取引を直接規制し、国民の財産権を制約するとは言い過ぎである。行政指導は、相手方に行政指導の中止等の求めを留保しているほか、指導に従うことを相手方の任意の協力によってのみ実現できることを明確にしており、相手方の権利利益は保護されている。また、国土法と同様の勧告制度を検索したが、勧告前に意見聴取を求める他の法令は見つけることができなかった。そのため、他法令で必要としない勧告前の意見聴取を必要とする特別な理由が見当たらない。</p> <p>②措置の必要性について、支障事例でも説明しているが、ほとんど不勧告通知で済むことが前提となっている審査体制において、現地調査、勧告の是非、審査会への意見聴取など通常行わない手続を最長6週間で行うことは実態として難しい。国土法は主として他法令による土地利用規制を根拠として審査するため、国土法担当が勧告を行うに当たっては、該当法令を理解し、勧告に相当するかの判断に相当の時間を要してしまう。本制度は、利用目的の変更が比較容易で事業者の負担も小さい契約締結という計画の初期段階に利用目的の変更を勧告できることに必要性があり、勧告制度を活用していくためには勧告実施のためのハードルを下げる必要があるが、アドバイスいただいた事務連絡は、審査会が書面やオンラインによる開催が可能(当県も対面とオンラインを併用して開催)という内容にすぎず、勧告実施に至らない。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要な土地利用審査会への意見聴取の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止または「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。</p>
<p>国土利用計画法に基づく事後届出の情報を集計し、土地取引の動向を把握するため、毎月、都道府県及び指定都市に対して、土地取引規制実態統計処理システムに届出内容を入力し、国に提出することをお願いしているところである。</p> <p>届出内容のデータ入力について負担軽減を図ることは重要と考えているが、御提案のあったデータを入力したEXCELファイルをシステムに取り込めるようにするなどのシステム改修を行うには、改修費用等について検討が必要である。</p> <p>国土利用計画法に基づく事後届出については、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、手続のデジタル化に向けた検討をしているところであり、データ入力作業の負担軽減についても、併せて検討を進めてまいりたい。</p>	<p>当県では、長期にわたり、システムへの入力業務について、誤りが発生しやすいことなどから負担を感じている。本来、貴重な人的資源は届出審査といった業務に集中させたいところ。改修費用がかかることは承知しているが、追加共同提案団体からも支障事例が出ている通り、他の都道府県及び政令指定都市においても同様の問題を少なからず抱えていると考えており、システム改修を行わない場合、全国で入力に必要な人件費は、毎年年間400万円に上ると試算する(※)。</p> <p>昨年度にも、貴省担当に対し、システムの入力方法に係る要望を電話にてお伝えしている。特に、項目名「受理台帳コード」の配置については、入力したデータを一から入力直すこともしばしば起こるなど支障が出ており、改修に多額の費用がかかるとも考えにくく、直ちに改修をお願いしたい。また、改修を検討いただけるのであれば、どのようなスケジュールで検討し、いつまでに結論が出るのか明らかにしていただきたい。</p> <p>併せて、規制改革実施計画に基づいた検討と併せて、データ入力作業の負担軽減についても検討を進めていくとのことだが、事後届出のデジタル化によりデータ入力作業が不要となるなどこちらの検討が具体的に支障の解消にどのようにつながるのか含め検討状況を明らかにしていただきたい。</p> <p>(※) 人件費を当県の最低賃金水準と仮定し、試算。 約900円×15分/60分(1件当たり入力時間)×審査件数18,216件(令和3年)＝約400万円</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
178	福岡県、高知県、沖縄県、九州地方知事会	「医療介護提供体制改革推進交付金」の過年度積み立て残活用に係る過年度計画の変更を不要とすること	医療介護提供体制改革推進交付金について、過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ペースではなく、事業の実施年度ペースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。	「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」(令和3年11月4日付厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働省発老1104第1号・厚生労働省発保1104第1号)の別紙「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」において、医療介護提供体制改革推進交付金の交付申請にあたっては、別に指示する期日までに交付申請書に添えて、都道府県計画(写)及び関係書類の提出を求められているところである。現行制度では、地域医療介護総合確保基金管理運営要領第5の(1)～(4)に規定のとおり、当該年度に実施する事業の財源として、過年度積立残を活用する場合、当該年度の計画を策定するとともに、過年度の計画を遡及して変更する必要があり、大きな事務負担となっている。令和4年度において、変更が必要な年度の計画を25ページにわたり修正し、同様の作業を5か年分行ったため(計画及び事後評価合わせて10資料分の修正)、事務作業と決裁過程を含めると1か月程度時間を要した。また計画変更は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領第5(2)に基づき、関係団体・学識経験者等で構成する会議において意見を諮っているが、その際、「過年度の計画変更は、計画策定当時から状況が変わっていることに加え、現在に至るまで複数回の変更を行っているため、計画資料を見ても内容が分かりにくい」等の意見をいただいている。	過年度の変更計画の策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。また、事業実施年度ペースのみの計画策定とし、過年度積立残の活用状況を計画内に記載することで、基金残高の執行状況を把握しやすし明確な計画とすることができる。	厚生労働省	岩手県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、高知県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県	○地域医療介護総合確保基金において過年度執行残が複数年度に生じており、過年度積立残を活用する場合に、積立年度ごとに策定する過年度計画の変更に係る事務負担が過重となっており、将来的に過年度執行残の活用が更に困難となる。 ○過年度事業の返還金、仕入控除等が生じた場合も、当該過年度計画を修正(積立年度へ積戻し)する必要があり、管理が非常に煩雑で事務処理誤りを誘発する原因となっており、事務負担が大きい。また、最新の県計画の事業実施にあたり、その財源として執行残を充当しており、当該事業に係る指標及び事後評価は同じとなるにも関わらず、充当元となる過年度計画の指標・事後評価等も修正する必要性が乏しい。
179	仙台市、札幌市、角田市、岩沼市、東松島市、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅及び大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の申告対象者にマンション管理組合等の管理者を加えること	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション等)の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申告に、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿命化促進税制も同様に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。	長期優良住宅の認定は、管理組合の管理者等が一括して申請のうえ住棟単位での認定を受ける仕組みに変更された。一方で、当該住宅に係る固定資産税の減額の申告においては、管理者等からの申告は認められておらず、各区分所有者が行う必要がある。そのため、マンション一棟で長期優良住宅の認定を受け、区分所有者全員が固定資産税の減額の対象となることが判明しているにも関わらず、申告書を提出した区分所有者しか減額の適用を受けられない。当市における、区分所有住宅に係る長期優良住宅の認定実績、及び固定資産税の減額申告の有無は以下のとおり。令和3年度は1件(棟)99戸(申告80戸、未申告19戸)令和4年度は1件(棟)258戸(申告212戸、未申告46戸)これにより、平成29年に新築した長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の場合、新築住宅の申告不要な5年間の減額措置が令和4年に終了するため、令和5年分の減額適用がないことへの問合せが未申告者から必ずと言ってよいほど寄せられている。建物の要件は満たしているにもかかわらず、未申告というだけで減額措置が終了することに納得が得られず、加えて隣戸の申告者は減額措置が続いていることに対する不満も大きい。さらに、長期優良住宅の認定自体が令和4年に住棟認定へと変更されたことで、その声は益々大きくなるものと予想される。また、固定資産税担当部署においても制度の広報作業に100時間、住戸毎の申告受理及び審査作業に7時間、区分所有者への案内作業に4時間、決定通知発送作業に18時間を要して負担となっている。	管理組合の管理者等から申告を受けた際、当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるようにすることで、納税者(区分所有者)の負担軽減、未申告時の不公平感の解消につながるものと考え。さらに、固定資産税担当部署においても住戸毎に提出を受けている申告書の管理や申告の有無に伴う申告勧奨作業が負担となっているところ、これらの業務も大幅に軽減され、事務の効率化にも資するものとする。	総務省、国土交通省	札幌市、苫小牧市、盛岡市、水戸市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、千葉市、船橋市、八王子市、相模原市、浜松市、豊田市、城陽市、高槻市、今治市	○当市においては、長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の実例がないが、今年度から創設となった「マンション長寿命化促進税制」においては今後対象となるマンションの全所有者に申告書提出を求めることとなる。この制度において対象条件とする管理計画認定マンションは、一棟で認定を受けるものであるから、全所有者が平等に減税対象とされるべきであるが、申告にあたり全所有者分の申告書を期間内に同時に提出させることは困難で、一律の対応が不可能となることが予想されるため、各納税義務者がその責任のもとに行うのであれば、申告主体を便宜的に管理組合等の管理者とすることは、有益な措置と考え。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域医療介護総合確保基金は都道府県計画に掲載された事業に要する経費に充てるため造成されており、また、都道府県計画は、基金を充てて実施する事業の進捗管理の観点から、年度毎の管理が適切である。</p> <p>過年度の基金を執行する場合は、上記を踏まえ、過年度の計画を変更する必要があるが、例えば、計画変更に係る報告様式を定め、その報告様式を都道府県計画に添付することにより計画変更と扱うなど、今後、自治体のご意見を伺いながら、事務負担の軽減方法について検討してまいりたい。</p>	<p>都道府県計画は、事業の実施年度ベースで策定し、事業費の財源として、積立年度毎の充当金額を当該年度の計画に記載することで、事業の進捗管理及び基金の執行管理は可能であるため、過年度の計画を変更する必要はないと考える。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、積立残を活用するため、形式的に過年度計画を変更しているに過ぎず、年度毎に事業の進捗を管理する意味はないものと認識している。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、地域医療介護総合確保基金に充てる交付金の交付にあたって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とし、事務負担を軽減するため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>地方税法附則第15条の7第3項及び第15条の9の3第2項においては、所有者(納税義務者)から申告書の提出を行うことと規定しています。</p> <p>ご提案については、地方税法上の観点から、当該特例を所有者(納税義務者)からの申告制としている趣旨や、マンション管理組合の管理者等と個々の所有者(納税義務者)との関係性等について整理する必要があります。また、マンション管理組合の管理者等を申告主体に追加する場合に、申告書を含む必要な書類が確実に提出されることが担保されるかについて慎重な判断が必要であるとともに、当該管理者等の負担が大きくなるようにすることも重要であると考えております。</p> <p>上記の留意点を十分に踏まえた上で、地方税制度を所管する総務省と、長期優良住宅の認定制度やマンション管理計画認定制度及び管理組合に対する助言・指導制度を所管する国土交通省で連携し、本件税制特例の円滑な運用について検討してまいります。</p>	<p>マンション管理組合の管理者等(以下「管理者等」という。)を申告主体に追加することで、個々の所有者(納税義務者)の申告と重複する可能性はあるが、自治体側において全住戸の所有者(納税義務者)を容易に把握することができるため、地方税法附則第15条の7第3項及び第15条の9の3第2項の適用判断に問題は生じない。</p> <p>また、長期優良住宅の認定は、住戸から住棟単位に変更されたことで、管理者等が計画変更の手続きを行うこととなり、マンションの管理計画の認定についても申請者が管理者等に限定されているため、その後の固定資産税の減額の手続きも、個々の所有者(納税義務者)が申告するより確実に必要書類が提出される状況になると考える。</p> <p>以上のとおり、管理者等が申告を行った場合であっても減額の要件確認は可能であることに加え、所有者は申告にあたって認定通知書等の必要書類を準備する必要がなくなり、自治体にとっても申告書の管理や申告の有無に伴う申告勧奨作業が削減されることから、所有者と自治体双方の負担軽減に資するものとなるため、令和6年度から運用できるよう検討していただきたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
180	仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。	現状、計画の策定に当たり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。「幼児期の教育・保育」(手引き図表1の対象事業1~3)や「放課後児童健全育成事業」(手引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業(手引き図表1の対象事業4、6~11)は、個人の利用意向等に左右される部分が大きいため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難である。実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。	計画策定にかかる市町村の事務負担が軽減され、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに注力することが可能となる。	こども家庭庁	札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県	—
		【重点24】						
182	仙台市、札幌市、宮城県、石巻市、角田市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	マイナンバーカードの券面記載事項の削減及び電子証明書の有効期間を当該カードと同一とすること	マイナンバーカードについて、ハードウェアトークンとして使用できるよう、より利用者の利便性向上を考慮した制度設計にすることを求める。具体的には、カード券面への氏名や住所、本人写真の表示等の記載を不要とし、情報は全てICチップに格納する。併せてカード交付時に生体要素として指紋を追加するような制度設計に改めたい。また、不正読取などのセキュリティ確保を施したうえで、電子証明書の有効期間をカード有効期間と同一としたい。	住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード(以下「カード」という。)の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要がある。自治体窓口では説明に苦慮している。また、カードに顔写真が印刷されているが、申請時の顔写真を利用した2Dデータのためカード交付時の顔認証システムで比較するが、本人拒否率が低く、職員による目視で本人確認を行っており基準が統一できない。よって、カード交付後に医療機関で保険証として利用する際も病院で使えないという苦情が寄せられているところである。本人の真正性は所有、知識、生体を組み合わせた多要素認証を経て担保されるものと思われるが、カードリーダーで読み込むことを前提とすれば、既に医療機関においてもカードを読み取ることで保険証を確認しているところであり、カードの券面における住所等の表記省略も可能と考える。また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要はあるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。暗号はいずれ危殆化するものだが、現状ではRSA鍵長2048bit以上であることを鑑みれば、カード本体の有効期限と合わせる事が可能と考える。	券面への情報等の記載を不要とすれば、サインパネルの余白が無くなるたびに行っていた申請手続き等が必要なくなり、有効期限までマイナンバーカードが利用できる。併せて、指紋認証により本人拒否率、他人受入率が減少し、より強固なセキュリティが担保される。顔認証の他に指紋認証も追加されるため、利用するサービスの本人受入率が向上する。また、暗証番号を忘れた場合の暗証番号再設定による来庁が不要となり、市町村窓口の事務負担減少につながることも、無記名に伴うプライバシーの確保も可能となる。また、電子証明書の有効期間をマイナンバーカードと同一とすれば、電子証明書の更新のための来庁が不要となる。	デジタル庁、総務省	札幌市、いわき市、小山市、桐生市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、吹田市、高槻市、西宮市、東温市、八女市、宮崎市	○住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード(以下「カード」という。)の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要がある。自治体窓口では説明に苦慮している。また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要があるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。 ○当市では、住民異動届を行う頻度の高い働き世代の住民はマイナンバーカード(以下「カード」という。)の保有率も高い傾向があり、券面事項の追記欄に余白が無い場合に必要なカードの再申請から受領までの期間についての意見や苦情を受けることがある。また、カードを保有している住民の方がカードを保有していない住民に比べて、カードの券面事項変更等の処理の関係上、住民異動届の手續に係る待ち時間が長くなり、カードの利便性を感じられないといった意見も受ける。このため、カードの利活用の推進と同時に、カードの保有に伴う各種手續の簡素化を図るべきであると考えている。 ○マイナンバーカード券面のサインパネルの運用については、余白部分を拡張する等、仕様の変更を検討すべきである。 ○【券面記載事項削除について】マイナンバーカードの券面記載事項変更は住所異動届の度に発生するものであり、窓口での負担が増大しており、デジタル化を推進しつつも市民は窓口での待ち時間が増えているといった不利益が生じてしまっている。また、サインパネルにも物理的な限度があり、券面満杯になるとに再申請することになるのも、市民から不便との意見をいただくことも多い。 【電子証明書の有効期間について】電子証明書の更新だけでなく、カードの再発行が必要と勘違いし、多数問い合わせが寄せられている。セキュリティ面については考慮する必要があると思うが、カードと電子証明書の有効期間を同一にすることで、窓口への来庁も不要となるため、市民の利益につながるように思われる。 ○当市でも、マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満杯による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加している。手続数の増加により、職員の事務負担の増加や来庁者の待ち時間の長期化といった影響がある。市民に届出書を書かせないスマート窓口事業を進めており、マイナンバーカードをカードリーダーに読み込ませるのが住所異動届出時の標準のオペレーションになると予想されるので、本人の真正性が担保されるのであれば、自治体及び利用者の負担軽減にもなる。 ○住所の異動等があった際はマイナンバーカードの券面の追記欄に記載をするが、追記欄が満杯になった場合は、マイナンバーカードの再発行が必要となり、一定の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第61条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。</p> <p>地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。</p> <p>他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。</p>	<p>第1次回答において、「地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難」とされているが、本提案は、その「地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成することが現実的に困難な事業について、見直しを求めているものである。</p> <p>地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び確保方策の検討に係る事務作業スケジュールは約1年以上にわたるが、このうちの半分程度の期間は「量の見込み」の算定に係る事務が集中的に発生し、アンケート調査の項目の検討や、各事業担当者との綿密な確認作業等、担当者に大きな負担がかかる。</p> <p>その一方で、時間と労力をかけてアンケート調査等により潜在的なニーズを含めて「量の見込み」を推計しても、提案している各事業においては、高い精度が得られず実務で活用していないのが実情である。</p> <p>提案している各事業において、「量の見込み」の作成が困難な理由は先に示したとおりであり、そのことについては16政令指定都市及び県内6自治体からも賛同を得ている。</p> <p>なお、第1次回答「他方で」の段落で言及されている、「量の見込み」の作成にあたっての負担軽減は、本提案の求めるものとは異なるが、これまでに示された利用希望把握調査以外の手法の例示は、ワークショップ等の定性的なものしかないので、ご検討を進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に記載のとおり、次期マイナンバーカードの導入に向けた検討の場として設ける「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」において、暗号アルゴリズム、偽造防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長等について検討を行ってまいりたい。券面記載事項については、マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者の事務への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。</p>	<p>マイナンバー利用事務等の実施者の事務については、現状の手入力や目視といったアナログな事務プロセスだと他人の情報と連携してしまう恐れがあることから、デジタル社会実現に向けて、例えば、カードリーダーを用いた情報取得を可能とすれば、住所変更等のたびに生じていた手入力が必要となり、マイナンバー利用事務等の実施者の事務負担軽減が図られるものと思われる。マイナンバーカードの身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務等の実施者への影響を踏まえることは重要だと理解するが、上述したような見直しの方策も含めて、券面記載事項の削減を検討されたい。また、マイナンバーカードの身分証明書としての機能についても、例えば、生体要素として指紋認証を追加し、所有要素及び生体要素の二要素認証によるデジタル的な本人確認が可能となれば、マイナンバーカードに記載事項がなくても本人の真正性は担保されると思われるところ、当該制度設計及びインフラ整備について検討いただきたい。なお、電子証明書の有効期限の延長についても、引き続き前向きに検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一については、利便性向上の観点からも提案の実現を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
183	仙台市、宮城県、東松島市、蔵王町、利府町、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、大崎市、福岡市、熊本市	教科書採択及び無償給与事務に係る指定都市から都道府県への報告を不要とすること	教科書採択及び無償給与事務は、いずれも都道府県を通して国に報告することが定められているが、この制度を見直して、政令指定都市に関しては都道府県から独立して給与事務が行えるよう改正を望む。	【現行制度について】義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第13条、14条の規定により、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに国に報告するというのが法の趣旨である。 【支障事例】教科書採択並びに需要数報告に関わる事務日程の支障はかねてよりあり、特に教科書改訂に係る採択年度はそれが顕著となる。 当市における教科書採択の事務を進めるに当たっては、県の審議会結果や採択方針が決定するのを待って、6月以降に調査研究や選定協議等を本格実施する。5月頃から7月末までに調査研究、協議会、教育委員会を複数回開催して公正な教科書採択を行うとともに、その間に教科書展示会や市民・保護者意見の集約等も行っており、教育委員会の事務は逼迫する。 県への需要数報告締切上、採択は最長でも7月末までに終わらせる必要があることに加え、学校が採択結果を確認し需要数報告の事務作業を行う期間は、県への報告締め切り上3～4営業日となるため教員の業務も圧迫している。さらに当市では需要数報告に当たって、小・中学校・特別支援学校など190校もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、特に確認作業については内容に誤りがないか十分に確認する必要があり、多くの時間を要する。実態としては補正作業を教育委員会が丁寧にっており、県への報告期限である8月上旬までに遺漏なく事務処理を行うことは大変な労力を要する。 【制度改正の必要性】学校数の多い市町村は同様の課題を抱えていると考えられ、特に当市をはじめ全国の政令指定都市等は、結果的に9月16日の報告期限よりも相対早く報告する必要性に迫られることになっている。	政令指定都市は都道府県の需要数報告スケジュールに拠ることなく、自治体独自の日程で教科書採択及び無償給与事務を進めることができ、その期限も9月16日迄と当市を例に挙げれば現行よりも1ヶ月強延びることになる。これは、事務作業の効率化や負担軽減といった点においても、地方分権改革が業務改善や公務員(教員)の働き方改革につながるものと期待できる。	文部科学省	大阪府、大阪市	—
184	八王子市	住民基本台帳ネットワーク利用端末へのリモート接続を可能とすること	住民基本台帳ネットワークの端末等の運用において、端末の個別設定作業、障害時の対処などは端末設置場所まで行って操作しないと対応できない状況である。 適切なセキュリティ対策を講じたうえで、端末を管理するためのActiveDirectoryの導入やリモート接続を認めてもらいたい。	住民基本台帳ネットワークはマイナンバーカード交付業務において重要な役割を担っている。操作する端末に突発的な障害が発生した場合、当市に複数ある支所に設置された端末については、本庁舎のデジタル担当職員が現地で復旧対応する必要がある。現地までの移動時間によっては半日程度端末が利用できないケースも生じており、マイナンバーカード交付業務に大きな影響を与えている。	端末の運用管理を効率化するためのリモート接続の許可やActiveDirectoryの導入を行うことで、障害復旧対応に係る現地への移動時間の削減や、リモート操作が可能になれば1か所でも同時並行による端末更新作業が可能となり、職員人件費、更新作業委託費の削減が見込まれる。 また、復旧時間を短縮することによりマイナンバーカード交付業務の継続性を大幅に向上させ、滞りなく住民にマイナンバーカードの交付が行えるようになる。	総務省	宮城県、郡山市、千葉市、八尾市、東温市、八女市	〇市域が広範囲であり、住基ネット端末を設置している支所が多数あることから、更新作業を行う際には、担当職員とベンダーで手分けして現地に赴き作業を行っている。2台設置されている場合には、往復の移動と更新作業で終日かかってしまうため、大きな負担が生じている。リモート接続での対応が可能になれば人件費の削減につながることも、窓口終了後から作業を行うことにより、カード交付業務等にも支障を来さなくなる。
185	八王子市	決算上剰余金が生じた場合に積み立て等にならない金額に係る規定の見直し	地方財政法第7条において、決算上生じた剰余金に充て、又は繰上償還の財源に充てなければならない金額を積み立て、又は繰上償還の財源に充てなければならない金額を積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額について、剰余金が生じた翌年度に支払う国・都返還金を除いた額の二分の一とするよう要件の見直しを求める。	<背景>地方財政法第7条では、「各会計年度において決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、剰余金が生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない」とされている。しかし、近年は国の給付金事業等の影響により、国庫支出金等の超過収入による翌年度返還金が多額となっていることから、地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・都返還金を除いた二分の一としてもらいたい。 <実績> 令和3年度(2021年度)決算 実買収支(剰余金) 7,518,095千円 令和4年度(2022年度)に必要となる額 【1/2の額】 3,759,048千円 【国・都返還金】 3,998,545千円 【繰越金として使える額】 △239,498千円 <支障> 地方財政法第7条への対応と、前年度に超過収入となった国や都からの支出金に対する返還金に対応する財源として、前年度の剰余金だけで賄いきれない状況は、持続可能な財政運営に支障をきたす。	前年度の剰余金から、超過収入に係る国・都返還金を除くことにより、地方財政法第7条に対応しても前年度からの繰越金が生ずることになり、安定した財政運営が可能となる。	総務省	函館市、高崎市、亀岡市、長崎市	〇近年、国・県返還金が増加していることあるため「地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・県返還金を除いた二分の一」となった方がよいと考えている。 <実績> 令和3年度 実買収支(A) 3,565百万円 (1/2の額)(B=A/2) 1,783百万円 国・県返還金(C) 833百万円 繰越金として使える額(D=B-C) 950百万円

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>昨年度も需要数報告に係る同旨の要望がなされており、文部科学省においても、採択における調査の充実及び事務負担の軽減等の観点から、需要数報告に係る作業時間の確保は重要な課題であると認識している。</p> <p>需要数報告に関しては、採択後の需要数の確定作業に一定の時間を要する一方で、現行の教科書事務執行管理システムが複雑であること等の問題点が指摘されており、文部科学省では、現在、現行システムの課題を分析し、円滑かつ効率的な需要数報告を可能とするための抜本的なシステム改修に向けた取組を進めているところであり、これにより本件課題への対応は可能であると認識している。</p> <p>現行システムの改修については、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているところであり、本システム改修により市町村と都道府県による集計・確認作業に要する時間を大幅に改善することで、需要数報告に係る作業時間の確保が可能となることや、需要数報告における各学校の作業の見直しを図ることで、学校及び市町村の負担を軽減しながら作業の迅速化を図ることが可能であると考えられる。</p> <p>昨年度の需要数報告に係る同旨の要望への対応方針として「地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、(中略)その結果に基づいて必要な措置を講ずることが昨年12月に閣議決定されたところであり、文部科学省としては、本閣議決定に基づきシステム改修を含む必要な措置を講じることが、迅速かつ確実であると認識している。</p> <p>都道府県教育委員会は、教科書の正確な需要数の把握において必要不可欠な役割を果たしており、都道府県が負うべき教科書供給の一連の事務から、需要数の把握事務のみ切り出し、指定都市に移譲することは不可である。</p> <p>なお、政令指定都市の人口規模で教科書の需要数報告に誤りがあった場合、再発行に要する時間と費用は甚大であり、使用義務のある教科書を新年度に供給できない恐れが生じる。(別紙あり)</p>	<p>今回の提案は、学校の需要数報告に係る業務負担の軽減はもちろんだが、指定都市が学校から提出された需要数報告を集計・確認し、それを都道府県に報告するまでの作業時間が十分に確保できないという点と、実質的な採択事務期間が短く、大きな負担となっているということが課題であるとの認識で行っている。したがって、現行システムの改修によって、作業時間や作業内容は、どのくらい改善できると考えているのか、具体的にお示しいただくとともに、早急に進めていただきたい。また、都道府県教育委員会に対しては、改善内容に合わせて報告締切期限を見直すよう、文部科学省からの指導を検討いただきたい。</p> <p>さらに、都道府県教育委員会は特約供給所と必要に応じて連携しつつ、市町村から提出された需要数についての確認作業を行っているとのことであるが、当市では、1次回答別紙に示されているものと同様の作業を特約供給所と連携しつつ、約190の学校との間で、短く限られた時間の中で細心の注意を払って行っている。このことにより、県からの入カミス等の指摘はほとんどない状況であり、改めて都道府県による二重の確認作業は不要であると考えられる。また、短い期間で膨大な事務作業を行っており、担当職員の負担はとても大きく、連日深夜まで作業を行わないと間に合わないのが現状である。誤りが発生するのは、担当者の理解不足だけではなく、報告期限との兼ね合いで確認作業を行う期間が短いことが主な要因であると認識している。確認作業を行う時間と期間を十分に確保することで、誤りを減らすことができるものと考えられる。</p>	<p>【大阪府】 今回の要望は、都道府県から指定都市に移譲されている事務権限の内容の見直しを求めるものである。根拠として別紙に示されている法令については、指定都市制度が運用される以前に施行されたものであり、実態に見合ったものでない。システム改修を含む必要な措置を迅速に行えないのであれば、指定都市が、都道府県から独立して教科書供給の一連の事務を行うことができるよう、法改正を行えばよい。働き方改革も進めている中、そもそもシステム改修を行うのであれば、より事務手続きが簡素化できるようにしていただくことが重要。システム改修は確実な需要数の把握の役割とは切り離して考えるべきもの。</p> <p>また、指定都市と都道府県による二重の確認作業が不可欠と示されている根拠も不明瞭で、指定都市の責任のもと、独自に二重の確認を行うことは可能と考える。</p> <p>なお、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているとのことであるが、具体的にどのような内容でいつから導入できるのかを明確に示していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>なお、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているとのことであるが、具体的にどのような内容でいつから導入できるのかを明確に示していただきたい。</p>
<p>ActiveDirectoryについては、導入団体における適切な管理体制の整備やソフトウェアのぜい弱性対策及び動作確認の実施など、一定の条件を満たした上で導入することが可能とされています。</p> <p>保守作業等による端末へのリモート接続については、住基本台ネットが全国の住民の個人情報保存しているシステムであることやリモート接続により当該個人情報漏洩等のリスクがあることなどを鑑み、慎重な対応が必要と考えます。</p>	<p>ActiveDirectoryは住民基本台帳ネットワーク下で使用する際は、システム本来の機能に制限がある。このため、住民基本台帳ネットワーク下では端末を統括的に管理するドメイン管理下で運用することができず、リモート接続もできない環境下では1台ごとのシステム更新や不具合対応を強いられ、運用保守経費がかかっている。</p> <p>「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、ガバメントクラウドを活用した標準標準システムへの移行が推奨されているが、各地方公共団体において、住民基本台帳ネットワーク系統のサーバが移行できずに残る一方、それ以外のサーバはクラウド化によりデータセンターに設置し、リモート接続を活用することで、運用保守費用の削減を図っている。こうした背景からも、その制度上クラウド化できない住民基本台帳ネットワークにおける運用保守費用の削減という観点でもリモート接続の導入に向けて御検討いただきたい。</p> <p>また、国において住民基本台帳ネットワーク下でActiveDirectory等の端末を統括的に管理するドメイン管理下で運用する条件及びリモート接続する条件をお示しいただきたい。特に、より広範な作業が可能なりリモート接続は、職員人件費、更新作業委託費の削減効果が大きいものとする。</p>		
<p>決算上の剰余金に係る国等への返還金の取扱については、地方団体・関係省庁から、返還が翌年度に及んでいる実情や課題等を聴取した上で、必要性も含めて、検討したいと考えている。</p>	<p>前年度の剰余金から、超過収入に係る国・都返還金を除くことにより、地方財政法第7条に対応しても前年度からの繰越金が生ずることになり、安定した財政運営が可能となる。地方自治体及び関係省庁の実情や課題等を適切に把握していただき、積極的な検討をお願いしたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
186	八王子市 【重点36】	訪問型サービス事業を実施する際の路上駐車許可に係る制度の見直し	訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続をオンライン化する等して簡易に手続できるようにするとともに、駐車都度の許可申請ではなく、一度の許可で一定の期間駐車できるよう制度改正を求める。	訪問型サービスを行う民間事業者や当市では、事業実施にあたり市民宅の訪問等を行っているが、車両の駐車に苦慮している実態がある。市民宅等の周辺にコインパーキングや公共施設がない場合、訪問に時間を要し、虐待に対する緊急対応等が困難であり、効率的に業務を行うことができない。当市としても駐車場の確保に努めているが、限界がある。 現在、都道府県警察において駐車許可制度が運用されているが、1回の駐車について1件の申請が必要であり、業務の実態に馴染まない。また、平成31年2月13日付で警察庁から「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について(依頼)」が通知されているが、これまでのところ、駐車許可申請の負担軽減にはつながっていない。 【参考 当市における概算数値】 高齢者への訪問事業者数:300者超 高齢者への延べ訪問件数:12万件超/月(全事業者) 高齢者への虐待対応件数:約80件/年 障害者等への訪問事業者数:100者超 障害者等のサービス利用者数:1100人超 障害者等への虐待対応件数:約60件/年	少子高齢化が進行する中、地域で安心して暮らしていくために、訪問型サービスの重要性はますます増している。地方自治体や民間事業者がその業務を行うに当たり、緊急対応等ができない状態を解消することで、必要な時に必要なサービスが提供できる環境整備の一助となり、地域共生社会の推進につながる。	警察庁	函館市、旭川市、苫小牧市、浜松市、小牧市、兵庫県、熊本県、宮崎県、鹿児島市	—
187	八王子市	一部事務組合が発電した再生可能エネルギーを構成する地方公共団体へ自己託送可能とすること	地方公共団体が自己託送を活用する場合における電気事業法第2条第1項第5号口の「経済産業省令で定める密接な関係者を有する者」の範囲に、地方自治法第284条に規定する一部事務組合を含めるものとする。	当市及び近隣2市内で発生した一般廃棄物は、当該3市で設置した一部事務組合の清掃工場で共同処理を行っている。現在、当該工場では焼却時の余熱利用で発電を行い、売電を行っているが、共同処理によって創出された電力のため、各構成団体の公共施設での活用を考えている。しかし、「電気事業法第2条第1項第5号口の経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」に該当しないとの解釈を理由に、自己託送が認められていない。 その理由としては、「生産工程」「資本関係」「人的関係」のいずれかの関係が必要とされており、一部事務組合は該当しないとされている。しかし、一部事務組合は市区町村議会の議決並びに都道府県知事の許可の基に設置している密接な関係であるとともに、正・副管理者も構成団体の首長を配置するなど人的関係についても条件を充足している。さらに各構成団体から排出された一般廃棄物を一部事務組合の清掃工場で共同処理を行うため、生産工程という条件においても同質的である。そのため、一部事務組合と各構成団体は「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における密接な関係に該当すると考える。 また、環境適発第1903293号平成31年3月29日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について(通知)」では、施設広域化・集約化が地方公共団体に求められ、その手法に一部事務組合による共同処理がある。今後、清掃施設での電力の自己託送が利用できない場合、広域化・集約化への足かせとなることが懸念される。	一部事務組合と構成団体間で自己託送が活用できれば、カーボンニュートラルの施策が推進され、電力の地産地消が効果的に行われることで、環境省が進める「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏」の構築及び一般廃棄物処理施設の集約化・広域化にも寄与することになる。 当該清掃工場の売電価格と一部の構成団体の買取価格を比較すると買取価格が高額となっていることや、バイオマス発電にも関わらず再生可能エネルギー発電促進賦課金が課せられることにも矛盾が生じている。また、電気料金高騰化においては、価格面で地産地消が成立しないことも考えられる。これらのことから自己託送となれば、そうした課題が解消されるとともに余分な支出が抑えられる。	経済産業省	盛岡市、川崎市、豊橋市、吉野川市、熊本市	○当市においても、ゼロカーボンを実現するうえでエネルギーの地産地消は必要であり、その1つの施策として自己託送事業は効果的な手法と考える。現在、当市のごみ処理施設で発電した余剰電力は公共施設の一部で活用する自己託送を行っているが、今後、広域的なごみ処理の整備を進めていく中で、当該問題の解決が必要であると考ええる。 ○現在、地方自治体においては、国の「地球温暖化対策計画」と連携し、再生可能エネルギーの普及やCO2排出量の削減に積極的に取り組んでいる。現在、地方自治体におけるCO2排出量は、清掃業務が大きな割合を占めているため、一部事務組合の清掃工場でのみ廃棄物処理を行う自治体にとって自己託送が認められない状況は、カーボンニュートラル実現への大きな障壁となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘を踏まえ、合理的な運用が行われるように引き続き指導してまいります。訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可については、道路交通法上、1回の駐車について1件の申請が必要な制度とはなっており、訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)(平成31年3月22日付け警察庁丁規発第44号)等において、駐車日時や駐車場所について、訪問診療等の用務の性格や交通状況等を勘案した上で、一つの許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めるよう各都道府県警察に対して指示している。また、駐車許可のうち、定型的・反復継続して行うものについては、令和4年1月から、試行的な取組として運用開始している「警察行政手続サイト」において、オンラインによる駐車許可の申請が可能となっている。</p>	<p>八王子市内の警察署では、訪問診療等の訪問型サービスを業務とする場合については、6か月の間、申請した複数の場所において、申請した曜日と時間帯に駐車できる対応が取られているが、申請内容に変更が生じた都度、手続が必要になる。訪問診療等の訪問型サービス以外を業務とする場合については、こうした対応の対象外とされているほか、いつ訪問を要する事態になるかわからない相談対応や虐待対応などを業務とする場合については、予め時間と場所を指定できないため申請することができない。</p> <p>また、平成31年の警察庁通達には、許可申請の一括受理等の記載があるが、実際には、複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、各警察署への手続が必要となっているのが実態である。1か所の警察署で手続できないことで申請に係る時間と手間が増えることも、申請する事業所等にとって負担となっている。例えば1か所の警察署で手続できるようになったとしても、管轄外の申請箇所については、所轄の警察署へ駐車可能な箇所なのかなどの確認が必要となるなど、警察の手間が増加することが想定され、許可までに時間を要してしまうのでは本末転倒である。</p> <p>そのため、一度の駐車許可により、「1年間、市内で、申請した用務による」駐車を可能とする等、より包括的な駐車許可制度への見直しを求め、警察行政手続サイトでのオンライン申請については、定型的・反復継続して行うもののみならず、新規・変更申請についても可能としていただきたい。その上で、事業所等が本来業務に注力できるようにするために、申請書類を最小限にしつつ、より簡易な入力方法で申請できるようにしてほしい。</p>		<p>【全国市長会】 提案内容を踏まえ、現行制度下における合理的な運用について更なる周知を行っていただきたい。</p>
<p>一部事務組合が発電した電気を、これを組織する地方公共団体へ自己託送する場合については、経済産業省HPIに公表されている「自己託送に係る指針」の「2. 自己託送を利用することができる者の範囲について」に記載されている「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)～(6)のいずれかを満たしていれば可能であり、一部事務組合による自己託送の利用が一律に排除されているものではない。</p> <p>その上で、自己託送の適用可否については、具体的な事実関係によって判断されるため、詳細は個別にお問い合わせいただきたい。</p>	<p>第1次回答によれば、「一部事務組合による自己託送の利用が一律に排除されているものではない」とのことだが、支障事例に記載したように、令和5年1月に経済産業省に対し、多摩ニュータウン環境組合から構成市である多摩市、町田市、八王子市への自己託送方式について照会したところ、一部事務組合については、要件を充足していないため、該当しないとの回答となっている。これは、「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)～(6)の内容が企業向けの記載となっており、親会社、子会社などの概念のない地方自治体の関係性に当てはめるのが困難なためだと考える。</p> <p>企業に焦点が当てられた要件の中で、地方自治体についての基準等の例示がないと支障は解決しないため、「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)～(6)について、地方自治法に規定する一部事務組合における具体的な要件、または判断基準などを示していただくか、あるいは一部事務組合を含む地方自治体に向けた通知をいただくなど、提案実現に向けて再検討いただきたい。</p> <p>また、「自己託送の適用可否については、具体的な事実関係によって判断されるため、詳細は個別にお問い合わせいただきたい」との回答であるが、前述のとおり一部事務組合である多摩ニュータウン環境組合から構成市である多摩市、町田市、八王子市への自己託送方式について、利用できない旨の回答を得ているので、本事例が先の(1)～(6)のいずれにも該当しない理由をご教示願いたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
188	八王子市	農林漁業を営むために必要となる農業用施設を一部の用途地域内において建築する場合の特例許可の手続の見直し	建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農林漁業を営むために必要となる農業用施設を第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において建築する場合における建築基準法第48条第1項～第3項ただし書に基づく特例許可に当たっては、公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととするを求め、同特例許可に当たって参考となる許可基準の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。	生産緑地法では、原則として生産緑地地区内において建築物を建築するには市町村長の許可が必要だが、農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90平方メートル以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「農業用施設」という。)については、市町村長の許可なく建築することが可能である。しかし、建築基準法第48条第1項～第3項本文の規定により、農業用施設を建築しようとする地域が生産緑地地区内であっても、それが第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域(以下「本件用途地域」という。)内でもある場合は原則建築することができず、同項ただし書に基づく特例許可により建築することが適当とされている。当市においては、農業用施設を生産緑地地区内に設置したいという相談を現在5件受けているところ、その建築を希望する生産緑地地区が本件用途地域内に所在することから、建築基準法第48条第1項～第3項の規定が適用され、農業用施設を特例許可により建築する必要があるが、特例許可はその手続に時間がかかることや許可基準が不明確であること等により負担が大きく、農業従事者から農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、当市としてもその対応に苦慮している。生産緑地法上では市町村長の許可なく農業用施設を建築することが可能であることも踏まえ、建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農業用施設の建築の特例許可に当たっては公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととし、農業用施設の建築の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したりするなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。	建築基準法第48条第1項～第3項ただし書による特例許可に係る特定行政庁及び農業従事者の手続負担が軽減される。また、農業用施設の建築に係る手続が簡略化され、農業従事者の就労環境の改善を図ることが可能となることで、若年層の職業選択におけるイメージアップや女性、高齢者、障害者といった多様な働き手の確保につながり、近年減少傾向にある農業従事者の増加に寄与することが考えられる。	国土交通省	鳥取県、久留米市	—
189	八王子市 【重点37】	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体で判断できるように緩和を求める。	【現行制度について】 当市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う収納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う収納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業に係る公金の事務を取り扱っている。 地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、収納取扱金融機関及び収納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。 一般会計及び各特別会計では、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関から公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関と、収納の事務を担う収納代理金融機関を指定し、その金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供義務は、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。 【支障事例】 担保提供義務の規定を理由として、既に当市の一般会計及び各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関から、収納取扱金融機関の契約を断られる事例があった。よって、一般及び各特別会計の取扱金融機関は31件であるが、下水道事業においては23件であり、8件少ない。(令和5年4月現在) 【規制緩和の必要性】 近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。当該規定を理由として収納取扱金融機関の契約が締結できず、取り扱う公金により納付できる金融機関が異なることは、市民の立場から不合理であると考えられる。 【支障の解決策】 そこで、担保提供の有無を各自治体と金融機関側との契約により決定することができれば、収納取扱金融機関の負担が減らすことができるため、契約に向けた交渉が進めやすくなることを考える。	各自治体の公金事務に即した形で担保提供の有無を判断し、収納取扱金融機関契約を取り交わすことで、公金を取り扱う金融機関の数を維持することに繋がれば、市民の納付機会の減少を防ぐことに繋がると考えられる。	総務省	越谷市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農業用施設に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し、第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。</p>	<p>第1次回答において、「農業用施設に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し」とのことであるが、毎年行われている建築基準法施行状況調査における第48条特例許可実績の確認に留まらず、どのような観点から特例許可がなされたのか、また、実績には表れない潜在的なニーズや支障(特例許可はその手続に長期間を要することや許可基準が不明確であること等により負担が大きいことから、本件用途地域内への農業用施設の建築が難しく、農業への従事そのものを諦めざるを得ないといった事情)等を把握するための必要な調査を確実に行っていただきたい。併せて、当該調査の方法や検討のスケジュールについても具体的にお示しいただきたい。</p> <p>また、「今後の対応について検討する」とのことだが、必要な調査を行った上で、建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農業用施設の建築の特例許可に当たっては公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととし、農業用施設の建築の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したりするなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要がある、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>収納取扱金融機関の担保提供規定については、提供される担保の意義や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があることから、地方公共団体等の意見を伺いながら、提案内容に係る課題整理や対応方針について検討してまいりたい。</p>	<p>(1)担保提供の意義について 収納取扱金融機関からの担保提供規定は、公金の安全性を担保させる意義を持つものであると考えられる。しかし、金融機関の責による損害は、契約等に損害賠償規定を設けることで安全な公金の保管が確保できる。また金融機関の破綻等の場合、公金の決済用預金は預金保険制度により全額保護の対象となる。以上の点から、金融機関から担保を提供させずとも、公金の安全性の担保は確保できるものと考えられる。</p> <p>(2)他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性について 提案のとおり、一般会計及び各特別会計の公金収納事務を担う収納代理金融機関には担保提供規定は適用されず、公営企業会計の公金収納事務を担う収納取扱金融機関には適用されている。いずれの金融機関も公金の収納事務を担っている点では同じであるが、担保提供規定の適用は異なっている。</p> <p>(3)地方公共団体等の意見について 御指摘のとおり、地方公共団体等により担保に対する考え方は異なると考えられる。このため、取り扱う公金の性質や金融機関との関係性等に応じて、地方公共団体等で担保提供の有無の判断ができるよう例えば「担保提供規定を「義務規定」ではなく「できる規定」にする」といった緩和が必要であると考えられる。</p> <p>(4)必要性について 上記(1)及び(2)のとおり、担保の意義や制度の整合性を踏まえても、収納取扱金融機関に対して担保を一律提供させる規定の見直しは必要だと考えられる。</p> <p>また提案で述べたとおり、当該規定を理由として金融機関が収納取扱金融機関の事務を辞退又は撤退することは、納入義務者の納付機会の減少に繋がる。</p> <p>以上の点を踏まえ、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和をお願いしたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
191	岡山県、福島県、広島県	農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における特定流通業務施設及び同施設の用に供する土地の位置付けの見直し	農業振興地域の整備に関する法律における「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に規定する特定流通業務施設の用に供する土地」を追加する。農地法における農地転用不許可の例外に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に規定する特定流通業務施設の用に供する施設を整備するために行われるもの」を追加する。	流通業務総合効率化事業の用に供する施設である特定流通業務施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物流総合効率化法」という。)第2条第1項)が立地可能な場所は高速自動車国道や鉄道の貨物駅等の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に限定されているが、当該近傍地域の多くは市街化調整区域となっており、開発行為には原則として都道府県知事等による許可が必要になる。そして、物流総合効率化法の配慮規定の効果として、特定流通業務施設の用に供する開発行為は「通常原則として許可して差し支えないもの」(開発許可制度運用指針Ⅰ-7-1)とされている。一方、上記特定流通業務施設の用に供する土地が、農用地区域内の農地である場合には、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)上の農振除外手続が、農用地区域内農地ではなくても農地である場合には、農地法上の農地転用許可手続が必要になる。現在の法制度上、特定流通業務施設は農振法及び農地法上の配慮対象施設ではないため、農振除外や農地転用許可の手続は容易ではない。このため、農村産業法や地域未来投資促進法等、他法令の規定に基づく手続を踏むことにより農振除外や農地転用許可を可能とする運用をしているが、計画策定等の負担が大きく、開発を開始するまでに長期間を要することとなっている。例えば、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成をされており、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の変更(地域未来投資促進法第4条、第5条)や土地利用調整計画(同法第11条第1項)の作成等の手続が多く、事業者及び地方公共団体に多大な時間と労力を使わせている。	流通業務総合効率化事業に係る手続の迅速化及び事業者・行政双方の労力削減、流通業務の総合化及び効率化の促進による環境負荷の低減及び労働力の確保が期待される。	農林水産省、国土交通省	盛岡市、宮城県	—
192	岡山県、栃木県、長野県、岐阜県、中国地方知事会	結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直し	感染症法施行規則における事業者等が行う結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限について、同法施行規則第27条の5第1項中「一月ごとに」とあり、翌年度の4月10日までとするなど年1回の報告に改めるよう求める。	【現行制度について】 感染症法における事業者等が行う結核定期健康診断は、毎年度実施が義務付けられており、その実施状況については、同法施行規則第27条の5第1項において「一月ごとに」とあり、翌年度の4月10日まで」に保健所を経由して都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 定期健康診断について、分散型や人間ドックにより複数月にまたがって実施している事業者等も多く、毎月の報告では、事業者等の報告業務及び保健所での集計業務が非効率な状況となっている。一つの事業所等が行う結核定期健康診断について、当該年度の実施状況(対象者のうち何人に実施したか)を把握するためには、1年分全ての実施内容を確認する必要があることから、全体像を把握しづらい月ごとの報告よりも、年1回の調査の方がより適切である。また、結核患者の発生動向についても、医療機関からの発生届により遺漏なく把握可能であることから、月ごとの報告までには必要がないものと考えられる。 【支障の解決策】 当該報告の頻度及び期限を「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」ではなく、「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日(従来の3月実施分の報告期限)まで」とするなど、年1回の報告とすることで支障が解決するものと考えられる。	事業者等の報告業務及び保健所の集計業務の効率化が図られ、事業者等及び保健所双方の負担軽減につながる。	厚生労働省	札幌市、茨城県、さいたま市、横浜市、富山県、浜松市、大阪府、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、熊本県、宮崎県	○検査結果が翌月になる場合や、年度途中での人事異動等による対象者の変動など、事業者により報告数の考え方が異なっているように見受けられる。不透明等は個別に確認しているが、事業者も保健所も負担になっている。当該報告は陽性者がいないことの確認のために実施している側面もあると考える。そうであれば、提案のように報告が年1回になれば、双方の負担軽減につながるかと考える。 ○市町における結核定期健康診断は年間通して事業を行っており、月ごとに対象を把握し通知等を行っている。また、要精密検査となった者は、異常なしの者より最終的な健診結果の把握が遅れるため、現行の報告頻度では、健診結果の取りまとめが煩雑となっている。実際に市町からは「年1回の報告とさせてほしい」との要望を受けている状況である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのないようにするとの観点から、農振法第13条第2項各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り農用地区域からの除外を認めている。</p> <p>一方、</p> <p>① 公益性が特に高い事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるもの(道路法の道路等の線形施設等)の用に供される土地</p> <p>② 農村産業法等の地域整備法に基づき地方公共団体が策定した計画に基づき設置される地域整備施設の用に供される土地であって、当該計画の策定に当たり、あらかじめ農業的土地利用との調整が既に行われている施設の用に供される土地</p> <p>については、当該施設の立地により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められることから、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」として、第13条第2項の適用はなく、農用地区域からの除外を認めることとしている。</p> <p>ご提案にある「特定流通業務施設」は、</p> <p>① 特定流通業務施設を含めた総合効率化計画の策定主体は物流事業者等であり、地方公共団体が地域振興を図るために策定した公益性が特に高い事業の計画に基づく施設ではないこと</p> <p>② 物流総合効率化法及び基本方針において、あらかじめ農業的土地利用等の調整を行う規定が設けられていないことから、これを道路等の公益性が特に高い事業の施設や地域整備施設と同列のものとして、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に含めることは適切ではなく、当該施設の整備にあたっては、法第13条第2項各号の除外要件に照らして農用地区域から除外を行った上で、農地転用の許可を受けることが適当と考える。</p> <p>なお、農地法に基づく農地転用許可基準においては、流通業務施設の立地のための転用について、その性格から沿道の区域等に立地が制約されることに配慮し、</p> <p>① 一般国道や都道府県道の沿道の区域</p> <p>② 高速道路のインターチェンジの出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域</p> <p>については、原則転用不許可の第一種農地であっても、例外的に転用を認めることとしているところ。</p>	<p>現在、農振除外及び農地転用許可の「配慮」を得るため、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成や、農村産業法上のスキームを利用している。</p> <p>こうした手続きにより、「配慮」を得ることで、農振除外や農地転用許可が可能となるが、農業的土地利用調整以外にも基本計画の作成と国の同意等が必要となるため、相当の事務処理負担と期間を要している。</p> <p>このため、物流総合効率化法そのものに農業的土地利用との調整を行う規定を設けることにより、事務負担の軽減等をご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>農振除外手続きや農地転用許可手続きについては、これまで進められてきた地方分権の趣旨を踏まえて地方の創意工夫が生かせるような柔軟な対応をお願いしたい。本件についても提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第53条の7の規定による通報又は報告については、定期健康診断の結果等に関する統計的情報が結核の発生を予防し、まん延の防止を図るため必要な基礎的な情報であり、感染症法に基づく具体的権限及び施策を実施する都道府県行政の基礎となることから、都道府県が統計的情報を把握し、各種措置、結核予防に資する対策・事業に活用するという趣旨から設けられたものである。</p> <p>御指摘の報告頻度及び報告期限の変更については、各都道府県の実情を踏まえつつ、御指摘の支障事例を踏まえて、どのような対応ができるかを検討してまいりたい。</p>	<p>結核定期健康診断の結果等に関する統計的情報の有用性については同意するところであるが、1次回答のとおり、事業者等からの報告によって得られる情報は各種措置、結核予防に資する対策・事業に活用するものであり、その検討に当たっては、1月という短期間の情報ではなく、年間全体の実施状況から分析し、予防事業に反映することが適切であるため、年1回の報告であっても統計的情報の有用性を損なうことはないと考えます。</p> <p>また、多くの事業所等が定期健康診断を分散型や人間ドックにより実施していることから、毎月の集計では実施状況の全体像を把握することが難しく、結核患者の発生動向についても医療機関からの発生届により把握できている現状において、月ごとに報告及び集計を行う合理性は著しく低い。</p> <p>以上を踏まえ、事業者等及び保健所における事務負担の軽減の観点からも、早急に報告頻度及び報告期限の変更を行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
193	岡山県、中国地方知事会	全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等	春及び秋の全国交通安全運動推進要綱について、案段階で早期に情報提供を行うこと又は要綱決定時期を前倒しすること。	【現行制度について】 全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策会議交通対策本部において決定されており、県では本要綱をもとに県要綱を県交通安全対策協議会において策定し、交通安全運動を実施している。 【支障事例】 例年の運動期間は、春は4月6日から15日、秋は9月21日から30日だが、地方独自の施策を実施する場合、国要綱の決定後に、その内容を踏まえて準備作業を行う必要があり、広報資料の作成や関係団体との調整などの一定期間を要する作業の時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。 また、国要綱は毎年、全国的な交通事故情勢等を踏まえて運動重点等が変更されており、仮に都道府県において先行的に準備した場合も、後々になって国要綱の内容を踏まえた修正等の手戻りが発生する可能性があるなど、要綱発出前に準備を整えていくことは困難である。 【支障の解決策】 自治体担当者限りで現行よりも2週間程度早期に国要綱を案段階で提供する。又は国要綱の決定時期を前倒していただきたい。特に春は新年度の人事異動直後に交通安全運動を実施することとなり、関係機関との協議・調整が可能な期間が限られていることから、運動の準備と円滑な実施に向けて1月中旬までの情報提供を希望する。	都道府県・市町村の準備期間が確保されることで、地域の実態に即した施策を実施することができ、また関係団体への協力を依頼しやすくなることで、交通安全運動の効果的な広報ができる。	内閣府	青森県、宮城県、ひたちなか市、川崎市、小牧市、山口県、徳島県、高知県、宮城県	○特に自治体への回覧用チラシの作成及び配付には国の要綱決定から1か月弱しか期間がないため事務負担が大きい。 ○当市では、実施要綱を策定し、運動に係る施策等を定めている。実施要綱の策定にあたっては、国の全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)策定後にその内容及び県の実施内容を踏まえて策定する必要がある。県においても、国要綱策定後にその内容を踏まえて実施内容等を定めているため、当市の実施要綱策定までには、国要綱策定から一定期間を要する。そのため、関係機関との調整や会議資料の作成に時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。 ○今年度、春の国要綱では、日程について市町等からの問合せで「当該市町で運動に向けた準備のため、運動日程を早期に教えてほしい。」旨の申し立てはあった。よって、要綱内容全てではなく、今春のように日程が例年と異なる場合は予鈴だけでもあると国から県、県から市町への対応がスムーズになると考える。 一方、案段階の資料を示されても、その内容が対策本部決定までに変更されるのであれば(例:重点内容が変わる等)、当該案は一人歩きする可能性があるため県担当者としては、決定を受けてからの資料を待ちたい。提案にあるように調整等作業については、日程がタイトで本県も担当者泣かせな一面(特に春要綱の決定は2月1日より遅れると困る)があり、内閣府担当者等のワークライフバランスも踏まえて決裁を進めるにあたり、無理のない範囲で決定時期を前倒し出来るのであればそのように願いたい。
194	岡山県	道路メンテナンス事業補助制度における変更交付申請手続の簡素化	道路メンテナンス事業補助制度の橋梁・トンネル・道路附属物等の交付決定単位間の流用を軽微な変更とするなど、迅速な国費の流用を可能とすること。 また、交付申請時に個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳)及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を不要とし、補助金を充てて修繕を実施する施設に変更がある場合でも、変更交付申請によらず、当該変更を実績報告書により報告することで足りるとするなど、変更を含む交付申請手続を簡素化し、年度内の修繕対象施設の変更に対応可能とすること。	交付決定単位(現行は橋梁・トンネル・道路附属物等の各計画ごと)間で国費を流用するには変更交付申請が必要であるが、変更交付決定まで約2か月を要することから、資機材等の価格高騰や修繕範囲の大幅な増といった事業実施中の状況の変化に迅速に対応することができない。 また、年度当初に提出を要する事業内訳調書等に記載した施設の追加又は削除するには変更交付申請が必要であるが、これも同様に変更交付決定まで約2か月を要することから、年度内の点検・修繕状況の変化(年度中に緊急的な対応が必要である施設が判明した場合等)に迅速に対応することができない。	必要な施設への修繕に早期に着手することができ、効率的な修繕が可能となることから、修繕措置率及び住民サービスの向上につながる。また、変更交付申請の手続に係る負担が軽減されることで、事務の効率化や予算の効率的な執行が可能となる。	国土交通省	福島市、いわき市、茨城県、高崎市、館林市、横須賀市、松本市、浜松市、名古屋府、寝屋川市、奈良市、山口県、高松市、福岡県	○トンネルについて、長寿命化修繕計画単位ごとに事業内訳調書及び別紙リストに基づき交付決定を受けているが、日々の日常点検により、本体構造に影響を及ぼす恐れのある箇所のある箇所の修繕を実施したい箇所が発生したが、交付申請及び交付決定を受けてからの執行では年度内の修繕完了が困難となるため、次年度の要望として交付決定を受けている。個別施設計画等に記載のある施設であることを条件に、箇所の追加等を軽微な変更として取り扱うことが可能であるならば、より安全・安心な道路施設の管理が可能となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>春及び秋の全国交通安全運動推進要綱は、「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」(平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定)に基づき、実施の都度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、例年、春は2月上旬、秋は7月上旬に決定している。</p> <p>そもそも全国交通安全運動は、国民運動としてその趣旨をできるだけ浸透させ、交通安全意識の醸成と交通ルールの定着等を図るために最新の交通事故情勢を反映して実施すべき性格を有している。そのため、同推進要綱は、最新の交通事故情勢や前回の運動結果等を踏まえ、関係府省庁の協議、交通対策本部員の決裁手続等を経て決定しており、その期間を短縮することは困難である。</p> <p>しかしながら、提案意見の趣旨を踏まえ、特に要望のある春の運動については、協議時期を早めるなどにより、決定の時期を1～2週間程度前倒しするよう努めてまいりたい。</p> <p>なお、秋の運動については、前年の交通事故統計・分析結果を踏まえて要綱を作成するため、さらに前倒しすることは困難である。</p>	<p>都道府県・市町村における必要な準備期間の確保と運動の円滑な実施に向けて、国要綱の決定時期の前倒しに努めていただきたい。また、前倒しが困難な場合においても、担当レベルにおける案段階での早期の情報提供について検討していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>補助金の交付の申請があった際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(補助金等の交付の決定)に基づき、その補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査して、交付を決定しなければならないとされている。</p> <p>道路メンテナンス事業補助制度の交付の決定を行うにあっても調査が必要となるが、事業内訳調書及び道路メンテナンス事業実施計画については、適正な補助金の交付の決定を行う上で必要な書類である等の理由から提出を不要とすることは困難である。また、変更交付申請にあっても、同様にして当該交付申請が適正な範囲で交付されるものとなっているのか確認が必要である。そのため、これらの提出を不要とすることや、実績報告書による報告をもって、変更交付申請手続を省略することは困難である。</p> <p>なお、道路局所管補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日間であり、大部分の申請はその期間内に処理を終えているが、当該申請の補正に時間を要する場合などには、その期間を含めると、30日間を超える場合がある。</p>	<p>道路施設の長寿命化対策については、施設数の多さなどから、予防保全への移行が不十分な状況であり、少しでも対策の進捗を図るため、本提案により、法令及び予算で定めるところの範囲内で迅速な予算の流用を可能とすることや手続の簡素化を検討していただきたい。</p> <p>道路メンテナンス事業の執行にあたっては、個別施設計画を策定公表していることに加え、交付申請時には個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を求められているところ、事業内訳調書の記載内容は道路メンテナンス事業実施計画の記載内容を包含している(もしくは包含させることが可能である)。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条に基づく調査の目的を果たす観点から考えれば、どちらか一方の書類の提出を不要としたとしてもその目的は十分果たされ得ることから、提出書類の簡素化を行うことができる余地はあるものと考ええる。</p> <p>また、現行では、事業内訳調書等に記載している施設の中で、事業の進捗状況の変化によって国費の充当が困難となった施設が発生した場合に、当該施設を削除する際にも変更交付申請手続が必要であるが、例えば交付決定単位ごとの決定金額の総額に増減がなく、単に修繕実施予定であった施設を削除するだけの場合であれば、当該手続を不要とし、実績報告書による報告で足りることとするなど、可能な限り手続負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>以上により、地方自治体の事務負担軽減の観点から、変更交付申請手続に係る事務負担の軽減に資する方策を講じていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
196	岡山県、広島県	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)における捕獲確認業務の効率化	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に係る捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(以下「実施要領」という。)上明確化する。また、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要とする。	【現行制度について】野生鳥獣による農作物被害の一層の軽減のため、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)」を活用し鳥獣の捕獲強化に努めているところである。当該事業に係る捕獲確認の方法は、捕獲現場において捕獲個体を実際に確認する「現地確認」又は処理加工施設において捕獲個体を確認する「搬入確認」を基本とし、これらによらない場合、写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行うこととされている。また、捕獲確認を行った市町村等の職員は「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」における有害鳥獣捕獲確認書(以下「捕獲確認書」という。)を作成することとされている。【支障事例】県下の市町村では、3種類全ての方法で捕獲確認を行っているが、市町村によっては、捕獲確認の件数が4,000件/年を超える場合がある。捕獲活動経費を交付するための証拠書類として捕獲確認書を作成する必要があり、市町村の職員にとって書類作成業務が負担となっている。なお、捕獲確認アプリを用いて捕獲確認業務を行いたいと考えている市町村はあるが、実施要領上、可能であるが不明確なため、導入推進の支障となっている。【支障の解決策】捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを実施要領上明確化するとともに、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要することで、事務に係る時間を短縮することができる。	確認者である市町村等の職員の事務負担が軽減され、他の鳥獣被害防止に係る業務に注力することができる。	農林水産省	横浜市、久留米市、熊本	〇鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に係る捕獲確認業務について、個体写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行っているが、捕獲頭羽数の増加に伴い、職員の確認及び書類作成業務が増加していることから、提案団体と同様の支障事例が生じており、本市においても捕獲確認アプリ導入の検討を行っている。 〇捕獲確認アプリによる捕獲確認については、地方農政局及び都道府県担当者限りの資料である「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る執務参考資料(令和5年4月)」のP.82において認められているが、交付申請者が確認することができる資料である実施要領においては明記されていない。実施要領に明記することにより、捕獲確認アプリの導入が促進され、市町村職員の事務負担の軽減が期待される。なお、捕獲個体の管理に当たっては、環境省が運用している捕獲情報収集システムとの連携についても検討いただきたい。
197	岡山県、宮城県、中国地方知事会	地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)における教育費調査及び生涯学習関連調査について、毎年実施から隔年実施に変更すること。また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。	本調査への報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としているが、毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。また、調査票作成にあたっては、学校教育費調査票「A-1人件費」において給与をa～dの四項目に分類するが、教職員の定義については、現行の説明書に明確な記載がなく、別紙「質疑応答集」にて「教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としないなど、異なる取扱いをする場合がある。」と記載されているにとどまり、本調査と学校基本調査の担当者が異なれば整合性を取るのが困難である。恒常的に誤計上が生じており、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。	都道府県、市町村教育委員会及び都道府県立学校における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかると注力することができる。	文部科学省	羽後町、茅ヶ崎市、富山県、石川県、浜松市、豊橋市、京都府、徳島県、高知県、長与町、熊本市、宮崎県	〇本調査への報告にあたっては、当市教育委員会において、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。 〇計上項目は決算科目の区分とは異なり、細分化や再計算が必須であるが、各報告元において正確な数字を計上できているのか基だ疑問である。誤計上が生じやすい現状であり、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。当市における正確な算出にあたっては、約9千件にのぼる伝票のデータ加工を余儀なくされている。 実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料とするならば、決算科目と一致させる等大枠での分類でも可能と考える。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、実施要領別記4第2の2の(2)において、確認者(都道府県又は市町村職員)が①捕獲現場で直接捕獲個体を確認する「現地確認」、②処理加工施設で捕獲者が搬入した捕獲個体を確認する「搬入確認」、③写真及び証拠物により確認する「書類確認」による方法を規定しており、いずれの場合も確認者は捕獲確認書を作成することを必須としています。</p> <p>現在、実施要領において、捕獲確認に必要な書類の具体の提出方法は規定していないところですが、捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、その表記方法等を検討します。</p> <p>捕獲確認書については、実施要領に示す記載事項が網羅されているのであれば、アプリのデータを活用して効率的に確認書に集計することが可能と考えますが、確認書そのものについては、これまでに発生した不正事案への対応策として定めたものであるとともに、捕獲活動経費の支払いに係る証拠書類にもなるものですので、作成を不要とすることはできません。</p>	<p>第1次回答で示された、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領への捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、捕獲確認業務の効率化の早期実現に向け、表記方法等の検討をお願いしたい。</p> <p>また、捕獲個体の不正流用防止の必要性は重々承知するところであるが、そのために必要なデータは全て捕獲確認アプリにより集積されるのだから、そのデータがあれば証拠書類として十分であり、別途捕獲確認書の作成を要しない又は当該データを捕獲確認書とみなすこととするのでよいのではないかと。仮に捕獲確認書の作成がどうしても必要であるとしても、捕獲確認アプリのデータ活用を含め、記載内容を簡素化するなど、地方自治体の事務負担軽減に御配慮いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>本調査の結果は、教育に係る経費等を財源別(国と地方政府の負担割合等)・支出項目別(教員給与等経常経費や建築・施設整備費の割合等)に明らかとし、さらに都道府県別の集計を行うことにより、地方交付税措置の算定に係る単位費用など国の基準額と各都道府県の実支出額が比較できるほか、都道府県において、自らの教育財政状況を他都道府県等とを客観的に比較し、都道府県における教育諸施策の検討・立案に活用することが可能なものである。加えて、他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用されている。OECDの分析による諸外国等との比較を通じ、我が国は教育に対する公財政支出の対GDP比が低迷していることが明らかになり、このことは国会、教育再生実行会議、財政制度等審議会等における教育財政の在り方に関する議論で数多く取り上げられている。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負担等)との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところである。</p> <p>このように本調査の結果は、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するために広く活用される基礎資料であり、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の取組強化を図ることとしている点からも、今後の教育政策の遂行に必要不可欠なデータを提供している本調査の隔年化は難しいと考える。</p> <p>また、決算区分はあくまで会計上の所用のために設定されるものであり、教育にかかる支出を把握する目的からは必ずしも十分なものではないが、本調査の定義と一対の状況と考えられる決算区分については、決算区分上の金額を用いて本調査の回答を行うことが可能と考えられるので、決算区分から計上金額の把握ができるものもあり得ると考えるところである。調査の構造をご理解いただくためにも、どのような決算区分が、本調査ではどのような項目に該当する可能性があるかは、毎年の説明会資料の一部としてお示ししているところである。</p> <p>人件費については、地方教育費調査における定義は現在も手引きにおいて記載しているところではあるが、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めてまいりたい。</p>	<p>本調査の有用性については承知したが、事務負担を比較考量した回答がないので、第2次回答では回答いただきたい。</p> <p>また、子供の学習費調査など、隔年で実施している他の調査と比べて、とりわけなぜ地方教育費調査が重要なのかを、活用場面の数の差異など、可能な限り数値化してお示しいただき、どうして隔年ではなく毎年実施する必要があるのか明示願いたい。さらに、OECDの分析による諸外国との比較などについても言及されているが、諸外国でも毎年調査を実施しているものなのかご教示願いたい。</p> <p>なお、本提案が受け入れられず、引き続き調査を毎年実施することとなったとしても、負担感解消のため、調査を実施する際に、本調査が継続的にどのように活用されているか、わかりやすく示した資料を添付することなどを検討いただきたい。(説明会資料では、平成29年の経済財政諮問会議の資料が掲載されており、数年に一度の調査でよいような印象を受ける。)</p> <p>人件費については、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めるところのことだが、学校基本調査との定義を合わせることを検討しているのかどうか(例えば、学校給食センターの職員は具体的にどういった取扱いになるのか明記することを検討しているのかなど)、また、いつ頃を目途に改善結果をお示しいただけるのかご教示いただきたい。なお、「他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用」とされており、学校基本調査等と結果を合わせることを前提にするのであれば、定義も合わせるのが適当と考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
198	岡山県、宮城県、中国地方知事会	子供の学習費調査にかかわる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し	子供の学習費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査系統を変更すること。 また、公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。	例年、文部科学省の定めた調査実施学校数に基づき無作為に選定した学校に、調査協力への理解を得ることに苦慮している。調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文科省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を通じて学校にオンライン回答状況が提供されるため、学校がタイムリーに回答状況を確認できず、学校が効率的に調査票を回収できなかったりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。 また、現在、当県の公立幼稚園数・園児数は減少傾向にあり、調査実施学校において調査対象園児数を満たさない園が多く、安定的な統計データの収集が難しくなっている。今後も幼児がいる家庭の教育費負担を調査するには、代わりに近年増加傾向にある幼保連携型認定こども園を調査対象に加えるなど、調査対象の変更を検討いただきたい。	調査対象保護者、調査実施校、都道府県における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。また、幼児がいる家庭の安定的な標本数が確保され、正確なデータを統計に反映させることができる。	文部科学省	青森県、羽後町、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、京都府、徳島県、高知県、宮崎県	—
199	岡山県、宮城県、中国地方知事会	学校教員統計調査にかかわる回答方法の見直し	学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、マクロ付き調査票を廃止し、システムへの直接入力による回答とするなど回答方法を見直すこと。	令和4年度調査において、マクロ付き調査票(Excelデータ)を使って回答することになっていたが、パソコンやネットワーク環境の設定によっては、調査票をダウンロードする際マクロ機能が破損したり、クリックすればシステムへ直接回答送信できる仕様が上手く機能しないなどの不具合により、学校からの問い合わせが多発し、その対応に時間と労力を非常に要した。特に幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れた学校も多くあり、学校基本調査や地方教育費調査、社会教育調査などの統計調査と同様に、システムへの直接入力による回答とするなど、分かりやすく簡単な回答方法への変更を検討いただきたい。	都道府県、市町村教育委員会及び学校における事務が効率化され、本来の調査業務に注力することができる。	文部科学省	青森県、羽後町、茨城県、さいたま市、富山県、石川県、京都府、広島県、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県	○提案と同様に、各学校が回答する調査票のマクロの不具合だけでなく、審査する教育委員会において使用するマクロ機能付きのExcelファイルの不具合も多く、対応に苦慮した。 ○令和4年度調査においては、当県でも記載内容どおりの状況が発生しており、事務の効率化のため、回答方法の検討は必要である。 ○当県においても、問い合わせが多く寄せられたことに加え、セキュリティ対策の1つとして、マクロの利用を制限しているため、回答作業に多くの時間と労力を要した自治体やマクロが上手く機能せず、オンラインでの回答を諦めた私立幼稚園等があった。 ○当市においても同様の支障があり、調査表に関する問い合わせが学校から殺到し、その対応に時間と労力を非常に要した。回答方法の見直しのみならず、調査内容自体の見直しも検討いただきたい。
200	岡山県、中国地方知事会	要保護児童生徒援助費補助金等に係る提出書類の簡素化	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に関して、状況報告書の提出後、状況に変更がなければ、変更交付申請に係る書類の提出を不要とすること。	状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村が作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時まで状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。	状況報告書提出時の状況と変更がない場合に変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすれば、国、都道府県、市町村それぞれの事務処理の簡素化を図ることができる。	文部科学省	岩手県、羽後町、茨城県、相模原市、高知県、熊本市、宮崎県、鹿児島県	○状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請の際に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であり、状況報告書の提出から変更交付申請までに状況の変更が無い場合であっても、ほぼ同一の様式を再度作成することとなり、事務作業が重複している。状況報告書の提出から状況の変更が無い場合は変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>調査実施校を文部科学省が選定する等については、他の都道府県のご担当者様からも様々な意見を頂戴しており、それらのご意見を踏まえ、文部科学省での抽出については引き続き検討を進めているところである。回収についても、効率的な手法を今後検討して参りたいと考えるところではあるが、現時点では検討の途上であることをご理解いただきたい。</p> <p>なお、都道府県ごとの割合は在籍者数に応じて行うため、在籍する幼児・児童・生徒数が少ない場合には、対象とする学校数も少なくなるところである。また、平成30年度調査までは1学年当たりの規定数に満たない学校は調査対象としていなかったが、小規模市町村に居住する幼児・児童・生徒の学習費支出状況を調査結果に反映させることができるよう「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」で述べられていることを踏まえ、現在は1学年当たりの規定の人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても、当該在籍者数を上限に調査実施することを変更したところであるので、小規模な園においても調査対象校に含まれることの趣旨へご理解を願いたい。</p> <p>今後、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象数の再設定を検討することとしている。調査対象の学校種についても、在籍者数規模を見ながらその中で検討してまいりたい。</p>	<p>調査実施対象の選定等について、検討いただいていることは承知したが、いづごろを目処に検討結果をお示しいただけるのかご回答願いたい。</p> <p>また、「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」を踏まえての変更も承知したが、幼保連携型認定こども園を調査対象としないこともまた、適切な調査結果を得られないことにつながると考えるので、調査対象に加えるかどうかの検討状況について、明示いただきたい。(なお、地方教育費調査等の他の調査では幼保連携型認定こども園も対象とされており、結果を合わせて活用するのであれば、調査対象とするのが適当と考える。)</p> <p>加えて、以下について回答がないので、第2次回答においては詳細な回答をいただきたい。</p> <p>①調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されることで、学校が効率的に調査票を回収できなかつたりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。</p> <p>②上記①の検討が困難であれば、オンライン回答状況を国から直接学校に送付いただくことは可能なか、お示しいただきたい。</p> <p>③上記①の検討が困難であれば、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出している現状を改善するために、学校から直接紙の調査票を国へ送付するような変更が可能なか、お示しいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>令和7年度調査に向けて、総務省や統計センターと相談しながら、マクロ無のExcel調査票か、HTML調査票に変更することを検討しております。</p>	<p>パソコンやネットワーク環境によって、不具合が生じることなく、幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れな所属においても対応しやすい、分かりやすく簡単な回答方法となるよう引き続き検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>変更交付申請の内容が状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更がない場合は、変更がない旨の連絡をもって事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)の提出に換え、変更交付申請を状況報告書で行うことができるようにすることで事業計画書の提出を省略可能とするよう、令和6年度の補助金執行から対応することとし、そのために必要な要綱等の所要の改正を令和5年度中に行いたい。</p>	<p>第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
201	岡山県、宮城県、中国地方知事会	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の明確化及び事務処理の簡略化	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。	【必要書類の明示】 年度当初に年間の事務処理についての連絡が文部科学省からあり、その際事業担当(市町村)ととりまとめ担当(県)が提出する書類を一覧にしているが、要綱第4条第1項により実際に事業計画書を提出する際には一覧にない資料を事業計画書提出後に別途求められ、何度も国一県一市町村の間で照会や確認を行っている。 (例)市町村における補助の交付要綱、児童の名簿、バス運行の契約書等 長年の実務において、必要となる書類の傾向は国で十分把握していると思われるので、補助の可否を審査する過程に必要な資料や確認事項があるのであれば、事前に明示してもらいたい。もしくは、明示しないのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。 【変更交付申請事務の簡素化について】 事業状況の確認後、差額が生じる事業については変更交付申請(交付決定)を受けているが、変更交付決定をしない事業(補助対象経費の変動があったとしても補助額に影響を及ぼさないもの)においても「変更後の事業計画書」や「事業内容の内訳書」を求められ、県や市町村において書類作成等の事務が発生している。事業状況報告の趣旨は文科省も示しているとおり、「全体として予算残額が生じた場合に要望に基づき増額の変更交付決定等を行い」効率的な予算執行に努めるためのものと思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われる。一律に事務処理を行うのではなく、全国の予算の執行状況を踏まえつつより効率的で効果的な予算配分となるよう、事務を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼したい。	国と地方のやり取りが減り、国、都道府県、市町村それぞれの事務負担を軽減することができる。	文部科学省	青森県、岩手県、羽後町、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県	○当県でも国から提出書類一覧に記載されていない資料を提出した事例がある。あらかじめ提出書類一覧に明記していただいた方が都道府県・市町村ともに担当者が変わった場合でもスムーズな対応ができると考える。 ○事業計画書の提出後に、提出一覧にはない書類の提出を求められることがあり、国と県と市町村の間で何度も確認を行っているので、事前に明示してもらいたい。変更交付申請をしない事業(補助対象経費の変動のみで補助額に影響がないもの)においても、変更後の事業計画書を求められ、書類作成等の事務が生じており、変更交付決定をしない事業における変更後の事業計画書等の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができると考える。
202	大分県、九州地方知事会	救急救命士が行う救急救命処置の範囲の見直し	救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置の具体的範囲について、新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査を追加するよう見直しを求める。	【現行制度について】 現行の救急救命士法に基づいて救急救命士が行う救急救命処置の範囲については、厚生省課長通知においてその具体的内容が列挙されているが、新型コロナ抗原検査は含まれていない。 【支障事例】 大分県においても、第7波では救急搬送困難事例が急増し、発熱症状のある患者が11の病院に受入を断られ、翌日、重症熱中症で死亡するという事例も発生した。 【制度改正の必要性】 コロナの感染症法上の分類が変わる5月以降も、医療機関における感染対策は維持される見込みであり、救急搬送の更なる円滑化につなげるためにも、救急救命士が抗原検査キットによる検査を実施できるよう、救急救命処置範囲を見直すことが求められる。 【支障の解決策】 救急救命処置範囲に「新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査」を追加することで支障が解決すると考える。	救急搬送困難事例の減少を図るため、大分県では、救急車内に抗原検査キットを配備し、発熱等の症状があり2回以上受入れを断られた場合等に活用しており、迅速な搬送先選定に効果を発揮している。 現行制度上では、検査キットの活用を自己検査が可能な患者に絞るしかなく、効果も限定的であるが、救急救命士が検査できるようになれば、患者や家族の負担なく、より迅速・確実にコロナへの感染の有無を判定でき、救急搬送の更なる円滑化につながることを期待できる。	厚生労働省	宮崎県	○医療機関収容後も検査に時間を要するため、救急車が医療機関に滞留し、救急車の不足に陥ったことから、救急現場等で検査できることにより、早期搬送や早期引継ぎに繋がると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>へき地児童生徒援助費等補助金の申請に当たり、各自治体から提出いただく資料については、提出書類一覧に記載している資料のほか、様式中に記載している資料などもあるが、必要な資料について、1つの資料で確認できるよう、提出書類一覧を改める。 また、変更交付申請事務については、簡素化を図る。</p>	<p>第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け検討願いたい。変更交付申請の手続きについても、要綱や例年の通知に元々あるとおり、補助額に変更がない場合の書類提出を省略し、また、再配分(変更交付決定)においては一律に事務処理を行うのではなく、全国の執行状況を踏まえ、補助金の公平性を確保しつつ、効率的な事務処理を行うことができる再配分となるよう対応願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>ご提案いただいた救急車内における抗原検査キットによる検査を救急救命士が実施することについては、救急救命士法において、救急救命士が実施する救急救命処置とは、「重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの」とされていることを踏まえた検討を要するものと考えます。 なお、令和5年度夏ごろに新たなワーキンググループを設置し、新たな救急救命処置への追加に関する事項も検討することとしており、ご提案いただいた現状の課題についても、議題を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>今回の提案は、大分県においてコロナ禍の中で搬送先が決まらない救急搬送困難事案が増加し、第7波においては、「コロナ疑い」の発熱患者が11もの病院に受け入れを断られ、翌日、重症熱中症で死亡するといった重大事案の発生を受けてのもの。 救急救命士が救急車内で抗原検査キットによる検査を実施することができれば、後述のとおり、円滑な受入先確保や搬送につながり、救急搬送困難事案の解消に効果が見込まれることから、「重症傷病者の症状の著しい悪化を防止し、生命の危険を回避すること」につながるものと思われる。 当県では、救急搬送困難事案を少しでも減少させるため、昨年12月から救急車内に抗原検査キットを配備し、患者自身による検査の結果を搬送先選定に活用するといった取組を行い、複数回にわたり効果検証を行ったところ、検査結果が陰性の場合に救急困難事案数が減少するなど高い効果が得られた。本取組は5類移行後の現在でも継続しているが、関係者からは救急救命士が直接検査を実施できた方が、自己検査が困難なより症状の重い患者にも対象が広がり、かつ、救急現場での対応もスムーズとなることから、制度の見直しを求める声が上がっている。 また、当県のコロナの感染状況は、6月以降、再び増加傾向が続いており、全国的にも同様の状況であることから、今後、救急医療の逼迫や搬送困難事案の増加も懸念されるところ。こうしたことを踏まえ、今回、新たに設置されるワーキンググループにおいて、救急救命処置の見直しとして取り上げていただき、コロナ禍における救急現場での課題に対し、時期を逸することなく対処できるよう早急に検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 救急搬送の困難事案の解決のため必要と考えられるため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
205	延岡市	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し	【現行制度】 「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。 【支障事例】 加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育現場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。 また、制度の煩雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生じるなど事務の複雑化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。 【制度改正の必要性】 加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げても加算要件は満たすものと考えられるが、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑さから解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。 【支障の解決策】 保育士の配置基準の見直しや「子ども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみで見直すなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分を含めた明確な算定方法の提示による事務の効率化についてご検討いただきたい。	処遇改善等加算の制度を見直すことにより、事業所の事務軽減と保育士の処遇改善を図り、長く働くことができる職場環境の構築、ひいては質の高い教育・保育を提供できるようになる。	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、半田市、奈良県、和歌山県、徳島県、熊本市、鹿児島市	<p>○賃金改善実績報告書の省略については慎重な検討が必要と考えるが、当市においても市、施設双方にとって大きな負担となっていることから、制度の簡素化等を行う必要があると考える。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算制度については、各事業所、市ともに制度内容の理解や申請実績確認など内容が非常に煩雑なため多大な事務負担が生じている。</p> <p>○処遇改善等加算の制度については、制度そのものが複雑であり、運営法人の職員と行政職員の両者の確認作業等に多大な人的資源が割かれている。また、処遇改善等加算Ⅰで求められている賃金水準の維持についても、法人前年の水準と比較する制度となっており、開始時点の賃金水準が高い場合、支払い残額が連続して発生する等、制度の安定的な継続が困難な状況である。早急な制度の簡略化や見直しが必要と考えている。</p> <p>○当市においても、対象施設に勤務する保育士一人一人の経験年数の算定に係る審査や、各施設からの問い合わせへの対応等、多大な事務負担が生じている。また、対象施設においても、保育士の従事証明書等の提出による事務負担が生じているほか、煩雑な制度内容であるために、制度理解や職員への周知に苦慮している。</p> <p>○施設、事業所から処遇改善等加算の制度が分かりづらいとの声や改善してほしいとの要望が多くある。事務も煩雑であるため施設、事業所への負担も大きく、本来考えるべきである「保育」について十分に検討できていないとの声もある。</p> <p>○処遇改善等加算Ⅲが追加されたことで、自治体、施設ともに、事務負担がさらに増加している。既存の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱへ統合するなど、制度の簡素化を検討していただきたい。</p> <p>○処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの制度が煩雑であるため、市町村も保育施設も理解が進みづらい状況。結果として、認定を行う都道府県担当部局においても、書類の確認と、市町村を通じた各施設との疑義照会、回答に多くの時間と労力を費やしており、制度の簡素化等による事務の効率化について検討されることを要望する。</p>
207	足利市	要介護・要支援認定申請に添付する被保険者証について電子での提出を可能とすること	介護保険法第27条第1項及び同法第32条第1項に基づく、要介護・要支援認定申請の添付書類である被保険者証については、原本提出が義務付けられているが、被保険者証をスキャンしたPDFや被保険者証を撮影した画像での提出を可能とすることを求める。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、国の行政手続については、オンライン化が原則となり、当市においても総務省が策定した、「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続のオンライン化に取り組んでいるところではあるが、要介護・要支援認定申請は、添付書類の被保険者証について原本提出が義務付けられており、オンラインでの申請とは別に窓口への持参や郵送等による対応が必要となり、デジタル3原則のデジタルファースト(手続・サービスが一貫してデジタルで完結する)が実現せず、利用者にとっては、現状の運用(紙申請)より大きなハードルとなっている。職員側の事務処理に関しても、別途提出される被保険者証原本と申請書(オンライン)の紐づけ作業や被保険者証原本が提出されない場合の申請者への連絡作業が発生してしまい、事務負担の増加が見込まれる。また、別途提出される被保険者証原本の提出が遅滞した際は、当該申請のあった日から30日以内(標準処理期間)に、申請に対する処分をすることが困難となる。	被保険者証をスキャンしたPDFや被保険者証を撮影した画像での提出が可能となれば、利用者にとっては、行政機関に向かず、郵送等の対応もすることなく一度のオンライン申請で手続が完了するため、当該手続のオンライン化に大きなメリットを感じることで、職員側としても、オンライン上での事務処理が可能となり、事務の効率化が図られることになる。	厚生労働省	函館市、盛岡市、ひたちなか市、東久留米市、横浜市、川崎市、枚方市、広島市、熊本市	<p>○オンライン申請において、被保険者証等の原本の提出はその利便性を大きく阻害するものである。当市においては、被保険者証を郵送または持参いただき受理した日を申請日としているため、電子申請の受付日との間に期間が生じ、事務を煩雑にする要因ともなっている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>処遇改善等加算の事務手続きについては、 ・都道府県等を集めた会議での説明・制度の解説資料による周知徹底 ・自治体からの照会の多い内容等についてのFAQの作成等に取り組んできたところであり、引き続き、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等について検討してまいります。</p> <p>また、子ども・子育て支援法では、教育・保育給付の認定を受けた子どもが保育所等から教育・保育の提供を受けた場合に、当該子どもについて公定価格に基づいて施設型給付費を支給することとされており、利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組みの導入は困難である。</p>	<p>解説資料やFAQの作成・周知については、自治体や施設の声を拾いつつ引き続き取り組んでいただき、施設の職員が処遇改善制度をより正確に理解できるよう、しっかりと保育現場に届く方法での周知をお願いしたい。</p> <p>しかし、制度そのものが煩雑であるため、資料だけで保育現場の理解が十分に図られるとは考えにくい。当然自治体側も制度の理解を深め、施設に丁寧な説明を行っているが、多くの追加共同提案やその支障事例からも分かるように、現に、保育現場からは様々な疑義が生じており、問い合わせ対応も含め、双方に多大な事務負担が生じている。</p> <p>なお、導入困難とご回答いただいた『利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組み』については、制度の簡素化の一例として挙げたものであり、こうした算定方法の簡素化を始めとする制度自体の簡素化に向けた見直しをご検討いただきたい。</p>		
<p>介護保険被保険者証については、①被保険者が各種申請時に被保険者証を添付した後、②市町村が被保険者証に被保険者に係る情報を記載した上で、③介護サービス事業所がサービス提供時に被保険者証の記載事項を確認することとなり、これらが一連の業務フローを形成している。</p> <p>このため、各種申請時(上記①)に被保険者証の電子的な添付等を可能とする場合、その後の被保険者証の利用場面(上記②及び③)において、被保険者に係る情報をどのように提供・取得するかについても併せて検討を行う必要がある。</p> <p>現在、厚生労働省で進めている介護保険被保険者証のペーパーレス化の検討(※)と併せて、被保険者証等に係る一連の業務フローの見直しを検討してまいります。</p> <p>※1 第106回 社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日) ※2 介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究</p>	<p>「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究」は令和5年度末までの履行期間となっており、また社会保障審議会介護保険部会によれば、調査研究および令和7年度末までのシステム標準化の動きも見ながらスケジュールを検討するとされている。したがって、ペーパーレス化を導入し、幅広く浸透するまでには相当の期間を要すると考えられるが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を控え、ケアマネジャー等の負担軽減等は喫緊の課題である。</p> <p>画像データ等の電子的添付をもって原本の提出を省略した場合であっても、申請受付の際には介護保険資格者証を、また、結果通知の際には新たな被保険者証を、それぞれ郵送等により交付することなどで、②、③について支障はないものとする。この場合、旧被保険者証の原本が本人やケアマネジャーの手元に残るが、新しい被保険者証交付後、複数の被保険者証が存在しないよう、被保険者等に対し、旧被保険者証を適切に処分するよう周知を行うことで解決すると考える。</p> <p>本市のように、現行の業務フローのまま原本省略可能としても支障がない自治体については、ペーパーレス化の実現までの間においても、電子的な添付をもって原本の提出を省略可能という柔軟な取扱いとしていただきたい。</p>		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校のことを指します。不登校特例校も学校教育法第1条に定める「学校」であり、その教育課程の弾力化は法令等に基づいた運用が求められる上、教育の一定の質の確保が求められることから、文部科学大臣による審査は必要であると考えております。尚、設置までに要する時間の短縮の為、提出書類等の簡素化を行うことによる申請手続の簡略化を進めております。こちらに関しては追って周知させていただきます。</p>	<p>不登校特例校における教育の質の確保等のため、文部科学大臣による教育課程を審査する必要性については理解している。したがって、文部科学大臣への指定申請を不要とすることが難しいのであれば、設置までに要する時間の短縮のため、提出書類等の簡素化を行うことによる申請手続の簡略化を検討していただきたい。</p> <p>指定申請書を提出する際、特に、「特別の教育課程の編成」に係る事務作業は大きな負担となっており、当該部分の作成に係る簡素化を行うことは必要不可欠であると考えられる。具体的には、「削減された学習を補って、学習指導要領の目標や内容を達成させるための工夫」などは、文部科学省において、削減する教科の内容等を補うために、新設や既存の授業でどのような学習活動を行うのか等の具体的な記載例を示すことにより、教育委員会等がそれを参照しながら提出書類を作成して申請する形式にすることで、大きな負担軽減になるのではないかと考えられる。</p> <p>なお、申請手続の簡略化を進めているとの回答であるが、簡略化に係る検討内容や検討状況、想定する周知の時期や周知方法に関する具体的内容について、見直しが立ち次第、明らかにしていただきたい。</p>		
<p>介護予防支援を含め、介護サービスの報酬については、サービスに要する平均的な費用を勘案し、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を踏まえた上で設定されている。介護予防支援と居宅介護支援とはモニタリング時の利用者の居宅への訪問頻度や利用者の状態等が異なり、それぞれの業務に要する手間・コスト等を踏まえた報酬設定となっている。</p> <p>適減性については、居宅介護支援事業所において、適切なケアマネジメントを行うために業務に要する手間・コストの適正な反映、サービスの質の向上等の観点から設けられているものであり、地域包括支援センターの業務負担軽減の観点のみをもって見直すことについては慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令和3年度介護報酬改定において、地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に外部委託を行いやすい環境を整備を進める観点から、委託連携加算を創設したところ。さらに、本年5月12日に成立した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、地域包括支援センターの業務軽減を図り、その機能をより発揮できるよう、介護予防支援の指定対象拡大や総合相談支援業務の一部委託等の見直しが行われたところである。</p> <p>引き続き、介護予防支援及び居宅介護支援の介護報酬や、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者として指定を受ける際の基準については、サービスの質の確保や地域包括支援センターの業務負担軽減等の観点から、社会保障審議会介護給付費分科会での議論等も踏まえ、適時適切に必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>要支援者と要介護者において、業務に要する手間・コストが異なることは理解している。しかし、令和元年度老人保健健康増進事業「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業」報告書によれば、利用者1人1月あたりの労働投入時間は、要介護1・2は約140分であるのに対し、要支援は約110分であり、要介護に比較し、その業務負担は約78.6%と考えられる。一方、現行の報酬においては、要介護1・2は、1,076単位、要支援は委託連携加算を加えても738単位であり、要介護に比較し、68.6%の報酬となっている。委託連携加算は地域包括支援センターの負担軽減という点では評価できるものの、加算は初回のみであり、要支援者等のアセスメントやモニタリング等の情報収集の必要性から、以後、要介護との報酬差がさらに拡大することを考えると、適正な報酬設定とは言い難い。</p> <p>また、令和6年度から施行される改正介護保険法による指定介護予防支援事業所の対象拡大により、居宅介護支援事業所が新たに加えられるが、現状として受託が進まない要因のひとつとなっている適減性や、要支援と要介護の報酬差を考えると、施行後も居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画を積極的に進めようとする状況は想定できない。</p> <p>以上を踏まえ、現場の実情に合うよう、業務負担に見合った適切な報酬設定の見直し及び多くの居宅介護支援事業所が活用可能な適減性緩和要件への改善により、指定対象拡大をより効果的なものにし、居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画を引き受けやすい環境を構築するなど、実効性のある地域包括支援センターの負担軽減の方策を強く求める。</p>	<p>【熊本市】 ○適減制の見直しについて 介護報酬において最大約3倍の開きがあることや、居宅介護支援において毎月1回以上とされているモニタリングのための訪問について、介護予防支援では3か月に1回以上とされていることなど踏まれば、介護予防支援の件数については現状の2分の1ではなく、3分の1の計上に変更するなど、更なる負担軽減についてご検討いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求めたい。</p>
<p>4月は、国の出納整理期間であるため、補助金や委託費の精算があり、対応が困難であるが、交付要綱については、改正内容などをまとめ前年度3月中に各都道府県へ送付を行い、各都道府県は、事業計画書を4月末までに提出することとし、厚生労働省は、5月中に交付内示を行うこととしたい。</p>	<p>厚生労働省より、5月中に交付内示を行う旨の前向きな回答があり感謝している。</p> <p>ただし、年度替わりの時期に旧年度の精算業務と新年度の交付業務が重なり、多忙となることは承知しているところであるが、海外製品を整備する場合などは、十分な事業期間を確保しなければならない事情があることから、医療機関の施設や設備等の整備が着実に推進されるよう、可能な限り4月中の交付内示を行っていただくよう改めて要望する。</p> <p>また、今回の見直し後の交付内示時期が後年度も継続して運用されるよう、併せて要望する。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
211	島根県、中国地方知事会	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金の早期化	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱において、交付決定までの標準的期間が規定されているところ、実際には大幅に過ぎて交付決定がされているため、早期化を求める。	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金について、当県からの申請から交付決定までに標準的期間を大幅に超過している。これにより、当県から国民健康保険連合会に対して行う交付事務が繁忙期に集中し、また、事務が年度跨ぎとなることから、事務負担が大きい。また、時期が不明確であることから、業務の見通しが立てられず、見落とし等の要因になりかねない。そのため、繁忙期である年度替わりに業務が集中しないよう留意し、交付決定時期を明確にすることや、交付決定の早期化を求める。	事務を行う自治体の業務負担の軽減及び事務処理の誤り等の防止が図られる。	厚生労働省	茨城県、千葉県、海老名市、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県	
212	島根県、中国地方知事会	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書の統一化	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書の統一化を求める。	国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等について、公印が押印されて郵送で届くものと、押印が省略されてメールのみで届くもの、メールで通知された後に公印が押印されて郵送で届くものが混在しており、見落としや確認作業の煩雑化の要因となっている。	事務を行う自治体の業務負担の軽減及び事務処理の誤り等の防止が図られる。	厚生労働省	茨城県、神奈川県、海老名市、長野県、三島市、広島市、山口県、徳島県	
213	島根県、中国地方知事会	国民健康保険調整交付金に係る申請書の簡略化及び説明書の記載内容の明確化	国民健康保険調整交付金に係る申請等について、以下のことを求める。 ①様式や記載する項目を見直し、必要最小限とし、また、計算方法や表間突合関係を通知等で明確にしていきたい。 ②通知等において、事務毎に操作説明書の参照箇所等を明示いただきたい。	①国民健康保険調整交付金の申請・報告に関する様式について、転記すべき項目が多く、また、計算方法や表間突合関係が示されていないため、確認作業等の事務負担が大きくなっている。 ②国民健康保険調整交付金(保険事業を除く分)の1メニュー「へき地直営診療施設があること」において、申請様式の中で、半径4km以内に居住する人口及び被保険者数(年平均)の記載を求められている。算定上人口は必要だが、被保険者数(年平均)は必要ない項目であるにも関わらず記載項目となっており、市町村の大きな事務負担となっている。 ③補助金申請や月報報告などについて、システムを利用した作業を求められているが、当該システムの操作説明書が数百ページに渡っており、参照すべき場所が分かりづらい。	事務を行う自治体の業務負担の軽減及び事務処理の誤り等の防止が図られる。	厚生労働省	北海道、茨城県、ひたちなか市、千葉県、神奈川県、川崎市、長野県、三島市、兵庫県、鳥取県、広島市、山口県、徳島県、高知県	○①普通調整交付金・特別調整交付金双方に関し、作成する様式が複数多岐にわたり、例年準備期間を含めると約2ヶ月の期間、調整交付金の事務作業に10人以上が時間外勤務を含めて終日従事しているところ。 ○②申請に関し、局長通知、課長通知の他、係長事務連絡を発出していただいているが、記載に解釈を要するものがみられ、担当係に照会しても時間を要し、申請事務が進まない場合もあることから、ポンチ絵等を活用し、初任職員でも判りやすい内容にしていいただく必要がある。 ○国民健康保険調整交付金(保健事業を除く)の申請時の必須提出書類「経理の状況及び給与費内訳書の金額が確認できるもの」について、共通様式を提示していただきたい。 ○①調整交付金の報告様式について、一部データは月報データが自動集計されるが、別途積算した資料を最終的に報告用データ作成システム(コクホライン)に手入力により転記している。また、報告項目も多岐にわたり、突合作業が困難である。 ○具体的な支障事例①及び③については、確かに煩雑であり、改善が可能であればお願いしたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金の交付決定にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条に基づき、書類等の審査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し交付決定を行っているところ。今後は、審査の効率化を図るなど、昨年度よりも早期に交付決定できるような速やかな処理に努める。</p>	<p>後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金については、補助金交付要綱において交付決定までの標準処理期間が定められているため、審査の効率化を図るなど速やかな処理に努めていただき、標準処理期間内に交付決定していただきたい。 なお、標準処理期間内に交付決定できない場合は、交付決定予定時期をあらかじめ連絡するなど、地方自治体側の業務負担の軽減のため、また、業務の見通しが立てられるよう情報提供していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>補助金等決定通知書等の送付について、当省が通知する文書は押印を要する文書と要しない文書とに分かれており、押印を要する文書についてはメールのみで送付することは困難である。 他方で、郵送のみで送付することは文書到着までに時間を要し、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行っていることを鑑みると、行政手続きの効率性、迅速性の観点から望ましくない。 こうしたことを踏まえ、当県において補助金等決定通知書を送付する際には、まずメールで押印を要する文書の写し及び押印を要しない文書のいずれも送付し、メール送付後に郵送で送付する書類は、押印を要する文書のみとし、通知方法の統一化を図る。</p>	<p>厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等の送付の際の通知方法の統一化については可能な限り早期に実現していただきたい。 なお、通知方法の統一化の実現後においても、同じ種類(性質)の文書について、補助金により公印が押印される場合と省略される場合が混在する現状は変わらないと思われる。事務処理手続において、公印が押されている場合と省略される場合によって、「メール確認後、郵送到着を待ってから事務処理を行うもの」と「メール確認後、すぐに事務処理を行うもの」が依然として混在することとなり、確認作業が複雑化しているため、同じ種類(性質)の文書については、公印を押印するのか、省略するのか統一していただくよう、再度検討していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>国民健康保険特別調整交付金については、各保険者の特殊事情や制度改正等による保険者の財政負担の増加を考慮し、財政面の不均衡が生じないよう、全国一律の指標で公平に測ることににより、交付している。財政負担の増加を測る指標は、メニューごとにそれぞれ異なるため、各メニューについて算定方法及び申請様式により、交付申請の手続きをお願いしている。申請等様式の簡略化に係る具体的な様式及び項目について、国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)など、提案団体の意見を聞きながら、検討したい。 また、国民健康保険調整交付金に係る申請等のシステムについて、設計・開発する民間事業者へ、事務毎の参照箇所が分かりやすくなるよう働きかけていきたい。</p>	<p>回答は「国民健康保険特別調整交付金」を中心に記載されているが、当県は普通調整交付金も含めた調整交付金全般について提案している。このため、調整交付金全般について、作成様式の簡略化(記載項目、各種数値の入力箇所・方法の見直し等)や、通知等における用語・算定式の明確化(主要な算式の趣旨の説明、表開突合関係、用語の定義の明示等)が図られるよう検討いただきたい。また、特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)の記載項目「へき地直営診療施設があること」のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については任意記載項目とするよう特に検討いただきたい。 今回の提案では、追加共同提案団体が複数存在し、具体的な支障状況も記載されており、全国的に調整交付金の申請について支障事例を抱えている可能性が高い。そのため、検討に当たっては当県や追加共同提案団体だけでなく、全ての都道府県に対し、上記の作成様式の簡略化及び通知等における用語・算定式の明確化に関する意見聴取を実施していただきたい。 具体的な様式及び項目の検討に当たっては、具体的なスケジュール等(都道府県に対する意見聴取時期とその実施方法(会議又は文書によるものか等)、聴取内容を踏まえた様式の改定作業の実施時期及び改定後の様式で申請を行う年度)について目標を定めて明示していただきたい。 システムに関して、設計・開発する民間事業者への働きかけについては、具体的にどのよう、いつ働きかけるのか明示していただきたい。また、働きかけを行うに当たっては、都道府県に対して予め、システム操作マニュアルの記載内容等に関して改善を求める事項の有無を照会していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
214	島根県、 中国地方 知事会	保険者努力 支援制度に 係る交付金 事務の負担 軽減	保険者努力支援制度に 係る交付金を一本化する こと。又は、申請や還付 に係る事務負担を軽減 すること。	保険者努力支援制度に係る交付金は、保険者努力支援交付金として交付されるものと、特別調整交付金の一部で保険者努力支援費として交付されるものに分かれており、事務負担が大きい。特に、特別調整交付金の返還に係る事務量が膨大である。 返還金が生じた場合、保険者努力支援交付金は、翌年度4月の指定日までに実績報告を行うことにより、精算による返還が可能である一方、特別調整交付金は、交付決定と共に交付額確定が行われ、精算による返還を行うことが不可能である。 このため、特別調整交付金については、厚生労働省から例年9月に照会される「自主返還」の案件として保険者努力支援費分を処理する必要があり、既に提出した交付申請書類を手書きで修正したり、理由書を作成する手間がかかっている。	保険者努力支援制度に係る交付金事務を行う自治体の業務負担が軽減し、事務処理誤り等の防止が図られる。	厚生労働省	茨城県、ひたちなか市、千葉県、船橋市、神奈川県、長野県、三島市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、山口県、徳島県	○保険者努力支援制度に係る調整交付金の返還に際しては、毎年生じるものであるにもかかわらず、交付申請書類の朱書き訂正作業や理由書の作成が必要であり、事務処理上の負担が大きい。 ○一つの制度により算定された交付金が、2本に分かれて交付されるため、申請や精算・返還等の執行管理が煩雑となり、事務負担が大きい。
215	島根県、 中国地方 知事会	官庁会計システム (ADAMS)の 支払計画表 等における 国民健康保 険療養給付 費等負担金 に係る名称 の明示	ADAMSの支払計画表等 における国民健康保険 療養給付費等負担金に 係る負担金名称を明示 することを求める。	ADAMSの支払計画表等について、厚生労働省所管の支出科目に「国民健康保険療養給付費等負担金」という項目があるが、実際には以下の4負担金が含まれているにも関わらず、負担金の名称が表示されていないため、確認作業が煩雑となっている。 ＜該当する負担金名称＞ ・国民健康保険高額医療費負担金 ・国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金 ・国民健康保険保険基盤安定負担金 ・国民健康保険療養給付費等負担金	事務を行う自治体の業務負担が減少し、事務処理の誤り等の防止が図られる。	財務省、厚生労働省	茨城県、千葉県、海老名市、長野県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県	—
216	島根県、 中国地方 知事会	国民健康保 険の市町村 保険者等 に対する一 般指導監督 に係る負担 軽減等	①前回の実地指導にお いて指摘事項がなかった 市町村保険者等につい ては、今回は書面による 指導のみとする事も可 能とするなど、指導監督 に関する県の負担軽減 を図ること。 ②具体的な指導方法を 明示化すること。 ③事業計画の策定に係 る法的根拠、内容及び水 準を明確化すること。当 該法的根拠等がない場 合は指導監督の対象か ら外すこと。	①県は、国民健康保険の市町村保険者及び国保組合に対して原則2年に1回、実地により指導監督を行うこととされているが、平成30年度の国保の都道府県化による業務負担が大きくなっていること、また、当県の地理的状況等から2年に1回行うことは担当職員の負担となっている。 ②指導方法について、具体的に何をどのように確認して指導するのか通知等で示されていない。 ③指導監督事項のうち、市町村保険者の事業計画については、市町村保険者が事業計画を作るものとする法的根拠が明確でなく、その内容・水準についても不明確であることから、指導に苦慮している状況である。	事務を行う自治体等の業務負担の軽減が図られるとともに、国保事業の適正な実施に資する。	厚生労働省	茨城県、長野県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国保の保険者努力支援制度については、財源として国民健康保険保険者努力支援交付金と特別調整交付金(国民健康保険財政調整交付金)の一部を活用することで財政規模を維持していることから、交付金の執行事務上、二つの予算目において交付決定を行うことはやむを得ない。</p> <p>ただし、現行の国民健康保険保険者努力支援交付金の交付要綱等について、特別調整交付金(国民健康保険財政調整交付金)の一部についても執行できるように改正を行うことで、国民健康保険保険者努力支援交付金と特別調整交付金(国民健康保険財政調整交付金)の一部に関して執行事務の時期・方法を一本化することが可能であり、自治体の事務負担軽減につながることを考えられるため、令和6年度からの実施に向けて必要な検討を行う。</p>	<p>国保の保険者努力支援制度について、財政規模を維持していただくことも重要であることから、二つの予算目において交付決定を行うことはやむを得ないことは理解できる。</p> <p>執行事務の時期・方法の一本化により自治体の事務負担軽減に繋がるよう、令和6年度からの実施に向けて、着実に検討をお願いしたい。</p> <p>特に、追加共同提案団体からの支障事例に記載のあるとおり、保険者努力支援制度に係る調整交付金の返還については、交付申請書の朱書き訂正作業や理由書の作成に大きな事務処理負担が発生しているため、調整交付金分についても国民健康保険保険者努力支援交付金と一体で返還事務を行えるようご検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第四十一条に基づいて行う支払計画表の通知については、当該条項で定めるとおり、「歳出予算に定める部局等及び項の区分」を明らかにするものである。</p> <p>ただし、官庁会計システム(ADAMS)においては、予算現額、示達及び執行等における管理の統一性の観点から、令和4年1月4日財令第1号財務省会計センター所長通知「電子情報処理組織を使用して国の会計事務を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱扱い等について」の29に「目」により、支払計画表の入力を「目」で行うこととしている。</p> <p>そのため、官庁会計システム(ADAMS)の支払計画表において国民健康保険高額医療費負担金等の目細や事業名ごとの額を通知することは、法令上の根拠がないためできない。</p> <p>国民健康保険高額医療費負担金、国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金、国民健康保険療養給付費負担金については、自治体の事務処理軽減や誤り防止を目的として、支払計画表の通知前に支払日毎の支払示達予定日や支払額を通知や事務連絡等で示している。一方、国民健康保険保険基盤安定負担金については、交付決定時に支払示達日及び支払額は示しているが、支払計画表の通知前に支払示達予定日は、現在は示していない。</p> <p>今後は自治体の事務処理軽減や誤り防止のため、国民健康保険保険基盤安定負担金を含め、(目)国民健康保険療養給付費等負担金内のすべての事業において通知や事務連絡で支払日毎の支払示達予定日を事前に通知する取扱いに統一する。また、こうした取組みについて自治体に直接周知するなど自治体の事務処理軽減や誤り防止に努めたい。</p>	<p>回答のとおり、「目」名称の「国民健康保険療養給付費等負担金」に含まれている一部の負担金については支払計画表通知前に支払日毎の支払示達日が記載されているところであり、今後は同一「目」に含まれる負担金については全て同一の取扱いとすることについて、着実に実施されたい。</p> <p>また、支払計画表の入力については「目」単位で行うこととされているため、現在の記載を目細や事業名単位に細分化して記載することが困難であるということも理解したところである。</p> <p>しかしながら、当県では令和4年度国民健康保険高額医療費負担金について、当初貴省から通知されていた支払示達日が予告なく変更され、変更についての連絡も無かったことから、当該負担金に係る支払計画表が到着した際に特定に時間を要した経緯がある。こうしたことから、負担金毎の通知だけではなく、支払計画表自体にも一見して支払対象となる負担金を特定できる仕組みが必要であると考ええる。</p> <p>支払計画表を「目」から細分化することが法令上困難である場合、例えば同表中の「摘要」欄に当該「目」の示達額に含まれる負担金の名称を略記するなど、国費事務を受託している都道府県側が一見して支払内容を特定できる取組について再度ご検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>国民健康保険法第106条に基づく報告の徴収及び国民健康保険における指導監督については、令和5年3月27日付国保課長通知により、電子メールやオンライン会議システム等が可能である旨を明確化した上で、デジタル技術を活用して事務軽減を図られたい。</p> <p>「国民健康保険の指導監督実施要領」にて実施手順をお示ししており、実施手順の記載を参考に、各事項について、対象保険者等にあらかじめ準備いただいた資料を確認することなどが考えられる。</p> <p>また、実施要領に記載のある事業計画については、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために作成した資料等により確認できる場合は、事業計画という名称に限定した文書を作るように求めることまでは想定していない。</p>	<p>令和5年3月27日付け国保課長通知により電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式により実施することも可能であることが示された。これにより、支障として挙げた地理的状況等に伴う事務負担については、一定の軽減が可能となったため、指導監督実施要領を改正し、実地ではなくオンライン方式による指導監督が可能であることを明確に記載していただきたい。</p> <p>指導監督実施要領に示された実施手順については、多くの項目で「～は適正か」などの表現に留まり、具体的な確認対象と適正と認める基準等が示されていないため、内容をより具体的に記載していただきたい。</p> <p>事業計画については、現行の指導監督実施要領が作成を前提とした内容となっているため、都道府県としては作成の有無を確認し、指導せざるを得ないが、その内容・水準が不明であることから指導に苦慮している。また、指導を受ける市町村保険者からも、作成する法的根拠がないのであれば指導監督の項目から外すことはできないかとの改善の要望があるものである。</p> <p>回答のとおり、事業計画という名称に限定した文書を作ることで求めていないのであれば、指導監督実施要領を改正し、その旨を明確に記載していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
217	島根県、中国地方知事会	国保予算関係等資料等の作成に係る負担軽減等	①国保予算関係等資料及び前年度における国民健康保険事業の実施状況報告の調査項目や様式を見直すこと。 <調査様式の統合が可能と思われる例> ・予算関係等資料・調査様式7の1 ・国民健康保険事業実施状況調査様式8 ②法令や関係用語の改正があった場合には、様式に確実かつ速やかに反映すること。	①厚生労働省保険局国民健康保険課から例年6～8月にかけて国保予算関係等資料の提出が求められているが、短期間に非常に多くの資料を作成しなければならず、県・市町村・国保組合の事務負担が非常に大きい。また、同課からほぼ同時期の6月頃に前年度における国民健康保険事業の実施状況報告に係る調査の提出も求められているが、調査項目の中には国保予算関係資料と共通する項目があるものの、当該調査を作成しなければならず、負担となっている。 ②加えて、様式に記載される制度の名称や用語が法改正を反映したもとなっており、回答の際に混乱が生じやすい状況である。	事務を行う自治体等の業務負担の軽減が図られる。	厚生労働省	茨城県、千葉県、神奈川県、三島市、広島市、山口県、徳島県	—
218	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点14】	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し	【現行制度】 小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。(教科担任制:概ね週20コマ程度、英語専科指導:週24コマ) 【支障事例】 当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。 【支障の解決策】 特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。	地域の実情に合わせた柔軟な配置が可能となることで、中山間地域・離島においても充実した指導・教育体制を構築できる。	文部科学省	羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大坂市、岡山市、高知県、宮崎県	○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、単独の学校への配置では当該授業時間数の要件を満たすことができない。そのため1名の英語専科教員が4校を兼任しているが、学校間の移動時間も必要となることから当該教員の負担となっている。 ○都市部においても校区の状況により、1学年1級級の学校も存在し、下限があることにより教科担任制加配や英語専科指導加配が、配置できない学校もある。例えば中学校に加配を措置し、兼務で下限に縛られないように各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配や英語専科指導加配への改善を望む。 ○英語専科指導の持ちコマは24コマ、教科担任制の持ちコマ数は、概ね20コマ程度としている。教科担任制指導教員については、担当教科は算数、理科、体育、外国語とされており、外国語を受け持った場合は、20コマ程度であるため、英語専科指導教員と持ちコマ数に差が生じている。少なくとも持ちコマ要件を同一にする必要がある。 ○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。 ○現行制度では、小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、山間地域の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難な状況である。 ○当県においても、英語専科加配において、24時間以上の授業時数を確保するために、複数校を掛け持つ兼務指導が増加し、移動時間の確保やそれに伴う時間割の工夫に苦慮しているため、基準時数を引き下げるなど、現行制度の見直しを求める。 ○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくい。加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。	
219	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点14】	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。	【支障事例】 英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。 【支障の解決策】 研修履歴等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。	資格要件の緩和により、人材の確保が容易になることで、充実した指導・教育体制を構築することが可能となる。	文部科学省	羽後町、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大坂市、岡山市、広島市、熊本市、宮崎県	○英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。研修履歴から英語に関する研修の受講に努めており、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると県教育委員会が責任をもって認めた者であれば対象者に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。 ○教科担任制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。英語専科教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②2年以上の外国指導助手(ALT)の経験者③CEFR B2相当以上の英語力を有する者④海外大学等で2年以上の留学経験等がある者。一方、教科担任制指導教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②対象教科の専科指導を3年程度実施していた者③教科研究会等の活動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会認めた者。同じ英語を担当する場合に、資格要件に差が生じている。英語の専科教員の確保に愛知県も苦慮しているため、少なくとも資格要件は教科担任制専科教員に統一すべきであると考えられる。 ○当市においては、英語専科指導加配を令和2年度より1人ずつ増員(14名→17名)してきたところだが、厳しい資格要件が定められていることから、人材確保が困難になってきている。 ○過去に教科担任制で外国語指導の経験がある教員がいたが、資格がないため本加配教員に充てることができず、やむを得ず臨時的任用講師を充てた例があった。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>予算関係等資料や国民健康保険事業の実施状況報告については、現在の状況を踏まえて改めて各種調査内容の必要性等について検討を行った結果、予算関係等資料の様式7-4、実施状況報告の様式8については令和5年に実施する依頼より廃止することとするほか、調査項目の見直しを検討する。</p> <p>また、法令や関係用語の改正については見直しを行い、令和5年に実施する依頼より反映する。</p>	<p>地方自治体の業務負担軽減のため、調査項目の見直しについて引き続きご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。</p> <p>このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。</p> <p>ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。</p> <p>「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、 ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等 は可能とする。」</p> <p>文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。</p>	<p>ご指摘の弾力的運用は、教科担任制推進分のみに係るものであって、英語専科指導加配については、授業時間数要件(週24コマ)に係る考慮事項の記載はなく、実施授業時数の厳密な実績報告が求められている。</p> <p>当県の小学校教員一人当たりの授業時間数が平均週23.9コマ(令和4年5月1日現在)である状況を踏まえると、中山間地域・離島では最大7～8校程度の兼務が必要となること、当県提案でお伝えしているとおり、学校間の移動に相当な時間を要し、さらに授業準備・評価時間を含めると、配置は非現実的であり、できたとしても担当教員に過重の業務負担を生じさせる。</p> <p>令和5年度、離島で実施している一事例においても、移動時間等を考慮し、加配教員は6校兼務の週16コマの授業とせざるを得ず、要件を満たすための残り8コマは、加配措置のない他校の教員が英語専科指導を行って対応している状況である。このような状況が改善され、小規模校においても英語専科指導による質の高い教育の提供が可能となるよう、学級担任の持ち授業時間数の軽減を図りつつ、専科指導が進められるような措置を、中山間地域の実態に即して検討いただきたい。</p> <p>また、教科担任制推進分については、確かにご指摘のような弾力的運用が認められているが、当県小学校の8割を占める11学級以下の小規模校(198校のうち159校)において加配教員を配置できたのは、4校に過ぎない現状がある。例えば、複数兼務をする場合、中山間地域・離島においては前述の学校間の移動に相当な時間を要することから、移動時間を勘案し、コマ数に算入可能とする、兼務校数の数によりコマ数を減じることが可能など、更なる緩和がなされることを希望する。</p>	<p>【八幡市】 小規模校では、特に外国語は、3年生以上の外国語活動を含めても、6時間/週であり、かなりの時数を他の教科の専科とする必要がある。本来英語の専門性を考えると、特に外国語の専科については、指導できる教員の確保も含めて、ぜひ中学校に専科加配を配置し、中学校の英語の指導充実も含めて、兼務による専科教育の充実を望む。</p>	<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。</p> <p>文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。</p>	<p>外国語の指導は、学校現場の教員、特に外国語が教育課程に導入される以前に採用された教員にとっては負担が大きく、国からの英語専科指導加配は、働き方改革の観点からも大変有効な加配であり、配置の要望も多い。</p> <p>しかし、当県の場合、文部科学省が定めた指導者要件を満たす者が不足しており、指導者確保ができないために配置を見送らざるを得ない事態も生じている。特に、中山間地域・離島においては、資格要件を満たす指導者の確保が困難で、専ら専門性を有しない学級担任等が英語の学習指導を行っている状況である。県内19市町村のうち、令和5年度に加配できた市町村は8市1町に留まり、町村の配置率はわずか9.1%で、加配教員の指導が受けられない学校の児童数(通常学級の学級)は県全体の半数以上(51.6%:16,453人)に及ぶ。</p> <p>当県では、採用試験において、小学校英語枠を設け、採用を行っているが、教員志願者減少もあり、新規人材の確保は容易ではない。東京や大阪などの大都市圏とは異なり、塾などの民間で英語教育を受けることが難しい地方にあっては、公教育の役割は非常に大きく、国全体の英語教育・英語力の向上のためには、公教育の機能の充実が不可欠である。英語人材を確保しにくい地方の実情を踏まえ、指導者の資格要件の緩和、具体的には、小学校教科担任制加配の要件と同様に、実質的に高い指導力・英語力を有すると教育委員会が認めた者の活用を可能とすることを求める。</p>	<p>【川崎市】 令和3年1月26日付け中教審答申にて導入が必要とされた教科担任制においては、その時点で既に加配措置化されていた英語を含み、「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」において体育を加えて教科担任制の優先教科とされた。その際、要件については、「例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。」とされたことに加え、「既存の小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の要件については、この間、小学校外国語科の新設に対応した研修や、新学習指導要領への移行措置期間を含む実践が積み重ねられ、小学校教員がその指導力を身に付けつつある状況を踏まえて見直すことも考えられる。」とされた。小学校の英語については、教科化がなされて以降、研究会等が立ち上がり指導方法の研究が行われている状況を踏まえれば、教科研究会等の活動実績において教育委員会が認める者を対象者に加えることは、他の優先教科の要件と照らして妥当性が高く、また、同研究会において活動している教員にとってのモチベーションの向上にも寄与すると考えられる。加配定数総数として、予算編成上の議論により決定されることは理解できるが、当該加配の資格要件については、上記報告を受けて貴省において決定されたい。</p>	<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
220	茅ヶ崎市	引き続き都道府県内に住所を有する旨の証明書の廃止	引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務について、公職選挙法施行令第34条の2(引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書)を廃止し、公職選挙法施行令第34条の3(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認のための手続き)への一本化を求める。	平成31年及び令和5年の統一地方選において、事前に「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」(以下「引き続き証明書」という。)の発行を希望され、来庁した選挙人が数名いたが、投票所にて「引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き」(以下「引き続き確認」という。)を行うことにより投票可能であるという認識がなく、「引き続き証明書」がないと投票できない認識であった。また、当市では、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務を実施するために、「引き続き証明書」及び「引き続き確認」の両者に対応できるよう、準備を行う必要が生じている。平成29年の公職選挙法施行令改正後、平成31年及び令和5年の計2回、「引き続き確認」を実施したが、問題も特になく運用できていること、また、この2回の選挙においては、当市で「引き続き証明書」の発行実績はないことを例にとっても、「引き続き確認」のみで運用可能であると考え、一方で、公職選挙法施行令第34条の2第2項において、市町村長は、「引き続き証明書」の申請があった場合、直ちに証明書を交付しなければならぬとされているため、この条項がある限り、証明書を発行する準備や発行事務を継続する必要が生じてしまう。	【選挙人への効果】「引き続き証明書」を発行する場合、事前に証明書を取得するため市役所に、投票をするため投票所に、二度足を運ぶ必要がある上、証明書の取得には15分から30分程度の時間を要することが想定される。一方、「引き続き確認」を行う場合、事前の来庁は不要であり、投票の際に10分程度確認時間を要するのみとなる。【職員への効果】4年に一度に限られた期間のみ「引き続き証明書」を発行するために、申請方法、証明書の作成方法(手作業)を引き継ぎ、窓口対応職員への周知と事前準備を行っているが、そのために必要な工数が削減でき、選挙人への説明も簡潔になる。【全体的な効果等】上記のことから、本提案の実現により選挙人や職員に負担が生じることはなく、投票の円滑な管理執行に支障を来すものではないと考える。さらに、令和5年2月から引越越しワンストップサービスが開始され、転出入の手続きのために住民が来庁する必要性を減らすことにつながっているが、本提案は、こうした方向性にも資する提案であると思われる。	総務省	函館市、盛岡市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、相模原市、海老名市、三重県、豊中市、茨木市、高知県、熊本市	○当県の実績をみても、「引き続き確認」の利用が圧倒的に多く、選挙人や市町村の負担軽減のためにも、「引き続き確認」への一本化を求める。 令和5年県議会議員選挙実績 「引き続き証明書」:6人 「引き続き確認」:232人 ○当市の現状においても「引き続き確認」による対応が大多数を占めており「引き続き証明」の必要性を認めないことから、「引き続き確認」のみの運用にすることで、事務の簡素化だけでなく消耗品費や人件費の抑制を図ることができる。
222	茅ヶ崎市	後期高齢者医療制度における基準収入額職権適用の円滑運用に資する環境等の整備	後期高齢者医療制度における基準収入額の職権適用について、法令で動案すべき収入金額を把握する際に過大な事務負担が生じていることから、制度を円滑に運用している自治体等の取り組みを参考にできるような事例収集・共有を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修等を行うこと。	令和4年1月、基準収入額の職権適用が可能となったが、判定に必要な公的年金・給与・専従者給与以外の収入額(以下、営業等の収入額)はマイナンバーの情報連携では把握できず、手作業必須である。後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム)で自動判定できないため令和4年度保険証更新の際、当市は1週間かけ職員2人で約500件の営業等の収入額を調査。エクセルに手入力し関数を用い、対象者を把握した。標準システムには基準収入額適用後の負担区分と営業等の収入額を約500人分手入力したが、職員2人で1週間要した。2割負担開始による判定の複雑化、被保険者数の増もあり、令和5年度は一段と事務量増が見込まれる。事例収集いただき先進事例を参考とした。収入額把握に過大な事務負担があるため、標準システムを改修し、必要な収入額等を情報連携で取り込めるようにすること、バッチ処理等で基準収入額適用を自動で行えるようにすることを求める。自治体では令和7年度に向け基幹システムの標準化が進められており、今、自治体から情報連携で営業等の収入額を得られるようになれば、改善はより困難になる。当市で基準収入額職権適用となる被保険者の半数は、給与・年金収入のみであり、これらの被保険者はバッチ処理等での判定も容易だと考える。新規で75歳になる人は月に約400人。負担割合判定を毎月行うが、システム上の課題がある。被保険者と74歳の世帯員が各1人で「般二特」の場合、年齢到達で被保険者が2人になる際自動で「般二基」と判定したいが、現状は自動で「一定I」に戻り、同時に3割の保険証が出力される。修正には、基準収入額職権適用の再入力と3割の保険証の回収入力、2割の保険証の再出力・2割の保険証の回収入力が必要だ。この間に保険証のマイナンバー利用やオンライン資格確認が行われると、3割負担と誤認してしまう。医療機関から当市に、正しい負担割合は何かと質問が寄せられ、説明に苦慮している。一番不利益を被るのは被保険者であり、マイナンバーカードの保険証利用の本格化を見据えると、システム改修は喫緊の課題である。	基準収入額を職権適用する自治体が増えれば、利便性が向上する。自治体間のサービスの差を減らせる。行政の効率化につながる。安心してオンライン資格確認を利用でき、保険証のマイナンバー利用も促進される。	厚生労働省	ひたちなか市、所沢市、春日部市、船橋市、横浜市、海老名市、寒川町、浜松市、三島市、伊勢市、東温市、大村市、熊本市	○当市においても、同様に手作業が生じており、同規模の調査・入力等で数日の時間を要している。そのため、情報連携による標準システムへの取り込みが可能となることで、業務量の縮減等につながる。 ○当県でも令和5年4月より職権適用を開始したため、今年度の保険証更新の際は同様の処理が必要となる。 ○当市では、広域連合より送られてきた所得情報をアクセスで処理し、給与・年金のみの所得であれば、課税資料の種類のみを確認し、営業等の収入額の確認は行わない予定。昨年と同数と仮定すれば、約600件の収入金額の確認と約600件の標準システムへの入力作業が見込まれる。更新の保険証が作成された後、一斉発送までの短時間で差し替えを行わなければならない、時間的にも困難な状況になることが予想される。 ○当市でも同様の支障事例が生じており、システム改修は必要と考える。 ○当市においても同様の事例が生じている(当市に限らず全市区町村がそうである)。収入額の把握の件については、当市でも、当市システム画面から又は市民税資料により個別に手作業で確認作業を行っている。 ○当市でも同様の支障が生じているため、基準収入額適用による負担区分処理については、情報連携及び当該処理システムにおける自動処理で負担区分が処理され被保険者証が作成されるよう、法令・システム両面において運用を改正していただくことで、事務の効率化と手作業による区分の誤りを無くすることができ、被保険者への利益にもつながることができると考えられる。 ○当市でも昨年度約400件ほどの収入を確認し、手作業での入力を行った。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律」(平成28年法律第94号)により、投票管理者が、選挙人が同一都道府県内に引き続き住所を有している者であることを確認する方法として、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書(公職選挙法第44条第3項で要求する事項を充たす住民票の写し又は公職選挙法施行令第34条の2第1項に規定された証明書)をあらかじめ準備し投票管理者に提示する方法に加え、投票管理者が投票の際に、選挙人の申請に基づき住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認する方法を新たに設けた。</p> <p>投票所における投票の際、前者の方法による場合には、当該文書の提示をすれば別途の確認が不要であるのに対して、後者の方法による場合には、投票の際に住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認の必要があり、一定時間選挙人を待たせることとなることから、後者の方法のみとした場合、投票所における確認のため、投票の円滑な実施に支障が出る可能性がある。また、前者の方法について、選挙人は、公職選挙法第34条の2第1項に規定された証明書の交付の申請を全国いずれの市町村の長に対してもすることができ、前者の方法が設けられていることで選択の幅が広く保たれることは、選挙人の便宜に資するものである。</p> <p>前者の方法は全国的に一定程度利用されていると承知していることから、選挙人の便宜に関する観点からも、廃止することはできない。</p>	<p>「引き続き証明書」の交付事務は、全国的に一定程度利用されているが、法改正後、「引き続き確認」が当自治体において主流となっている。</p> <p>また、選挙人が「引き続き証明書」がないと投票できないと誤った認識をし、「引き続き証明書」の発行を受ける手続き負担のために投票ができていないと思われる事象が発生している。(当市窓口において複数人確認)</p> <p>このような実態からも、一概に選挙人に選択の幅が広く保たれているとは限らないと思われる。</p> <p>投票の円滑な実施について、当市では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による確認方法に関する教育を行い、「引き続き確認」を円滑に対応できる職員を増やすことや、確認手法を確立する等により懸念される支障は生じていない。</p> <p>各自治体は、期日前投票日から執行期日まで一貫して「引き続き確認」に統一されることで、「引き続き証明書」交付に伴う申請受付、本人確認(別世帯代理人取得時含む)手法の窓口対応職員への周知、窓口業務委託企業へのマニュアル更新指示等の事務負担が大きく軽減されることとなり、「引き続き証明書」の交付を廃止することで事務処理時間を短縮することも可能と見込まれる。</p> <p>選挙人に対しては、投票所における待ち時間等、「引き続き確認」に関してのみ全国統一的に明瞭簡潔に説明を行うことができることで誤った認識を生じさせず、投票へ案内ができる。</p> <p>以上の内容を踏まえ、「引き続き証明書」事務を継続することは選挙人、自治体にとってデメリットが大きいと考えられるため、一本化を再度検討していただきたい。</p>	<p>【海老名市】</p> <p>引き続き証明書の提示のみでは、引き続き証明書発行後に都道府県の区域外に転出した選挙人を投票させてしまうおそれがあり、結局は住基ネットによる引き続き確認が必要になると考えます。当該選挙人への対応をどのように行うか見解を示されたい。</p> <p>【前橋市】</p> <p>まず、引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書を規定する条文は、公職選挙法施行令であり、後段の回答が一部誤っていることをお伝えします。</p> <p>次に、同一の都道府県内に転出した選挙人が、都道府県外へ再転出した場合、住民基本台帳ネットワークシステムを活用しない限りその情報を知ることができず、選挙人名簿に表示することができない。しかし、現行の証明書による確認では、都道府県外へ再転出する前に発行した証明書でも有効とされ投票できてしまい、適切な確認方法とは言えない。制定時においては、証明書による住所要件の確認は有意義なものであったと思慮されるが、住民基本台帳ネットワークシステムで即時に確認できる現在では、証明書は選挙人の便宜に資する以上に制度上不備が残る稚拙な確認方法である。</p>	
<p>患者負担割合に係る現役並み所得者(3割負担)の判定は、原則、課税所得を基準として行っているが、税法上の控除により、給与収入・年金収入ともを有するモデル世帯に比べ、実際の収入額が少ないにもかかわらず課税所得が基準を超えるケースが存在する。このようなケースを救済するため、収入が一定額未満である場合にはその旨申請すれば一般所得者(1割又は2割負担)とする基準収入額適用申請の仕組みを設けている。</p> <p>この仕組みについては、令和3年の地方分権改革に関する提案を受けて、被保険者及び市町村等の事務負担を軽減するため、市町村内において、法令で助案すべき収入金額をデータ連携等により把握できる場合は、当該市町村の判断で、基準収入額適用申請に基づく申請書の提出を不要とすることを可能とする省令改正を行ったところ。お尋ねの提案については、判定に必要な収入額を情報連携で取り込むことは困難であると考えており、まずは現に職権での適用を行う市町村の運用実態を把握してまいりたい。</p>	<p>提案は4点。①基準収入額職権適用の事例提供②収入を情報連携で取込可能にする③基準収入額適用をバッチ処理で判定可能にする④後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)の課題の解消。回答は③④に言及がなく、全てに回答を求める。当市見解は次のとおり。</p> <p>①来年度の事務改善を行うため、早急な好事例提供を求める。</p> <p>②自治体により職権適用の可否が異なり、時に申請が必要なのは被保険者に不利益である。県内の税務調査対象は推計3万4千人。調査に多大な労力が掛かり、人為ミスが起きかねないため、情報連携で全ての収入額を取得可能とすることを求める。実現すれば全自治体で職権適用可能となりデジタル化の推進につながる。収入額の情報連携が困難なら、情報連携可能な情報のみで判定するような制度改正の検討を求める。制度の趣旨は承知しているが、基準となる収入は情報連携が開始される前の平成21年に制定されており、時代とともに再検討が必要ではないか。</p> <p>③標準システムへの基準収入額適用の導入件数は、県内で推計1万7千。昨年9月まで全員が1割負担となっていたが、10月に2割負担が創設され判定が複雑化し、当市はエクセルを2つ使い判定せざるを得なかった。ミス防止のため自動判定できるよう改善を求める。対象者の半数以上は給与・年金収入のみのため、仮に情報連携が困難でもバッチで負担割合判定後に税務調査し、他の収入があれば修正することで相当の負担軽減が見込まれる。</p> <p>④標準システムでは「般二特」世帯がバッチで「一定1」に戻るため修正が煩雑である。オンライン資格確認では3割と誤認されるため、高齢者が不利益を被らないよう改善を求める。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
223	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、川西市、たつこの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大	地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと。	【現状】 これまでに法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪統計にかかるデータの提供はなされておらず、令和4年度末からは地方公共団体別の刑事施設出所者情報等が提供されるようになるなど内容の拡充が図られている。しかし、その内容は統計データにとどまり個人情報の開示にまでは至っていない。 [現状で提供されているデータ] ・男女 ・年齢層 ・初犯、累犯 ・出所事由(仮釈放、満期釈放) ・帰住先(配偶者のもと、父母のもと、更生保護施設等) ・精神状況(知的、精神等) 【支障】 国と地方公共団体との連携のもとに実効性のある取組みを進めていくためには、地方公共団体に本人同意が得られた出所者の個人情報が開示される必要があるが、特別調整対象者以外の情報は入手しにくいため、帰住先とする地方公共団体において対象者の特定や確認に至らず、出所者等が必要とする支援に繋げることが困難な状況である。 【制度改正の必要性】 国の第二次再犯防止推進計画においても、自治体に必要な情報等を適切に提供する旨記載されている。受刑者の中には、福祉面での支援等があるなどの情報を知らず、再犯を繰り返している者が存在する。矯正施設と地方公共団体間で、本人の同意を得た上で「疾患や障害の特性」「居住地」「就労状況」「可能な支援内容」等を情報共有し、矯正施設からも特性に応じた本人への提案を行い、地方公共団体が、特別調整の対象者に限らず、支援を要する者の特性等を予め把握することにより、受刑者の出所後の受け皿や福祉面での支援(生活保護や障害者手帳の交付、住居確保支援等)を行うことが可能となる。	保護観察を受ける仮釈放者と比べ更生に必要な支援を受ける機会が少ない満期釈放者について、支援を要する対象者を特定し、出所後の受け皿や福祉面などその者にとって必要な支援等が充実し、実効性のある取組みが図られる。また、経済事情等の理由から再犯に至る者については、本人自身が必要な社会的支援制度の存在を把握していない場合なども考えられることから、自治体からの積極的な情報提供は本人の利益につながる。	法務省	藤岡市、春日部市、岡山市、高知県、沖縄県	○例えば、子どもに対する性犯罪を犯した刑期満了者が出所した後の国の再犯防止の取組は、法務省と警察庁の連携による「再犯防止措置」にとどまっておらず、国が先に先駆けて「子どもを性犯罪から守る条例」に基づき実施している社会復帰支援については、国が持つ刑期満了者の帰住予定先情報を当府に提供してもらえていない。そのため、対象者の全数を把握することができず、漏れなく支援につなげることができていない。
224	兵庫県、関西広域連合	奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化	法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)	【現状】 前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。 【支障】 現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中であっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。 [当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数] ①採用申請 約 1,000件/年 ②返還免除・猶予申請 約 500件/年 ③返還者等の現況確認 約 3,500件/年	県が当該業務を行う場合と同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	内閣府、個人情報保護委員会、子ども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省	—	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>刑事施設在所中から、「疾病や障害の特性」、「居住地」といった被收容者の要配慮個人情報を提供するに当たっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「法」という。）第69条第2項第1号及び第3号に基づいた対応をとる必要がある上、同項本文ただし書にあるとおり、当該個人情報を提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供することは許されないものとされている。</p> <p>この点、満期釈放予定者の帰住先に係る情報は、本人が任意に述べたものにすぎず、その正確性を担保できるものではないことから、本人の同意なく、本人が居住先と述べたにすぎない地方公共団体にこうした要配慮個人情報を提供するには、慎重な検討が必要であると考えられる。</p>	<p>本提案は、あくまで本人の同意を得た者について、帰住予定先の地方自治体への情報提供を求めるものである。</p> <p>地方自治体において特別調整対象者以外の出所者情報が入手困難な現状では、地方再犯防止推進計画等に基づく再犯防止に関する施策の円滑な実施は困難であるといわざるを得ない。実効性のある再犯防止の取り組みには、出所者の特定や確認が不可欠であり、本人の同意を得た者について、地方公共団体へ個人情報提供の機会が増える必要があると考える。</p> <p>そのための具体的な対応としては、再犯防止に向けて、医療・福祉サービスや住居の提供が必要または効果が高いと矯正施設等で判断される者について、矯正施設等から幅広く本人同意の意向を確認していただき、同意が得られた者に係る情報を国から帰住予定先の地方自治体へ提供を行う仕組みを構築する等の対応が必要と考える。</p> <p>帰住先の地方自治体が出所者本人の特性と希望に応じた支援を出所時からスムーズに行うことは、出所者本人の利益と再犯防止、ひいては安全安心なまちづくりにつながるものであり、そのためにも、国の「第二次再犯防止推進計画」の趣旨のとおり、本人の同意を得た者については、国から幅広く情報提供いただくことを強く要望する。</p> <p>なお、国から情報提供を行っていただく上で、必要な条件や方法等があれば、ご教示いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。</p> <p>国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体（公益財団法人）等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。</p>	<p>本奨学金事業は旧日本育英会（現（独）日本学生支援機構）が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。</p> <p>また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。</p> <p>マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。</p> <p>それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。</p> <p>国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
225	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点21】	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等	【現状】 現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。 【支障】 協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後とりまとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に係る事務や交付申請内容の確認時に承認状況の確認など一定の事務負担が毎年度発生している。 児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。 また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。	協議プロセスを省略または簡素化することで、承認申請協議に伴う地方公共団体の負担が軽減されるほか、やむを得ない事情により承認を受けられず補助対象外となる施設数が減少し、支援の充実につながる。	こども家庭庁	札幌市、盛岡市、茨城県、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、広島市、高知県、熊本市	—
227	兵庫県 【重点17】	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に関する指定確認検査機関の活用	国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。	【現状】 建築確認については、特定行政府が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。 一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の事務は建築主事のみが行っている状況である。 【支障】 近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。 しかし、被災後は公共施設や公営住宅、UR団地等についても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政府に置かれた建築主事に対応しなければならぬと規定されていることから、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。	国等の建築物に係る審査・検査等の業務負担が指定確認検査機関に分散し、建築主事の業務負担が軽減される。これにより、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に重点的に人員を配置し、被災地の復興を効率的に推進することが可能となるなど、住民サービスの向上が図られる。	国土交通省	盛岡市、福島県、福島市、高崎市、春日部市、岐阜市、奈良県、鳥取県、徳島県、延岡市	○指定建築検査機関へ確認申請が開放され、当市での取扱い件数は減少傾向にあるものの、その分、審査人員も減少している。そのため、災害が発生した場合、国や県・市等の建築計画の期間が重複・集中し対応可能な審査件数を上回ることが想定され、これらの審査業務を迅速に対応することが困難となることなどが想定される。また、当市では今後、人口の推移や財政状況を踏まえながら、老朽化した公共施設と市営住宅について再編整備を検討しており、それに伴い計画通知件数の増加が見込まれることから、計画通知について指定確認検査機関でも取り扱うことができるようにすることに賛同する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>放課後児童クラブの運営費に係る補助については、子どもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、子どもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。</p> <p>一方で、 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、 ・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方針においても、児童数の要件を設けていないこと、 ・過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたことから、平成27年度より、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からは子ども家庭庁長官）が認めた場合のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとした。 子ども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。</p>	<p>放課後児童クラブの補助金交付において厳正に精査する必要があることは理解しているが、放課後児童健全育成事業においては加算メニューが多岐に渡っていることから、交付申請・実績報告における事務作業が複雑であり、事業所・市町村・県ともに膨大な事務作業が生じている。</p> <p>一方で、10人未満の支援の単位について厚生労働大臣を行う協議のうち、特に「継続」案件については、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成28年3月11日現在）」のNo.9で示された事例以外であっても、10人未満での事業実施となっている背景や事業実施の必要性等について、現状でも特に記載を求められていない。</p> <p>加えて、小学校区内に他の放課後児童クラブが存在しない場合は、当該児童クラブの必要性は極めて高いと判断可能と思われる。以上のような現状に加え、これまでの協議事例の蓄積等から、「継続」案件をはじめとする、より多くの「承認を要しない類型の追加」に速やかに取り組んでいただき、事務の負担軽減や利用者支援の充実のため、本事業における事務の簡素化を強く希望する。</p>		<p>【全国知事会】 誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>
<p>提案の内容を踏まえ、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関の関与のあり方に関して、当該事務の実行性にも留意しつつ、検討を行うこととした。</p>	<p>第1次回答において、「当該事務の実効性にも留意しつつ、検討を行う」とされているが、国等の建築物に係る計画通知について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいが、また、その場合、法改正時期を含め具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのかご教示いただきたい。</p> <p>過去の災害時における計画通知件数の実績としては、当県においては阪神・淡路大震災で発災前の最大2.5倍に増加し、宮城県及び福島県においては東日本大震災で発災前の最大3倍にまで増加している。大規模災害がいつ起きてもおかしくない近年の状況の中においては、可能な限り速やかにご検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
228	兵庫県、姫路市	介護保険法に規定する徴収金の時効の見直し	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けた徴収金(介護保険法第22条)について、監査の開始による時効の完成猶予、更新又は時効期間を3年とすること。	【現状】 介護保険法第22条に規定する徴収金は、介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けたものが該当し、徴収金の消滅時効は2年である。この偽りその他不正の行為」を認定するために事業所に対して監査を実施しており、資料の整理・処分内容の決定に、長期間(長いもので2年)を要するケースがある。 例えば、大規模な組織ぐるみで不正を働いている場合、通常よりも資料の分析や関係者からの聴き取りに時間を要する。何十人もの従業員に対して聴き取りを行ったうえ、従業員が虚偽の答弁をしていないか、他の従業員の答弁内容や事前に回収した資料との整合性を確認したり、資料そのものに虚偽の内容が記載されていないか、資料相互の整合性を確認しており、どうしても時間を要する。 また、悪意のある事業者が資料の提出を渋り、時効までの時間稼ぎをするケースもある。 【支障】 徴収金と認定したときには消滅時効となっており、不正請求額の返還や加算金を求めることができない状況が生じている。組織が大きければ徴収金の額が大きくなる傾向にあるが、その分資料の分析にも時間を要し、巨額の徴収金を取りこぼすことがある。	介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施が確保されることにより、介護保険給付の適正化が図られ、介護サービスの質の確保につながる。	厚生労働省	盛岡市、茨城県、ひたちなか市、足利市、高知県、熊本県、宮崎県	○監査対象となった事業所について、記録の管理が不十分であるケースがしばしばあり、記録の確認さえ円滑に行うことができず、調査に時間を要することがある。 ○当市においても、徴収金の一部を2年の消滅時効により請求できなかった事例がある。当市においては、県の指導に基づき、介護給付費の返還をサービス事業者に求めた事例がある。事実関係の確認や処分内容の検討に時間を要し、介護サービス事業者に対し県が調査を開始してから、当市が返還請求を通知するまで約1年ほどかかった。この間に、2年の時効を迎え請求できなかった徴収金が生じた。
229	兵庫県、姫路市	福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化	民生委員・児童委員(以下「委員」)による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。 (なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとする。)	【現状】 本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた民児協が手作業で集計を行っている。 (当県内の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ役の民生委員に報告を行った後、とりまとめ役の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多い。) 【支障】 各地区で取りまとめを行う民生委員にとっては集計作業による事務負担が大きい。(なお、Excel等を用いた電子媒体による報告については、パソコンを日常利用していない民生委員も多く、活用に応じたハードルが高い。) また、民児協では、紙帳票を一定期間保管しなければならず、集計事務の負担も大きい。	委員が各自の端末(スマートフォン等)でいつでも報告できるようになり、委員の利便性の向上と負担軽減が図られる。 また、報告とりまとめの負担が軽減しデータ活用も可能となるうえ、紙帳票の保管が不要となる。	こども家庭庁、厚生労働省	仙台市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、藤岡市、川崎市、相模原市、石川市、高崎市、奈良市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、奈良県、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、熊本市、沖縄県	○当区においても、委員一民児協一所管課への報告は紙ベースのため、提出に対する負担や時間の制約を受け、集計に際しても一件一件入力する都合上、負担が生じている。委員が普段より使い慣れている各自の端末(パソコンではなく、スマートフォン等)を利用し、報告ができれば、時間の制約を受けず、負担が軽減されるほか、紙の削減により環境への負荷も軽減される。 ○各地区で取りまとめを行う民生委員の負担となくとも、簡易的に入力できる入力フォームがあると負担軽減になる。 入力項目が簡略化されると、より負担軽減につながる。 ○当市でも各民生委員から提出された活動報告を地区民児協でまとめ、その後区、市へと提出することになっている。オンライン化することができれば、民生委員も毎月各自で紙ベースで報告する手間を省くことができる。集計作業の負担軽減も図ることができる。 ○年齢が高い民生委員が多い状況であることから、「委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なもの」でオンライン化が可能であれば、取りまとめを行う、民生委員及び事務局の負担軽減につながる。 ○月例報告書の作成が負担になっているとの声が寄せられている。 定例の月例報告の簡素化と効率化を図るため、スマホやパソコン等で入力できる、民生委員専用アプリの開発など、ICT化を進める要望がある。 ○活動報告は、記入方法が複雑であることに加え、集計方法が手間であることから、錯誤が多く、統計の信頼性を低下させるだけでなく、民生委員の負担にもなっている。したがって、オンライン化して、入力補助、エラーチェック、修正報告、自動集計等の機能を搭載することで、これらの問題を解決することに繋がると考える。
230	兵庫県、加古川市 【重点13】	民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し	民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	【現状】 「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。 【証明する内容】 ・受給資格者が母である場合、対象児童と同居しないでこれを監護していること ・受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること ・対象児童の父母が事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したこと ・受給資格者が前年の一二月三一日において児童の生計を維持したこと 等 【支障】 従来は、民生委員等が日常的に住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われ、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員等に依頼し、事実確認が困難なケースも多い。 このため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。	受給資格の証明を行う者を拡大することで、民生委員の心理的負担・業務負担の軽減と、申請する住民の証明依頼先が増えることによる利便性向上・心理的負担の軽減等が図られる。	こども家庭庁、厚生労働省	仙台市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、川崎市、相模原市、石川市、高崎市、奈良市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、奈良県、広島市、佐世保市、熊本市	○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。 ○民生委員においては、地域における福祉的課題が複雑化している中で、活動内容も増え、負担が大きくなっている現状があるため、受給資格の証明を行う者が拡大することは、民生委員の負担軽減に繋がるものと考ええる。また、証明がスムーズに行えるようになることで、当該の事務処理においても、迅速な対応に繋がるものと考ええる。 ○生計の維持や婚姻関係など、民生委員が把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員の負担となっている。 ○当県でも民生委員が疾病等で入院し、一時的に地域の民生委員が空白状態となるケースが報告された。こうしたケースで証明が得られず、受給資格者に不利が生じる恐れがある。 ○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。見直しされれば民生委員の負担軽減となる。 ○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。 ○当市でも同様に地域のつながりが希薄化していることから、事実確認が難しく、また実際の訪問やその準備に体力的、心理的な負担も大きいという声がある。そのため、民生委員に限らず、業務を担当する部署、職員による実地訪問などの確認でも十分な証明とみなしてよいと考える。 ○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>介護サービス事業者に対する監査は、債権者による権利行使そのものではないため、これにより時効の完成猶予(停止)や更新(中断)の効果が生ずると解することは難しいと考えている。(なお、市町村が事業者に対して徴収金の納入の通知等を行うことで時効が更新される。)</p> <p>また、介護保険は年度を単位とする短期保険であり、その債権債務関係を長く不確定状態に置くことは保険事業の運営上好ましくないといった趣旨から、介護保険法第200条においては、介護保険に係る保険料、納付金及び徴収金を徴収する権利、還付を受ける権利並びに保険給付を受ける権利等に関する時効を、医療等と同様まとめて2年としているところである。こうした趣旨及び法令上の整合性を踏まえると、介護保険法第22条の規定による徴収金に係る時効のみを3年とすることは適当でないと考えている。</p>	<p>市町村が事業者に対して徴収金の納入の通知等を行うことで時効が更新されるとのことであるが、そもそもの徴収金額の確定までに時間を要し、納入の通知等を行うことができない。</p> <p>介護サービス事業所の介護報酬請求に疑義がある場合は、監査を実施し、資料の確認や聴取り調査を行うが、監査結果における事業者へのペナルティとしては、不正請求と認定し徴収金として返還を求める場合、過誤請求と認定し不当利得として返還を求める(行政指導を行い、過誤調整により返還する)場合がある。</p> <p>行政処分上の該当事由でもある不正請求の方が悪質であるにもかかわらず、不正請求の徴収金は過誤請求の返還の時効(5年)より早い2年で時効を迎えるため、ペナルティのバランスを欠き、不合理である点について早急に是正が必要と考える。</p> <p>加えて、監査を実施し行政処分を行う前に実施する聴聞については、実施回数、時間等についての規定がないため、監査の相手方から「陳述し尽くせていないから聴聞を継続してほしい」と要望されると複数回聴聞を実施せざるを得ない。当市でも聴聞に相当の期間を要した実例があるが、相手方が意図的に引き延ばしを行う場合、結果として時効を迎えると更にバランスを欠くこととなる。</p> <p>よって、「監査は、債権者による権利行使そのものではないため、これにより時効の完成猶予や更新の効果が生ずると解することは難しい」との回答であるが、事業者が行った介護報酬請求のいずれが不正であるかを事業者に提示する聴聞開始の時点で時効の更新の効果が生じるようにする等、監査結果としての事業者に対するペナルティの公平性を確保する観点からの早急な検討及び対応が必要と考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>ご提案のオンライン化については、各自治体・民生委員児童委員協議会によって活動記録の集計方法が様々な中で、国統一のオンライン化に伴う影響(スマートフォンを所有していない場合はどのように報告するのか、紙ベースを望む場合への対応等)等の課題があるため、対応困難である。他方、福祉行政報告例について、関係団体等の意見を踏まえて、調査項目の簡素化を図る等、負担軽減に努めてまいりたい。</p>	<p>令和4年度に全国民生委員児童委員連合会が行った調査では、民生委員・児童委員(以下「民生委員」)同士の情報共有方法として、「LINE等の活用」との回答割合が令和2年度同調査と比較して大幅に増加しており(令和2年:18.4%⇒令和4年:40%)、SNSの活用が進んでいることや、民生委員の中心世代である60歳、70歳代でもスマートフォン等所有率が相当高まっている現状(「2022年一般向けモバイル動向調査(株式会社NTTドコモ モバイル社会研究所)」によると60歳代で約9割、70歳代で約7割が所有)を踏まえると、オンライン化による懸念点は相当程度払拭されると思われる。(なお、委員が紙ベースでの報告希望の場合は、民児協等による代理入力での対応可能と思われる。)</p> <p>また、「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書(令和3年3月)」によれば、民生委員の候補者推薦の課題として「民生委員の役割・業務内容が負担」との回答が8割弱あり、同調査では民生委員の担い手確保に向けた提言として「ICTを活用した民生委員・児童委員の負担軽減」も示されている。現状、多くの自治体が本提案と同様に、現行の報告方法に課題があると主張していることから、報告のオンライン化について早急に検討すべきと考える。</p> <p>なお、負担軽減に向け福祉行政報告例の調査項目の簡素化を図られるとの回答であるが、同調査は地域共生社会づくりの取り組みにおいて主要な担い手である民生委員の活動内容を把握・評価する上で非常に貴重な資料と認識しており、調査項目の維持は固りつつ、回答・集計方法など事務負担の軽減を図る視点が重要と考える。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員・児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示りする等の対応を検討してまいりたい。</p>	<p>昨今、特に地方においては人口減少、少子高齢化の急速な進行とともに、人と人とのつながりの希薄化により、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症、生活困窮やひきこもりによる貧困の連鎖、8050問題やヤングケアラーなど、多くの福祉課題が生じている。</p> <p>これらの福祉課題への対応で民生委員、児童委員の活動は増加し、その業務負担が大きくなる一方、民生委員、児童委員の欠員は増加傾向であり、業務負担軽減となり手確保が喫緊の課題であることから、回答頂いた民生委員、児童委員以外の証明できる者について、早急にお示し頂きたい。</p> <p>しかし、現場の民生委員、児童委員からは「民生委員、児童委員等の証明は、住民からの生活実態の聞き取り等を行うのみであり、面識のあるなしに関わらず、客観的な事実を証明することは難しい。」「生活実態を把握できない状況で、手当の受給資格に関わる証明を行うことは、心理的な負担が重い。」「仮に民生委員、児童委員以外の者であっても、客観的な事実を証明することは難しいのではないか。」という意見も伺っているところである。</p> <p>こうした意見も踏まえると、「民生委員等の証明書について、必要性の根本的な検証」、「現地調査ありきではなく、書類や資料を用いた確認方法の検討と明示」、「審査担当課から他部門、他機関へも、受給資格確認時に情報提供等を求めることができる権限の付与」など、「民生委員、児童委員等の証明」以外の確認手段の導入についても検討すべきであると考えます。</p>		<p>【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員に負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>